

A large, stylized yellow map of Japan is positioned in the background, extending from the top right towards the bottom left. The map shows the four main islands: Hokkaido, Honshu, Shikoku, and Kyushu.

# 成長を目指して

## 日本の商環境に関する EBC 報告書

### 2010 年

欧州ビジネス協会  
在日欧州（連合）商工会議所

成長を目指して

日本の商環境に関する EBC 報告書  
2010年

欧州ビジネス協会

在日欧州（連合）商工会議所

**欧州ビジネス協会  
在日欧州（連合）商工会議所**

EBC は下記の在日欧州商工会議所の通商政策機関である：

Austrian Business Council  
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan  
British Chamber of Commerce in Japan  
Danish Chamber of Commerce in Japan  
Finnish Chamber of Commerce in Japan  
French Chamber of Commerce and Industry in Japan  
German Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Hellenic Foreign Trade Board  
Icelandic Chamber of Commerce in Japan  
Ireland Japan Chamber of Commerce  
Italian Chamber of Commerce in Japan  
Netherlands Chamber of Commerce in Japan  
Norwegian Chamber of Commerce in Japan  
Polish Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Spanish Institute of Foreign Trade  
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

**Executive Operating Board**

**Chairman:**

Tommy Kullberg

**Senior Vice-Chairman:**

Michel Theoval (France)

**Vice Chairman:**

Duco B. Delgorte (Netherlands)

**Members:**

Michael A. Loefflad (Austria)  
Bernard de le Court (Belgium/Luxembourg)  
Richard Thornley (Britain)  
Claus Eilersen (Denmark)  
Erik Ullner (Finland)  
c/o Manfred Hoffmann (Germany)  
Philip Greenan (Ireland)  
Pio d'Emilia (Italy)  
Duco B. Delgorte (Netherlands)  
Rune Nordgaard (Norway)  
Mats Bruzaeus (Sweden)  
Christoph Saxer (Switzerland)

**Executive Director:**

Alison Murray

**Policy Director:**

Bjorn Kongstad

**Communications Manager:**

Yoko Hijikuro

**Communications & P.R. Officer:**

Victoria Fang

**EBC について：**

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 17ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBCの会員は法人と個人を合わせ現在約 2,500 を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の役員約 400 人が、EBC の 28 の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州連合代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください：

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7  
三番町 POULA ビル 2F  
電話：03(3263)6222  
Fax：03(3263)6223  
Eメール：ebc@gol.com  
ホームページ：http://www.ebc-jp.com

成長を目指して  
日本の商環境に関する EBC 報告書  
2010 年

編集者：Bjorn Kongstad

© 2010 年欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者：欧州ビジネス協会  
在日欧州（連合）商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F  
電話：03(3263)6222 Fax：03(3263)6223  
Eメール：ebc@gol.com ホームページ：http://www.ebc-jp.com

# 目次

会長からのメッセージ .....	4
事務局長からのメッセージ.....	5
はじめに .....	8
ビジネス関連	
人的資源 .....	12
知的財産権 .....	14
小売・卸売 .....	16
法律サービス .....	18
持続発展 .....	20
税制 .....	22
金融サービス	
資産運用 .....	26
銀行業務 .....	28
保険 .....	30
運輸・通信	
航空会社 .....	34
ビジネス航空 .....	36
物流・貨物輸送 .....	38
鉄道 .....	40
電気通信サービス .....	42
電気通信機器 .....	44
医療・衛生	
動物用医薬品 .....	48
臨床検査機器・試薬（体外診断） .....	50
医療機器 .....	52
医薬品 .....	54
ワクチン .....	56
化粧品 .....	58
消費財	
酒類 .....	62
食品 .....	64
産業	
自動車 .....	68
自動車部品 .....	70
航空 .....	72
宇宙 .....	74
防衛 .....	76
建設 .....	78
産業用材料 .....	80
環境技術 .....	82
補遺	
Endorsements .....	86
Blue Star Sponsors .....	87
Special Sponsors .....	93
Sponsors .....	94
Supporters .....	96
EBC Affiliate Members .....	97
Executive Operating Board .....	98
Board of Governors .....	99



## 会長からのメッセージ

日本の有権者が政治への新たなアプローチと切実に必要な景気浮揚の実現を民主党に託し、もう一年以上になります。当時、長年にわたる最悪の景気後退に陥っていた日本は、世界金融危機と国内の根深い構造的問題の影響に苦しんでいました。低水準の内需と効率が悪く不採算のサービス産業分野では、輸出需要の低下を穴埋めできず、国家財政が少子高齢化対策のコストで逼迫するなか、日本経済は行き詰まっていたのです。

では政権交代以降は、いかがでしょうか。確かに非常に多くの取り組みが見られますが、あいにく経済改革分野に動きの気配はありません。それどころか、慢性デフレのさなか、日々進行する円高と株安に見舞われるような状況下で、日本では、雑音に気を取られた政治の指導者達が党内抗争に止めどなく明け暮れるという見せ物が演じられてきました。政党政治が政策や経済や国民の利益よりも優先される状態というのは、明らかに優先順位の付け方に間違いがあるのではないのでしょうか。

しかし、すべてを失ったわけではありません。菅直人首相とその政権は、明確な民意の裏付けと、今後の政策課題を策定するという最高の機会に恵まれているのです。今こそ菅政権は日本の焦眉の急に、目を向けるべきです。何しろ菅政権が民主党代表選挙に気を取られていた隙に、中国やインド、韓国等の多くの国々は懸命に財政の立て直しを行い、景気を押し上げ、成長の追求に努めてきたのですから。日本も同様のことを行わなければなりません。

最優先となるべきは経済を正しい軌道に戻す政策方針でしょう。規制改革を推し進める従来の構想をより精力的に追求し、その的はイノベーションや競争や対日投資の促進に絞るべきでしょう。既得権益集団はあまりにも長い間、変革を妨げてきたのですから、この集団から権力を取り上げる取組みについては、必ず成功に導かなければなりません。この目標は日本を世界経済における強力な競争者として再確立し、持続可能な成長をしっかりと見据え、さらに企業や財政だけでなく、あらゆる消費者・国民にも恩恵をもたらすものでなければなりません。

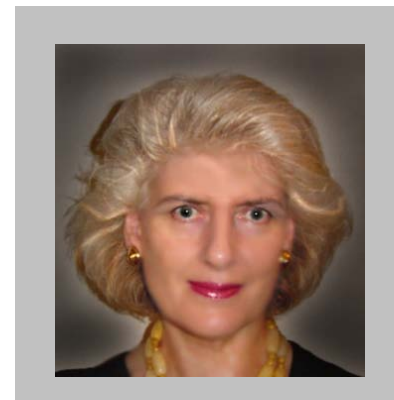
欧州ビジネス協会（EBC）では、こうした事柄が「言うは易く、行うは遙かに難し」だということを認識しています。日本の商環境に関するEBCの2010年版報告書の狙いは、変革が最も切実に必要だと思われる分野を特定し、何をなすべきかを提案することです。日本の政治家および政府関係者がこの報告書を貴重な情報資源として評価し、各章に挙げられた提案だけでなく、他の相互に関心のある事項についてもEBCとの対話を積極的に求めることを願っています。我々の提案は、EBCの専門家委員会の経験と深い見識に基づいています。EBCの専門家委員会では、日本とその他の市場の両方における事業経営の広範な知識を提供していますが、市場アクセスが改善すれば、日本は一層の隆盛と雇用の増大につながる刺激的で莫大な機会を新規にもたらさうものと深く確信しています。

EBCは、困難な経済の前途に直面しているのは日本だけではないことを深く意識しています。欧州連合もまた、世界金融危機から回復すべく苦闘しており、公的債務、多額の公共支出、伝統的な市場におけるし烈な競争といった諸問題に依然悩まされています。しかしEUと日本が共有しているのはこれだけではありません。両者は教育を受けた熟練労働力、ワールドクラスの研究開発・製造施設、最先端の企業と大規模な国内市場といったメリットを共にし、さらには経済発展における似通ったプロフィールや、公共の福祉や環境持続可能性に対する強いコミットメントも共通のものなのです。こうしたすべての理由からEBCでは、EUと日本が共にこうした強みを土台とし、相互通商と協力を促進し、真に自由な共有市場の実現を目指すことによって、成長と世界での競争力のための永続的な機会を互いに提供しうると確信しています。

日欧双方のため、いっそう輝きに満ちた経済の未来の構築に心を寄せるすべての人々に対して、EBCの提案が一つの刺激となることを、我々は確信しております。EBCが求めるものは欧州産業界にとっての特権や利益ではなく、ただ公平な競争条件と平等な条件下での競争なのです。まだ手遅れではありません。しかしもう余分な時間は残されていないのです。日本は行動を始めなければなりません。成長を目指して、前進しなければならないのです。

トミー・クルバーク  
欧州ビジネス協会 会長  
(クルバーク&パートナーズ株式会社代表取締役会長)

## 事務局長からのメッセージ



欧州ビジネス協会（EBC）は、日本の商環境に関する 2010 年版の報告書「成長を目指して」の刊行を謹んでお知らせ申し上げます。

本報告書の製作時期は、日本政府の新たなスタートと時を同じくしています。ちょうど本書を印刷に出すころには、数カ月に及ぶ政治的混乱もようやく收拾に向かい、政治の焦点は日本の経済的苦境へと移りつつあるように思われます。不況から日本が回復するには依然として足下の揺らぎがつづいているようです。そこには輸出を阻む円高が一方に、またもう一方には内需を抑制する企業マインドや消費者マインドの低下が存在しているのです。日本はデフレスパイラルに陥るとともに、自らの運命の変化を外因に任せてしまっているように思えます。しかし実のところ、世界金融危機が目下の沈滞感を助長したにせよ、日本の根本的な問題の多くは日本が自ら招いたものと言えます。EBC やその他の団体は長年にわたり、輸出への過度の依存に警鐘を鳴らし、また構造改革と経済改革の緊急な必要性を予告してきました。歴代の政権はみな尻込みし、問題から目をそらしてきたのです。現政権は異なるアプローチを取るべきです。挑戦課題に真正面から取り組んで成長を目指すべきでしょう。

EBC 年次報告書の目的は、日本政府が主要な取組を行う分野を特定する際に、そのプロセスに寄与することにあります。このため本書では在日欧州企業の視点から、経済再生のビジョンを妨げる諸問題を重点的に取り上げています。本報告書の提案は当然ながら現実的なものです。すなわち、実際的で簡潔であり、また不必要なコストと事務的手続を排除し、開放性と透明性の向上を目指し、イノベーションと競争を促進することに明確に重点を置いています。こうした提案は、EBC の 28 の産業分野別委員会や約 2,500 社の企業、また EBC の主要関係団体である欧州各国商工会議所やその他の在日ビジネス団体の経験と専門知識から直接導き出されたものです。また最終稿については、いただいた数多くのご意見やアイデア、情報を取りまとめるに当たって、EBC の新しいポリシー・ディレクターであるビョーン・コングスタード氏に多大なるご尽力をいただきました。

駐日欧州連合代表部および欧州連合加盟各国の在京大使館からは EBC に貴重なサポートをお寄せいただき、また専門的な知識もご提供いただきました。そのご厚意に EBC を代表して感謝申し上げます。末筆ながら、惜しみない財政的支援によって本書の刊行を実現して下さった数多くの EBC 会員の皆様にも深謝申し上げます。皆様には巻末のスポンサー様および支援者様セクションへの掲載をもってご厚情への感謝のしるしとさせていただきます。

我々はこの EBC 報告書が洞察とアイデアの宝庫となり、日本政府が直面する経済的課題の解決策を求める際に、多大の貢献をなしうることを確信しております。EBC の会員は、日本を事業活動の拠点としており、日本人を雇用しています。彼らは、日本の市場の重要な役割を担い、公平な競争の場を求めているにすぎません。また、彼らは各々の本社に、継続的に日本に携わり投資するよう熱心に奨励しています。彼らの日本への個人的献身は最強であり、その提案はこの上なく誠実であります。

さらにまた、欧州連合自体が同様に多くの問題と格闘し、経済大国の座が中国とインドへと容赦なく移行していく流れの中、EBC では、開かれた共有市場の実現へ向けて EU と日本が連携することを引き続き要望して参ります。この開かれた共有市場が現実のものとなれば、変化する世界の商環境の中での相互通商と投資をいつまでも強力に後押しする力となることでしょう。

本報告書が読者の皆様にお引き立ていただき、また常に成長を志しておられる皆様のなにかのご参考になれば幸甚です。

アリソン・マリー  
欧州ビジネス協会 事務局長



はじめに

## はじめに

経済改革への新鮮なアプローチを約束する新政権の選出を欧州ビジネス協会（EBC）が歓迎してからもう一年以上になる。当時、首相は、透明性の向上、無駄な支出の削減、「バリュー・フォー・マネー」の提供という野心的な目標をはじめとする多数の新政策を打ち出し、すぐさま仕事に取りかかった。すべての見直しがなされるはずだった。省庁の「特別会計」、非競争的な公的調達契約、非効率的な医療制度、そして不透明な税制さえ、すべてが精査のため公開され、必要な部分には新たな優先事項に照らして改革がなされるはずだった。少なくとも日本は公正で競争力のある、開かれた経済国になるものと思われた。

ところが、いざふたを開けてみると、残念ながら与党内での政策論争と政治抗争にかき消されて、当初数カ月の熱気は急速に冷めゆくこととなった。しかし、政権が今にも内部分裂するかと思われた矢先、状況は再び安定化した。チャンスがもう一度巡ってきたように思われるのだ。

したがってEBCは今一度、日本経済の新規まき直しを行う決意を固めた新政権を歓迎したい。今や状況は一年前以上に緊急を要する。何しろ日本が政治抗争に気を取られている間に、中国やインド、ブラジルといった国々は、財政の強化に励み、今後の成長の土台となる国内外の新市場を模索していたからだ。それを考えると、2010年が世界第二位の経済大国として中国が日本に取って代わった年として歴史に残るとしても、さほど驚くには当たらない。

日本政府が取り組むべき最初の仕事の一つは、島国根性の増大という現在の気がかりな傾向を覆すことと、日本が国際的な一勢力であり続けるために日本の目を再び外に向けさせることだろう。EBCでは、政府が速やかに行動して適切な選択を行う限り、持続可能な繁栄と成長には、まだ非常に大きな見込みがあると強く感じているものである。

まず、間違った選択となりかねないことをいくつか眺めておこう。日本は長年にわたり、経済の推進力として輸出産業に頼ってきたが、これには脆さがあり、2008年の場合のように外需が落ち込むときや、2010年の場合のように円が急騰するときには、危険である。その一方で、輸出市場の強さは、競争と変化の圧力から国内企業を守るために利用されてきた。その結果として競争力に欠如することとなり、これは産業界にとっても消費者にとっても同様に好ましくなく、また結局は日本のためにもなっていない。というのも、中国やインド、あるいは米国とも異なり、日本は外需の低下を、内需の刺激で穴埋めすることができないことが明らかとなっているからである。日本はもはや、苦境を脱する方法を輸出に頼ることはできない。従来の方針選択の欠陥はすでに露呈している。現政府はそれを繰り返すべきではない。

しかし、政府は、人員数も権力も肥大した日本の官僚機構を政府の統制下に置くことに成功しない限り、従来と異なる進路をとることはできないだろう。従来の方針は、選挙で選出されたのではない官僚が政策を決定し、既得権益集団の立場を強化し、改革の必要性を無視するのを事実上放置していたのだ。日本は規制の枠組みに積極果敢に取り組み、海外からのモノ、サービス、資本、技術ノウハウ、専門家を温かく受け入れるべきである。こうした試みは、切実に必要とされる投資を日本へ呼び込み、国内企業の競争力を高めることとなろう。競争は消費者に利益をもたらして消費者の支出を促し、ひいては発展を推進し、成長へとつながるのだ。

成長を第一に据えることは、市場を開放してさらなる競争を実現することを意味し、したがって、色々な問題が政府の優先事項リストの上部へと押し上げられる。EBCの観点から見ると、これには以下の項目が必要なものとして含まれる。

- 規格、製品認証、上市承認の相互承認へ向けてEU当局と協力するとともに、適宜、国際規格を採用する
- 国内外のすべての企業の公平で平等な待遇を保証するよう、競争ルールを抜本的に見直す

- サービス分野および公的調達契約入札面での公正で開かれた競争を確保する
- 外国からの直接投資面で日本の近隣諸国が激しく競合していることを念頭に置き、インフラとインセンティブを含め、対日直接投資のための条件を改善する
- 革新的な製品の日本市場導入を妨げたり、遅らせたりする、コストの高さ、不必要な事務手続、長時間かかる承認といった障壁を撤廃する
- 会社法および税制・規制制度が、対日直接投資を促す商環境に建設的に貢献することを確保する
- 福祉を改善し社会にとっての全般的コストを削減するイノベーションの価値を認め、それに報いるため、医療分野における償還制度等、研究開発への投資に対するインセンティブを強化する

こうした項目などの多くの改革が必要なのは、日本の産業の競争力を向上させ、消費者マインドを高めることによって民間国内需要の長期的拡大を促進し、日本の内向きの硬直性を打破し、日本経済をより建設的な軌道に乗せるためであると、EBCは確信している。本報告書の各セクションには、産業部門別の詳細と、こうした目標を達成する助けとなりうる、より具体的な行動提案を収めている。しかし新しい成長経路を見つける必要があるのは何も日本ばかりではない。欧州連合も同じ課題の多くを共有し、やはり解決策を模索しているのだ。

実際に、過去十年間、EUと日本は数多くの対話を行い、相互通商を促進することで双方の経済を押し上げようとして取り組んできた。こうした対話は、貴重な外交手段となってきたかもしれないが、批判的に言えば、より具体的な結果をもたらすための交渉手段を欠いている。そのため、EU・日本関係はいまだポテンシャルをフルに実現することからはほど遠い状態にある。しかし双方とも、EU・日本関係によってもたらされる繁栄と経済的安定性を増大する機会を見送る余裕はない。したがってEBCは、EUと日本の当局が二者間協定の実現可能性について検討するハイレベルグループを2010年中ごろに設けたことに満足している。このハイレベルグループの設置により、相互通商にとっての障害が取り除かれ、規則・規制が統合され、また、認証および規制手続が整合化され、自由な競争、公正な投資、知的財産権保護強化、透明性ある公的調達慣行が実現されることとなるのだ。EBCでは、この取り組みを成功させることへの双方のコミットメントを要望する。なぜなら、この取り組みは積年の通商問題に適切に対処し、強い競争力を持つビジネスを促進して消費者に利益をもたらし、それによって成長に貢献する絶好の機会をEUと日本に提供することになるからである。

EBCは、EUと日本が、相違点ではなく類似点に焦点を当てることによって経済面の強みと活力を共有し、それぞれの国民・市民に持続的な繁栄をもたらすだけでなく、世界の舞台における通商と投資に関する基準を設けることもできると確信している。忘れてはならないのは、欧州が、モノとサービスの分野における最先端の企業と5億人以上の富裕な市民を誇る、依然世界最大の消費者市場であること、そして日本が、比類のない技術面の創造性と専門知識、ならびに他の追随を許さない品質とサービスの質へのこだわりを有しているということだ。こうした強みを共に足場とすることによって、EUと日本は、EU・日本関係を劇的に変化させるに推進力を得て、世界経済におけるEUと日本双方の立場を大幅に強化することができるだろう。

我々は、本報告書に収められたすべての情報やアイデア、提案の類が、日本政府と、ビジネスおよび投資のための環境改善を真に望む、欧州連合をはじめとするその他すべての当局の考え方にポジティブな貢献をなすものとなることを確信している。とりわけ、日本政府がこれからの一年間に、構造的障壁から経済を解放し、自由で開かれた競争を促進し、消費者の利益を第一に据えていくこと、つまり、成長を目指して前進することを要望する。

## 本報告書の構成

本報告書は31の章からなり、それぞれは特定のEBC産業分野別委員会の懸念事項を取り上げるとともに、日本でビジネスを行っている委員会メンバーの集会的な実地体験に基づくものである。各委員会が執筆した各章は、各産業分野についての商環境の概観、過去一年間の進展状況、ならびにさらなる規制改革へ向けての一連の提案で構成されている。EBCのポリシー・ディレクターの手による本章「はじめに」は、全委員会で提起された最重要問題のいくつかと、EU・日本間のより緊密な通商および経済協力の潜在的メリットを取り上げていることを狙いとしている。



# ビジネス関連

人的資源  
知的財産権  
小売・卸売  
法律サービス  
持続発展  
税制

# 人的資源

## はじめに

日本の経済と人口統計の見通しは、多くの面で暗たんとしている。今後予想される熟練労働者の減少、高齢化、出生率低下は、国内企業と外資系企業ならびに日本経済の長期的活力にとって大きな難題を突きつけている。企業は、目下の不況のなか、人的資源の合理化を迫られているが、労働人口が減少するにつれ、国内外の新しい労働力供給源の発掘を求める圧力が増大することになる。こうした難題を考慮すると、労働規制と人的資源管理慣行によって高技能で競争力ある労働力を確保・維持する最良の手段を推進・提供することが肝要である。現代のハイペースなグローバル経済の目まぐるしく変化する要求に応えるためには、政府は、国際的な標準や慣行に沿った柔軟な新しい労働法を通じ、入国管理と雇用の保障に関して障害となっている規制を撤廃し、労働市場への女性のさらなる参加を奨励しなければならない。

2012年7月、「外国人登録法」の廃止と「入管法」の改正により、すべての入国管理情報の管理が法務省入国管理局下に一本化され、現行の「外国人登録制度」が抜本的に改正されることになる。この新しい制度と「在留カード」は、日本の入管政策をかなり好ましい方向に変化させるものであり、ほとんどの在留外国人にとって、現行の制度に比べ大きな改善となるだろう。しかしながら、新しい制度は、より多くの外国人を日本に呼び込むために必要なビジョンを反映しておらず、実のところ、すでに日本にいる外国人にとっての改善でしかない。例えば、扶養配偶者は、共稼ぎの場合など、高資格者であるケースが往々あるが、それでも、身元引受先になってくれる企業を見つけることを含め、入管手続すべてをまた一から行わない限り、就労資格を得ることが出来ない。これでは、キャリア志向の強い外国人夫婦が仕事をするため日本に転地することを検討するモチベーションにはほとんどならない。

ここ数年の労働法の改正は、労働時間、報酬、年金制度、契約等の面で一層のフレキシビリティをもたらすことに成功したが、その一方で、依然として長期雇用制度の維持に固執し続けている。2010年には大企業に関して労働基準法の「時間外労働」がさらに改正され、超過勤務時間が一定限度に達した場合、時間外労働の賃金率がより高くなる。企業は今では、従来までの半日または4時間単位ではなく、1時間単位で従業員に休暇を取らせることもできるようになっている。EBCは、こうした動きを好意的にとらえている。

入管政策のさらなる抜本的改定の必要性和共に、日本は、労働人口への復帰を女性に動機付ける切実な必要性がある。「短時間勤務正社員」制度等の構想が導入されているが、一般にはあまり周知も利用もされていないため、日本の主婦の多くは依然、正社員になることに踏み切れないと感じており、したがって、労働市場に入ることに消極的である。これは、利用可能な人的資源の無駄遣いとしか言いようがない。さらに、派遣会社から派遣される労働者を不況時の解雇から守るための労働者派遣法の改正が決定しているが、これは、女性が高比率を占めるそうした労働者の受け入れを企業にためらわせる要因となるおそれがある。

2001年の確定拠出年金法により、雇用者はよりフレキシブルで魅力的な年金制度を被雇用者に提供することが可能になった。しかし、日本の年金制度への強制拠出の払い戻しを、離日する外国人労働者の場合にまで拡大することを可能にする改正がまだ必要である。年金拠出の払い戻しは、ベルギー、フランス、英国、ドイツ、オランダ、チェコ共和国、アイルランド、スペイン、イタリア、スイス、ルクセンブルグ、ハンガリーとの間で締結済みまたは交渉中の、個別の社会保障協定によってカバーされる。日本政府は、残るすべてのEU加盟国ならびにノルウェーおよびアイスランドとの社会保障協定を締結すべく速やかに行動すべきである。EU・日本間の包括的な経済統合協定（EIA）は、社会保障年金拠出払い戻しについて複数の二国間協定を結ぶプロセスを合理化することができる。EUと日本は、長期的には欧日両地域へと拡大する単一労働市場の創出を視野に入れ、EU・日本間のすべてのビザおよび就労許可要件を撤廃すべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 入国管理、再入国許可、および新しい「在留カード」

*年次現状報告*：大いに進展。入管法と外国人登録法の合併案および「在留カード」案の導入が、2009年7月15日に国会で可決された。新制度導入の目標期日は、2012年7月に設定されている。EBC 人的資源委員会は現行の枠組みの綿密な見直しを行ってきたが、手続の透明性を維持したことに対し、日本政府を強く支持する。

#### 提案：

- 入国管理局は、地方支分部局の設置場所が限られていることに起因する、地方支分部局に定期的に出向く不便さを認識し、地方支分部局に出向かなくても「在留カード」の詳細の変更ができるオンラインおよび郵送申請制度を実施すべきである。
- 政府は、再入国許可制度を全廃すべきである。12カ月以内に日本へ戻る在留カード保有者の免除は適切な方向へ向かう動きであるが、EBCは、新しい入管法の下でも再入国許可制度を継続する論理的理由が分らない。
- EBCは、情報保護の確保および日本国民と外国人双方間のプライバシー平等性の追求に鋭意努めることを入国管理局に求める。法務省は、新しい在留カードで使用されるICチップ技術や、ICチップ・リーダーの使用、在留カードに表示される個人情報のセキュリティを注意深く検討すべきである。

### ■ 職場の多様性

*年次現状報告*：進展なし。日本の将来は、高齢化する人口を支えるとともに日本の経済を推進するに十分な労働人口を維持することに大きく依存する。労働人口を増やすための最も容易な方法は、労働市場への女性の参加を拡大することだろう。EBC は日本政府に対し、職場の多様性に一層焦点を合わせ、労働市場への一層の女性の参加と、家事と子育てへの一層の男性の参加を支援・奨励するよう強く要望する。

#### 提案：

- 「扶養配偶者」に年間140万円以上の所得をあげる意欲を失わせる「配偶者特別控除」を廃止する。
- 日本株式会社内での「短時間勤務正社員制度」の認知度を高め、税額控除、給付金またはその他の手段を通してこの制度を利用するインセンティブを企業にもたらす。
- 女性の労働市場参加と男性の家事参加を支援するための十分な保育施設、制度、人員配備に必要なインフラを大幅に拡大・改善する。
- 多国籍企業が日本勤務ポストに最良の人材を誘致できるよう、配偶者ビザ保有者に就労許可を自動的に交付する。

### ■ 年金

*年次現状報告*：徐々に進展。ベルギー、フランス、英国、ドイツ、オランダ、チェコ共和国、アイルランド、スペイン、イタリア、スイス、ルクセンブルグ、ハンガリーとの間で、社会保障協定が交渉中または締結済みとなっているが、日本の年金制度への強制拠出の払い戻しは、脱退する外国人の場合は依然、最高3年/約150万円が上限となっている。

#### 提案：

- 日本の公的年金制度への強制拠出は、脱退する外国人とその雇用者に全額払い戻されるべきであり、年金支払は、制度への25年間の拠出要件なしに行われるべきである。
- 外国の年金制度への拠出に対しても、日本の年金制度への拠出の場合と同じ税控除が適用されるべきである。
- 日本政府は包括的なEU日本経済統合協定のもとですべてのEU加盟国と社会保障協定を締結すべきである。

# 知的財産権

## はじめに

日本は相変わらず世界で最も魅力的な高級品市場の一つであり、その大きさゆえに日本は模倣品売上の主要な標的ともなっている。日本に流入・流通する模倣品の多くは現在、インターネットを通して販売される。日本の司法権の及ばない海外サーバーに所在する日本人向け偽造品販売サイトから日本の法律で禁じられていない個人使用の名目で流入する模倣品や、中小のオークションサイトで販売される模倣品が問題である。又、大手オークションサイト並びに大手ショッピングモールは、画面情報から模倣品に関わると判別できるものについての排除にほぼ成功しているものの、画面情報から偽造品と判別のつかない模倣品を排除する手段は見出せていない。このような模倣品は、海外著名ブランドとして販売されている商品の10%を上回るものとされている。ここ数年間、日本の関係当局は、知的財産権侵害のより積極的な取り締まりに乗り出している。しかし、重要な法律改正や、ここ数年間の監視強化に伴う心強い成果にもかかわらず、重大な問題も残っている。小泉内閣時の知的財産立国を目指すとの熱意がいくぶん低下しているものの、日本の当局が今後、未解決の問題に対処する解決法を真剣に模索するであろうとEBCは確信している。

2002年の知的財産基本法の施行により日本政府は知的財産権保護に大きな関心がある事を示し、新法の施行や現行法改正などで具体的に新しい構想を打ち出してきた。特に2003年の関税定率法改正は、税関と侵害された知的財産権を保有する企業間の協力を促進した。2005年には、輸入禁止が不正競争防止法に関わる類似した商品にまで拡大された。2006年には、商標法改正は、商業目的の模倣品輸入業者に課せられる罰金を引き上げた。2007年には、模倣品や不正競争防止法に関わる類似した商品の輸出が禁じられ、更に同年、税関に対する意見書（鑑定書）提出のため電子メール等による写真転送を権利者が求めることが出来るようになった。

特定商取引に関する法律施行令の改正も、大幅な改善につながっている。この措置は、インターネット・オークションサイトの出品者等の情報開示を義務づけようとするものであり、20点以上の高級ブランド商品を販売する場合には特定商取引法の規定を順守しなくてはならない。出品者がこの義務を守らない場合、経済産業省は、オークションサイトへ発信情報の停止を要請できる。

主要オークションサイト運営会社であるYahoo!Japan、楽天、DeNAは、模倣品との戦いにおいて大きな役割を果たしている。例えば、Yahoo!Japanは、200人を上回る体制を構築し自身の運営するオークションサイトを監視し、権利者団体を通じて模倣品やその販売者に関わる情報を有名ブランドと交換するなどして確実な成果をあげている。楽天、DeNAも企業規模に合わせた努力をしている。大手オークションサイトは、画面情報から模倣品に関わると判別できるものについては殆どこれを排除し、1%前後の模倣品存在率を維持するに至っている。大手オークションサイトは出品者情報管理も強化しており、模倣品を出品したことのある者が再度IDを取得できない体制を構築している。

日本は欧米諸国の模倣品排除体制に匹敵する体制を構築している。しかし、日本の規制が抜本的部分で相変わらず改善されていないために発生している問題も依然存在していることも否定できない。例えば、個人用であれば模倣品が禁止されていないこと及び日本領内への模倣品の流入を助長するものである並行輸入がいまだに認められていることが主な問題である。検察・警察は模倣品を販売しているとの販売者の自覚を証明する義務を裁判等で負っており、知情の証明に関する困難さは、一部の輸入業者に、処罰されることなく模倣品の輸入を続けることを許している事等があげられる。

さらなる状況の改善と共通の規定や原則の確立のために、EBCは、EU日本経済統合協定（EIA）における今後の交渉に、知的財産に関する議論が含まれることを望む。

## 主要な問題および提案

### ■ インターネット上の偽商品

*年次現状報告：若干進展。* インターネットは依然、日本における模倣品売買の主要の場所となっている。オークションサイト運営会社は、模倣品を一度販売したものの締め出しや監視を強化すること、権利者との情報交換を密にすることによって、模倣品を排除してきた。しかし、特定商取引に関する法律は、オークションサイトで販売される商品には実際には適用されず、また、日本で出回っている模倣品の相当部分を占める衣料品に関する制限を含んでいないため、その施行は十分組織立ったものではない。又、関係省庁・オークションサイト管理者・権利者が協力し模倣品を排除するというシステム、「日本方式」は、大きな成果を上げているものの、海外に対するアピールは積極的に行われていないのが実情である。

#### 提案：

- 特定商取引に関する法律の運用ガイドラインを見直すと共に、インターネットのオークションサイト運営会社とより強い連携を構築し、実際の運用を強化すべきである。
- 「日本方式」を海外に向かってよりアピールし、海外の政府等に採用させ、緊急を要する海外インターネット市場の一日でも早い浄化を求めるべきである。

### ■ 水際規制

*年次現状報告：若干進展。* 関税法の改正や通達等による税関当局による鑑定プロセス改善の取り組みが行われ、認定手続の開始通知に輸入者から反論のない場合に権利者からの意見提出の必要がなくなると共に、2007年には権利者はそれまでのように税関で物理的に商品を確認する必要がなくなり、鑑定対象品の画像を電子メールで送付することを求めることができるようになった。但し、商品数が10点以下の場合に限る。

#### 提案：

- 10点以下という数値は現実的ではないため、無制限又は案件ごとに判断した上で適用し、適用範囲を拡大すべきである。多くの場合、1種類の商品が1万点あることがあるが、実際に必要な写真の数は1枚だけである。
- 適用される制裁を強化すべきである。

### ■ 個人使用目的の輸入

*年次現状報告：進展なし。* 「個人使用」目的での模倣品の輸入は日本ではまだ合法とされており、この点は、法律を犯すおそれなしに少量の偽商品を商業目的で輸入することを目論む個人に利用される抜け穴となっている。税関は、侵害疑義物品を発見した場合に輸入者に認定手続開始通知を送付するが、輸入者の9割以上が放棄をしてきた。が、近年は「個人使用目的」と称すれば輸入が可能であることが周知されつつあり、放棄する輸入者は減少方向にある。

#### 提案：

- 個人使用目的であるか商業目的であるかにかかわらず模倣品の輸入を禁止するよう商標法改正に限らず法令の整備を行うべきである。模倣品の輸入を確実に防止するには、これが唯一の手だてとなる。

### ■ デザイン

*年次現状報告：進展なし。* デザインに関する知的財産を保護するための手続は複雑且つ高額であり、ヨーロッパおよびその他の主な市場で受けている保護を日本では享受できない。

#### 提案：

- 申請の費用を軽減し、申請の審査手続を廃止又は緩和すべきである。
- デザインにおける類似性に関しては日本の裁判所はより厳格な対応を行うべきである。

# 小売・卸売

## はじめに

日本の小売市場は世界で最も大規模かつ最も活発な市場の1つである。しかし、多くの市場とは異なり、海外小売チェーンのフランチャイズ以外の小売店舗はまれである。日本への進出を成功させている欧州小売業者はごくわずかであり、進出失敗は国内外のメディアで大きく取り上げられてきた。このため、日本は、競争が激しく、コストが高く、規制の要件や実施方法が不透明で、進出が「難しすぎる」という受け止め方がなされるに至っている。海外進出を目指す多くの小売業者は、非局所的な小売業者の成功例がある他の市場を優先して日本を進出対象外としている。とはいえ、日本市場の入念な調査を行ってきたいくつかの欧州小売業者は「店開き」を選択しており、EBC会員の多くを含め、大きな成功を収めてきた。そうした小売業者の成功は、より幅広い選択肢や、往々にして買い得な価格を提供し、また多くの場合、これまで手に入らなかったまったく新しい商品の提供を通じて日本の消費者に明らかに恩恵をもたらしている。欧州の小売業者の日本での成功は、日本経済全体にも利益をもたらす。相当の雇用を創出するとともに、従来悲惨な状況にあった多くの都市を再活性化するからだ。欧州の競争相手の進出により、グローバルな競争力をさらに強化する多くのインセンティブがもたらされるため、日本の小売業者や卸売業者にもプラスになる。

専門小売チャンネルでの外国小売企業の活動の著しい拡大（多くの小売店舗はフランチャイズを通じ、あるいは日本企業へのライセンスのもとで活動しているにせよ）にもかかわらず、外国小売企業にとり、日本市場に参入する際にグローバル規模のロジスティックスを活用することは困難となっている。新規小売店舗を開発・開設するプロセスは、制限、非効率、遅滞がつきものとなっている。統制の地方分散化と管理の削減によって効率向上を目指した2000年の新しい大規模小売店舗立地法を建築許可および環境影響評価手続と併せて合理化する機会は利用されなかった。それどころか新法は、個々の地方自治体が独自の手続を設けたり、場合によっては新たな免許条件を設けたりすることにつながり、結果的にコストと遅滞を増大させている。こうした状況の影響は、面積1万m<sup>2</sup>超の小売店舗開設への制限と相まって、日本市場参入および日本での事業確立のコストを一層増大させることにより、外国小売業者の投資意欲をさらに減退させている。

政府はEBCの懸念に留意し、2006年初頭に都市計画法改正が国会で可決される前に、大規模小売業についての新たな制限に関する重要な免除を導入した。大規模小売業についての制限自体よりもおそらく間違いなく厄介なことは、建設、安全、環境規制についての地元の解釈である。これは、投資コストを増加させ、不確実さとリスクを高めて、日本での事業を拡大しようとしている小売業者にとっての学習効果を事実上損なわせる。とはいえ、多くの都市における、地区制（ゾーニング）を通じてのほとんどの土地の所定の利用法、および融通性のない地区制は、大規模小売業のために新たな土地を見つけることをきわめて困難にしている。

主要な問題および提案で述べられている分野を含む、様々な消費者製品の輸入・認証・表示の手続は、製品がすでに国際規格や欧州規格によってカバーされている場合ですら、日本特有の規格に照らした付加的な製品試験が日本の当局から求められるため、依然、過度にコストのかかる複雑なものとなっている。欧州市場向けにすでに認証された製品を日本市場で販売する場合や、日本市場向けに認証された製品を欧州市場で販売する場合に、新たに試験と認証を受けなければならない理由がEBCには皆目わからない。ほとんどの小売製品の規格は同様であるため、EUと日本は経済統合協定（EIA）による規格と認証の相互受け入れを確立し、双方の市場で事業を行う企業にとって有益となるような措置を速やかにとるべきである、とEBCの小売・卸売委員会は確信している。

## 主要な問題および提案

### ■ 大規模小売業

年次現状報告：限られた進展。大店立地法の規定の多くは明確化されたとはいえ、透明性の欠如と地域差のある実施方法は、外国小売業者の市場参入を制限している。2007年、大規模小売店舗拡大の管理を改善するため、都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法が改正された。新規大規模店舗（面積1万m<sup>2</sup>超）の建設は、区分済みの区域における場合を除き禁止されたが、こうした区域にあるすべての魅力的な小売店舗用地はすでに占有されている。土地の区分変更面でもより融通性を認めるため、原則として規則が改正されたとはいえ、区分変更を申請できるのは民間企業ではなく地方自治体だけであるため、改正規則は実効性のないものとなっている。

#### 提案：

- 大いに必要とされる小売分野への投資を促進するため、大店立地法を改正すべきである。これは、大都市周辺地域を対象外とすることによって行いうる。

### ■ 法外なコストのかかる輸入認可・認証・表示規則

年次現状報告：進展なし。日本へ輸出される製品のEN（欧州規格）およびISO規格またはCE（Conformité européenne）マーキングの受け入れに難色を示すことは、新製品の市場導入を遅らせるとともに、輸入コストを増加させる。EBCは、消費者の安全衛生を守る必要性を認める一方、規格と製品を相互承認するよう日本と欧州連合の政府に強く要望する。さらにEBCは、消費者の安全確保の必要性を理解する一方、より円滑な通商を促進するため、食品衛生法において食品と接触する製品に適用される、器具・容器包装およびおもちゃに関する基準と、関連輸入制度を改定するよう政府に要望する。

#### 提案：

- 日本とEUは、消費者安全衛生が特に考慮される製品の輸入および販売／使用の申請手続に適用される規制を相互に受け入れて、一方の市場向けに認証された製品がもう一方の市場で自動的に受け入れられるようにすべきである。
- 国際的に整合化された基準に準拠した食品衛生法における基準を設け、国内で実施すべきである。

### ■ 家庭用品の表示

年次現状報告：若干の進展。家庭用品品質表示法および付帯する任意表示ガイドラインである「表示規程」は、日本で販売されるときに家庭用品がどう表示されるべきかを極端に細かく定めている。都道府県は、小売業者を定期的に検査し、違反を見つけたときには警告を発する。ガイドラインの法的裏付けは乏しく、したがって公的警告を発する適法性には疑問がある。法的不確実さと詳細な規則が相まって、グローバルに調達を行う小売業者にとっては相当の問題がもたらされる。とりわけ、業界の一般慣行とは対照的に、寸法をセンチメートルではなくミリメートルで表示するという規則が、消費者にとって有益な表示であるか疑問である。

#### 提案：

- 消費者庁は、家庭用品の品質と安全に全面的責任を負いながらグローバルに調達される製品を日本の消費者に提供する代替方法を小売業者に提供するため、明確化を行う命令を発布すべきである。

### ■ 酒類

年次現状報告：進展なし。2001年以降、規制緩和によって、日本の酒類小売業免許は徐々に自由化されてきた。「緊急調整地域」を設ける暫定措置が2006年9月に撤回されたことは、完全な自由化へ向けての大きな一歩となった。EBCはこの進展ぶりに喝采を送るとともに、自由化の欠如が問題となりつつある卸売市場にも同じ措置を適用することを政府に要望する。これは、とりわけ日本酒と焼酎を販売する権利に関して大きな問題となっている。

#### 提案：

- 酒類卸売業免許の規制を廃止すべきである。

## Mr. James Lawden

Chair, Legal Services Committee

(Partner, Freshfields Bruckhaus Deringer, Tokyo)

c/o Freshfields Bruckhaus Deringer, Tokyo

36F Akasaka Biz Tower, 5-3-1, Akasaka

Minato-ku, Tokyo 107-6336

Phone 03-3584-8509

Fax 03-3584-8501

# 法律サービス

## はじめに

毎年の本白書を長年にわたって読み続けてきた読者は、その間にさほど変化がなかったと考えても許されるだろう。大きな構造問題に関してはそれで正しい。とはいえ、昨年来、新しい申請様式の導入を含め、外弁を承認するための申請手続の合理化を図る、法務省による歓迎すべき取り組みがなされている。これが、実際に申請時間の迅速化につながるかどうかは、成り行きを見守る必要がある。さらに、外弁の弁護士法人設立の可否に関して答申する外国弁護士制度研究会は、2009 年末の最終報告書の中で、それまで検討されていた二つの制度のうち、よりリベラルなほうを提言した。EBC では、法務省内で関連法の準備が進行中で、2011 年か 2012 年中の法改正につながるかと理解している。この件は、外弁に対する明らかな差別待遇がからんだものとして何年も前から EBC のリストに挙がっていたとはいえ、外弁を悩ませている主な問題には含まれていない。主な問題は依然、登録のためにかかる時間と、3 年間の経験年数要件である。

より幅広い観点から日本における外弁にからむ制度の見直しを試みるなかで EBC が注目した点は、外弁関係の法律と制度が導入された 1980 年代が、国際通商面ではるかに緊張が高まっていた時代であり、また、法律サービスがまだ主として国内に限られていた時代だったという点である。EBC は、外弁法の制定から 25 年近くたった今、同法を日本で開業する法律事務所の種類に適合したものにすべく、また、外弁登録制度のこれまでの経過を考慮に入れるべく、同法の大規模の見直しを行うべき時であると確信する。これによって、さもなければ短期的には何の進展もしなさそうなこの問題のほとんどが解決するだろう。

現在、日本で活動する弁護士は、有限責任を提供しうる法人を通じて活動することができない。弁護士が金融市場においてますます大規模の取引に関与するようになり、それに伴って潜在的にばく大な財務的責任を負うようになるなか、弁護士を有限責任の便益から除外し、一方、ほかの多くの分野の専門家は有限責任の法人を通じて活動できるという状況は、差別的に思える。EBC は、日本における事務弁護士サービスの拡大を考慮に入れるよう日本が法制を近代化するならば、法律サービス分野全体にとって有益であろうと確信する。

その意味で、弁護士資格の相互受け入れ、弁護士が活動できる事業体の受け入れ、および本国法域の規則で認められたより広範囲の活動の承認を EU 日本経済統合協定 (EIA) に有益に盛り込むことができるであろうし、このような対応により次ページで述べられている課題に対処することもできると考えられる。

## 主要な問題および提案

### ■ 外弁の認定と承認

年次現状報告：進展があったかは疑問。日本で外弁として登録されるためには、外国人弁護士の本国法についての3年間の専門実務経験が必要とされ、うち2年は、日本以外の国で実務経験を積みねばならない。この規則は、日本人弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。日本人弁護士は、弁護士として認定される前に弁護士資格取得後の経験を問われることはない。この慣行は差別的であるばかりでなく、資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさないとEBCは考える。そうした規則を設けるのであれば、本国法に基づく実務経験をどの程度積んできたのかといった点を重視すべきであり、場所にこだわる必要はないはずである。また、外弁登録手続に要するコストも、外国の法律事務所や個人に依然過重な負担を強いている。2010年7月、改定・簡略化された申請様式が法務省によって導入されたが、これは一見したところ、記載を要する情報が減っているようである。

#### 提案：

- 弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。最低限、本国法に関する実務経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず、認めるべきである。
- 外弁登録の申請手続をできる限り迅速化することに、引き続き重点を置く必要がある。
- 現行制度の見直しを行うべきである。これにより、弁護士個々ではなく事務所単位での登録といった変更が可能になるだろう。これは、現行制度にからむ不満の排除に大いに役立つだろう。

### ■ 支店

年次現状報告：大幅に進展。現行の規則では、外弁事務所、または外弁と日本人弁護士の共同事業は、日本国内に複数の事務所を開設することができない。これに対して、日本人弁護士は、弁護士法人を通して複数の事務所を開設することが認められている。現在のところ、外弁はそのような制度を利用できない。しかしながら、外国弁護士制度研究会は、外弁がほかの外弁と、そして弁護士とも法人を設立できるようにすべきであると提言しており、同研究会の報告書の提言を実現する法律を導入するための作業が、目下、法務省内で進められている。

#### 提案：

- 研究会の提言を実現する法律案は歓迎され、早急に制定されるべきである。とはいえEBCは、法人形態が大手国際法律事務所によって実際に広く利用されるかどうかを疑問視している。よりよく、かつ簡単な解決策は、時代遅れで、国内外いずれの法律事務所のニーズにも適合しない、支店の設置に関する制限をただ単に廃止することだろう。

### ■ 有限責任

年次現状報告：進展なし。現行の規則では、日本で活動する弁護士は有限責任の地位を利用できない。これは、複雑な国際商取引の処理や、きわめて多額の潜在的責任がからむデューディリジェンス業務の指揮をする弁護士より、むしろ法廷弁護士といった、日本における伝統的な弁護士の立場に沿ったものである。多くの分野では、欧州やその他の国々（日本を含む）の専門職従事者は、とりわけ金融市場に携わる事務所にかかる巨大な潜在的責任がゆえに、財務情報の開示を条件として有限責任体制のもとで活動することを認められてきた。欧州では、そうした制度の利用対象者から弁護士を除外することは不公正であるとみなされてきた。しかし日本では、法律事務所は個人を通して活動しなければならないが、日本におけるその代表者は有限責任の便益の享受を認められていないため、日本で活動するすべての法律事務所は、不公平なレベルのリスクにさらされる。

#### 提案：

- 外国および日本双方の法律事務所が、日本で有限責任制度を利用できるようにすべきであり、外国の法律事務所は、日本におけるその支店を通じて日本で業務を行うことが認められるべきである。これは、本国法人の支店を通じて日本で業務を行うことを外弁に認めるよう、既存の外弁制度を改めることで実現できるだろう。

# 持続発展

## はじめに

持続可能な発展は、現代の抱える決定的な問題であると言って差支えないだろう。それは、「将来の世代が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく現在のニーズを満たす」(The Brundtland Report, 1987) 発展を意味している。必要とされる時間枠内に、これを達成する手段を捜し当てなければ、環境、社会のみならず、ビジネス、貿易、投資までもが深刻な結末を迎えることになる。

EBC持続発展委員会の目指すところは、持続可能な発展を支持する欧州企業すべてが、日本市場への即時アクセスを確保し、いかなる貿易障壁あるいは投資障壁にも決して妨げられないようにすることである。EUと日本は共に、持続可能な発展を極めて重視し、類似の目標を有してはいるものの、理念、アプローチ、政策には依然として、基本的相違点が存在する。したがって、進展状況は必要なレベルに遠く及ばないままである。

これまで日本の趨勢は、環境技術・イノベーションへの集中であったが、商慣行や消費者行動が同様の切迫感を持ち、その後には続くことはなかった。諸外国では積極的に抑止される過剰包装が今なお行われていることは、最も明白な例であろう。建設に関して言えば、日本の環境要求事項が欧米のそれに比して著しく緩やかである結果、建築物のエネルギー消費削減の進展状況は期待に反したものとなっている。日本では、他の先進諸国同様、建築物が最大の温室効果ガス発生源である。研究が示すところによれば、温室効果ガス排出量の40%までもが建築物由来であり、運輸および工業分野からの排出量を大幅に上回る比率となっている。この統計に照らすならば、建築物の性能向上が持続可能な未来づくりに果たす役割は極めて重大であり、そして必要な省エネ技術および材料の採用を確実にするには、政府の立法措置が必要不可欠となる。

この点において、日本の進歩は遅々たるものである。例えば、日本の建築物では依然として一枚ガラスが一般的であるが、欧州では相当以前に三重ガラスへと移行した。また日本では、今日まで「家電」に焦点が当てられてきた。例えば、日本のメーカーは、低エネルギー消費型の空調設備製造におけるリーダーである。他方で不足しているのは、建築物自体への注力である。建築物は初期段階において、エネルギー消費量の多い複雑な設備の増設を必要としない手法で、建造されるべきである。またエネルギー使用面においては、外装が最重要システムである。外装は断熱が十分になされ、夏季には外から内への、冬季には内から外への、熱エネルギーの伝達ができる限り低い部材を使用すべきである。欧州メーカーは、数種の解決策をすでに市販しており、その採用に対する規制面の障害削減と、日本の建設業界によるその受容促進に向け、一層の努力が払われるべきである。

EBCは日本政府に対し、インフラ、ビジネス、消費者行動を含む全主要分野の持続可能な発展のため、現在よりはるかに強固な姿勢で臨み、改善措置を講ずるよう奨励する。EUの戦略を例にとれば、それは以下の目標を備えている。すなわち、経済成長と環境損害との間に存在する負のつながりを断絶すること、責任ある製造物の使用を企業および公衆に奨励すること、欧州全域の公的機関に環境損害を引き起こさない製品・サービスを購入させるよう努力すること、環境にやさしい技術・イノベーションの市場を拡大すること、EU域内外いずれにおいても動物の福祉を増進させること。

EBC持続発展委員会は、上記全分野における進展が飛躍的に加速する必要があること、およびEU日本経済統合協定(EIA)が、持続可能な発展分野における一層の協力・協調への、不可欠な手段となることを確信している。

## 主要な問題および提案

### ■ 持続可能な発展への認識・行動の改善

*年次現状報告：新たな問題。*日本は、環境技術では最先端に位置するが、行動に関しては停滞している。消費者に対し、行動の変化を促すインセンティブが極めて少ない。日本政府は、行動を持続可能な方向へと、より適切に導く措置を講ずるべきである。

**提案：**

- 日本政府は、持続可能な発展に対する認識を向上させるべきである。これは、日本の環境目標達成にも資すると、EBCは確信している。
- 環境目標設定、ならびに目標達成に必要な活動への合意に関する、日EU間の協力改善が、EU日本EIAの主要素となるべきである。

### ■ オーガニック食品

*年次現状報告：進展なし。*オーガニック食品は、日本で販売される食品全体の0.2%程度を占めるのみである。これは欧州に比して約10分の1であり、先進国としてはおそらく最低水準であろう。日本の農業は依然、農薬、肥料、ホルモンといった種類の化学物質投入へ、過度に依存している。日本は、国内の持続可能な有機農業の発展を含め、オーガニック食品分野の急速な成長拡大に向け、必要な措置を講ずるべきである。

目下、欧州でオーガニック認証を受け、日本農林規格（有機JAS）規定に適合し、かつ日本でラベリングされる食品は、輸入の都度、輸出元の国の大使館から補足的な有機証明書を取得する必要がある。これは、不要なコストと複雑さを増すだけの無益な手続である。

**提案：**

- 日本政府は、EU・日本間のEIAの一環として、補足的な有機証明書発行の義務を撤廃すべきである。生産者がEUオーガニック認証を受け、さらに輸入業者が有機JAS認証を受ければ事足りるはずである。
- 日本政府は、将来のEIAの一環として、オーガニック食品への関税を撤廃すべきである（オーガニック食品はすでに割高なため、関税はそれを法外に高価なものにするだけである）。
- 日本政府は、農薬および抗生物質の使用量削減を通して、より持続可能な農業を奨励すべきである。

### ■ 持続可能な建設に向けた枠組み

*年次現状報告：新たな問題。*日本では、他の先進諸国同様、建築物が最大の温室効果ガス発生源である。研究が示すところによれば、温室効果ガス排出量の40%までもが建築物由来であり、運輸および工業分野からの排出量を大きく上回る比率となっている。日本の建築物の平均耐用年数は30年であり、平均耐用年数が90年である英国に比して、日本では建築物の持続可能性の水準が低いことを物語っている。さらに、日本で一般的となっている不十分な断熱では、大量の熱エネルギーが伝達してしまふ。日本が遅れを回復するために必要なのは、海外の技術を採用するとともに、外国産材料使用へのインセンティブを提供することである。

**提案：**

- EBCは日本に対し、持続可能な、環境にやさしい建築物の魅力を高めるための、システム導入を提案する。
- 日本政府は、温室効果ガス排出量削減目標を達成するため、建設分野における欧州の技術を利用すべきである。

**Mr. Hans-Peter Musahl**

Chair, Tax Committee

(Partner, Ernst & Young)

c/o Ernst & Young

Kasumigaseki Bldg. 32F., 3-2-5 Kasumigaseki

Chiyoda-ku, Tokyo 100-6032

Phone 03-3506-2087

Fax 03-3506-2200

# 税制

## はじめに

EBCは、日本企業と外国企業両方のために日本の競争力を高めるべく、法人税率を国際水準により近づけることで日本経済を刺激することに関する日本政府の検討を歓迎する。内需を促進することは、最近の円高に照らすなら急務であり、日本が輸出への依存度を低下させる助けとなるだろう。しかし、政府の前途に横たわる課題の大きさは、生半可なものではない。諸外国と比較して日本は人件費が依然として高いため、高い雇用率を維持することはますます困難になりつつある。雇用不安は、社会福祉制度に対する日本国民の信頼低下や信頼喪失と相まって、ただでさえ低いレベルの消費をさらに押し下げている。

EBCでは、政府が直面している厳しい財政面の制約を認識したうえで、一連の措置を提案している。三つの主要な提案のうち二つは、税収への直接的な悪影響は何らもたらさないが、三つ目の提案は、税収をよりあとの段階に繰り延べする公算が大きい。例えば、税法規の不十分な透明性と予測可能性が不確実さにつながり、その結果、投資と経済活動を低下させるという事実に関連したEBCの一つ目の提案について考えてみよう。日本政府は、こうした状況に対処しようとしてきたが、状況はさして改善していない。正式制度である文書回答制度の改善は、あいにく、文書回答件数の大幅増にはつながっていない。EBCは、移転価格査定に際してのシークレット・コンパラブルに関して若干の進展がみられていることを喜ばしく思う一方、納税者の機密情報を相変わらず報道機関に漏らしている点には落胆している。二つ目の提案は、緊急課題として透明性問題に取り組むことが、余分の資金を費やしたり、課税ベースを浸食することなく、ビジネスを促進する最も効率的な方法となると指摘する。日本政府は、オランダや英国といった欧州の法域における納税者と税務調査官の間の関係の組織方法の変化と、こうした変化が納税者と税務当局双方にとっての透明性、信頼性、予測可能性に改善をもたらしてきた点を参考にしてはどうか。EBCの三つ目の提案は、無期限の欠損金繰越期間の導入により、業種や規模にかかわらず、企業に効果的かつ即時的な刺激がもたらされると指摘する。こうした措置は、日本企業や外資系企業の別を問わず、あらゆるタイプの企業と事業に恩恵をもたらすだろう。これら三つの措置を速やかに実施するだけでも、企業や経済全体の持続可能な成長に貢献するであろう。また、税収にとっての最も深刻な脅威である、利益の減少に対処するうえで役立つだろう。

これまでに実施された税制改正はおおかた細切れ式のものであり、この先、新たなアプローチが必要であることは明らかだ。EBCは、日本の新政権が税務政策課題を真っ先に取り上げ、優先事項として以下のページで詳述されている問題に対処するよう促したい。

EUと日本は、経済統合協定（EIA）内で、二重課税や、日本と、英国、フランス、オランダ、スイス、米国との間で結ばれた租税条約で規定されているような、配当、使用料、利子に関する源泉徴収税を相互に廃止するよう努めるべきである。EU日本EIAはさらに、EU域内と日本国内の社会保険制度への雇用者と被雇用者の掛金を相互的に課税控除対象にすべきである。EIAは、租税条約自体では事実上二重課税が回避されない場合に日本ともう一方の条約相手国との間での二重課税の効果的な解決を確保するための義務的仲裁条項を規定すべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 説明責任と守秘義務

*年次現状報告：進展。* 2008年の税制改正により文書回答制度に加えられた変更の結果、納税者は今では、特定の取引について書面による明確化を求めることができる。こうした改善にもかかわらず、透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。欧州企業は相変わらず、日本の税務当局の恣意的で一貫性のない取扱いの例を報告している。EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護されるべき情報の「漏洩」について深く憂慮している。

透明性と確実性をもたらす相互信頼に基づくオープンな関係は、投資家が進んで投資を行うために、また、政府が適用税収を徴収し課税ベースを可能な限り効率的な方法で維持するために必要不可欠である。オランダおよび英国政府は先ごろ、両国の徴税プロセスに水平監視・リスク測定・上級会計官と呼ばれるシステムを導入した。これは、事実上、税務の順守および監視の重荷を、税務当局から納税者に移行させる。これは納税者に確実性をもたらす一方、政府にとっては同額の税収を維持する。税務当局は、見返りとして、そうした開示についてのタイムリーな助言と税務当局の立場の明確化（clearance）を行うとともに、その他の質問に、より迅速に回答し、明確な立場をとる。税務調査はより低頻度かつより低詳細度で行われる。水平監視・リスク測定・上級会計官は、納税者と税務当局の間の協力手段をなす。彼らは、徴収される納税額に影響を及ぼすのではなく、税務当局の仕事を効率化する。

**提案：**

- 文書回答申請を受け付けて処理することを税務当局に義務付けるべきであり、税法は、文書回答を要求・取得する権利を規定すべきである。
- 政府は報道機関への機密データの意図的漏洩の防止を図るべきであり、税務当局は秘密保持義務違反について説明責任を負うべきである。
- 政府は、水平監視・リスク測定・上級会計官のシステムの採用を検討すべきである。

### ■ 移転価格

*年次現状報告：部分的に進展。* 日本の税務当局は、移転価格算定文書に関するいくつかの要件と、こうした要件を満たさなかった場合の影響を明確にした。その結果として、シークレット・コンパラブルに基づいて移転価格の算定を行なう権利は、理論的にいくぶん制限されたように思える。しかし、その一方で、移転価格に関する算定を行うために寄附金に関する法人税の規定を使用する機会が驚くほど増加している。これは、日本の租税条約ネットワークの下で生じる相互協議手続を避けるという名目で行われてきた。また、税務調査における移転価格算定の基準と、事前確認制度の下での算定の基準の間には依然整合性がない。

**提案：**

- EBCは、すべての国際取引が、寄附金に関する法人税の規定ではなく、移転価格制度に基づいて扱われるよう提案する。
- 税務調査の際の移転価格算定方法と、事前確認制度で使用される移転価格算定方法との間の整合性を保つべきである。

## ■ 無期限の欠損金繰越期間の導入

*年次現状報告：進展なし。* 日本における現行の欠損金繰越期間は7年間であるが、これに対し、英国、フランス、ベルギー、オランダ、ドイツでは、欠損金は無期限に繰り越しできる。繰越期間の制限は、日本にとって競争上不利になるとともに経済活動を阻害する。無期限の欠損金繰越期間の導入は、業種や規模にかかわらず、企業に効果的かつ即時的な刺激をもたらすだろう。欠損金を無期限に繰り越しできる法域では、いわゆる繰延税金資産がバランスシートと企業の信用格付けを改善する。しかし、7年間の欠損金繰越制限ゆえに、日本企業の繰延税金資産は、より早い段階に減損が適用される。

**提案：**

- EBCは、無期限の欠損金繰越期間の導入を強く推奨する。

## ■ 企業再構築

*年次現状報告：進展。* 国境を越えた三角合併の現行の税制上の扱いは、日本国内ですでに確立した事業は有していないが、日本企業を買収するために自社株式を用いることを望む市場参入者にとって、実際上の障壁である。現行の規則は、日本の特別目的会社を用いて取引が行われる場合でも、外国の株式と国内の株式との株式交換では課税繰り延べを認めない。日本企業との合併の際の対価としての外国株式の差別待遇をなくすことは、対日直接投資を促進するうえでとるべき最も重要な措置である。

**提案：**

- 日本で従前の事業活動のない外国企業の株式を受け取る株主にとってのキャピタルゲインの課税繰り延べを認めるよう、現行の規則を改正すべきである。
- 基本概念の定義付けにおける税務当局が保持する裁量を減じるため、企業組織再編税制を支える法規と規制をさらに明確化すべきである。

## ■ 租税条約

*年次現状報告：進展。* 日本は、スイス、オランダと今年に入って新たな租税条約を締結し、目下ドイツと租税条約の再交渉をおこなっている。EBCは、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ条約を歓迎する。

日本とオランダの間の条約は、租税条約自体では事実上二重課税が回避されない場合に日本ともう一方の条約相手国との間での二重課税の効果的な解決を確保するための義務的仲裁条項が盛り込まれている。実際上、これは重要な改善であり、EBCは将来のすべての条約にこれが盛り込まれることを歓迎する。

**提案：**

- EBCは、EU加盟国との現行の租税条約を見直すよう日本政府に要請する。
- EBCは、新しい、または改正された条約が、ロイヤルティ、適格配当および利子についての源泉徴収税にからむ問題に対処するよう要望する。

# 金融サービス

資産運用  
銀行業務  
保険

Mr. Douglas L. Hymas

Chair, Asset Management Committee

(President/CEO, ING Mutual Funds Management Company (Japan), Ltd.)

c/o ING Mutual Funds Management Company (Japan), Ltd.

New Otani Garden Court 21F

4-1 Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094

Phone 03-5210-6490

Fax 03-5210-0619

# 資産運用

## はじめに

急速な少子高齢化の進展により社会保障制度と年金制度にかかる負担が急増しつつあるなか、日本では専門家による投資運用は依然、拡大しつつある。公的および私的な投資プールはいずれも、より高いリターンを求めており、これが有効なリスク管理と相俟って、投資の担い手には専門家としての高度な専門知識や業務執行能力が今まで以上に求められている。さらに、低金利環境が続くなか、ファンドの一部は、保守的なポートフォリオさえも分散化を目指すに至っている。資産運用サービス利用者の切実なニーズに応えるためには、政府が、成長を促進し、硬直し融通性のない規制によって拡大を妨げない、フレキシブルでユーザーフレンドリーな資産運用枠組みのなかで、新商品であれ、革新的商品であれ、適切な商品を一般投資家に提供することを目指す改革措置を継続することが肝要である。

とはいえ、日本における規制は、基本的な法令順守のコスト面でも、他の法域における規制とは不必要に異なる規制や実施慣行といった「規制格差」に起因する付加コスト面でも、不必要な負担を含んでいる。しかも、この業界に適用される日本の規則や実施慣行は多くの面で過度であり、これは最終結果として競争を抑圧している。資産運用規制は往々にして、現状よりむしろ、過去の状況を反映しているように思われ、また、証券業務と資産運用業務のあいだには大きな違いがあるにもかかわらず、資産運用業務への証券業務規制の自動的適用が行われているように思われる。

欧州ビジネス協会（EBC）は、グローバル基準に沿った自由で公正な規制的枠組みの継続的策定が、日本が国際金融センターになるための唯一進むべき道であると考えている。また、最近の動向をみても、いろいろな領域で以下のような、一歩後退したかにみえる事例が散見される。(1) 現行規則の解釈に関する一貫性と透明性の欠如につながる、他の法域と比較して明確ではない、移転価格算定方法。(2) 特例措置で軽減されていたものの、2012年に再び本則税率に引き上げられる可能性のある、上場株式の譲渡益に対する税率。(3) 先ごろ提案された、新たな業界団体の創設。今回は、金融商品取引法上、第二種金融商品取引業者に限定されるが、この提案は、投資信託協会（JITA）と日本証券投資顧問業協会（JSIAA）の統合要求を無視して行われている。この統合は、両業界団体によって実際に中止された。

目下のところ、金融サービス会社は、ファイアーウォール規制やライセンス取得に関する制限により、欧州で提供しているものと同じファンドの運用や投資顧問サービスを、日本において顧客に提供できない。そうした規制的障壁の結果、経済全体における資源配分の非効率や、最適とは言い難いROC(資本利益率)をもたらしている。すべての金融サービスに適用される共同の枠組がなければ、欧州と日本の金融サービス会社はそれぞれの事業を完全に統合することができず、両市場で同じ商品を提供することは引き続き妨げられることになる。従って、EUと日本は、経済統合協定（EIA）にこうした問題を含めるべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 投資信託のパフォーマンス報告の標準化

*年次現状報告：新たな問題。* 近年、重要な改革優先事項として、個人金融資産を貯蓄から投資に移行させることに主眼が置かれてきた。この取り組みは、投資信託の拡大に示されるとおり、効果を生んでいる。しかし、投資商品の数がますます増えているにもかかわらず、運用会社のパフォーマンス報告に際しての統一基準は、まだ策定されていない。同種の商品でも、パフォーマンス報告の方法はまちまちであり、単純な比較さえ困難にしている。個人投資家が信頼できる情報に基づき賢明な投資判断ができるよう、EBCは、資産運用サービス利用者が複数の商品を比較する助けとなる、運用報告ガイドライン、基準、および／またはベストプラクティスの策定を提案する。そうした策定は、販売者や関係業界団体と共同で市場参加者によって行われるべきであり、新たな規制は必要としない。政府のサポートにより、そうした措置は適時に策定・導入を確保すべきである。措置は煩わしいものである必要はないが、他の国際金融センターで同様の商品に適用され、国際的に認められているパフォーマンス報告基準を遵守すべきである。

**提案：**

- 政府は、販売者および関係業界団体と共同で、市場参加者による運用報告ガイドライン、基準、および／またはベストプラクティスの策定を奨励すべきであり、これは、他の国際金融センターで用いられ、国際的に認められているパフォーマンス報告基準を遵守すべきである。

### ■ 大量保有報告書

*年次現状報告：進展。* 2006年の証券取引法改正により、機関投資家は、その一社で一上場会社に対する株式保有割合が発行済株式総数の5%を超えた場合には5営業日以内の報告が、系列の金融グループ会社全体の合算で5%を超える場合には2週間に一度の報告が義務づけられている。EBCは株券等の大量保有の状況に関する開示に係る体制（金融商品取引法第2章の3）が、株主と経営者間の支配権を巡る争いにおける公平性ならびに透明性の向上に有益であると認識している。しかし一方で、通常の投資運用業者のような、経営支配を狙っているものではない投資家に対しては極めて厳格な規制を課す必要はないと考える。行政監督下にある会社が提出する事業報告書などにおいて、株券等の発行者に対し、経営支配を狙う意思がない旨を明記した場合には、規制は緩和されるべきと考える。

**提案：**

- 投資運用業者が共同保有する一上場会社の株式数が発行済株式総数の5%を超える場合でも、同保有対象会社の経営支配を狙う意思がない投資運用業者に対しては、2週間ごとの開示義務は不適用とすべきである。

### ■ 日本の国際金融センター構想

*年次現状報告：進展。* EBCは、外国からのエキスパッツ受入れ措置、投資商品の税制上の取扱いの違いの是正の為の税の調整措置、金融商品取引法の導入を通じて金融サービス規制を一本化する措置といった、日本を国際金融センターにするという目標を実現するために取られた措置を称賛したい。しかしながら、まだ多くの障壁が残り、変革のペースが遅すぎたため、国際社会から好意的に注目されていないのが現状だ。金融庁の改革推進のための取組みはきわめて称賛に値するが、税制や業界団体を含む、重要な機能をすべて包含する全体的アプローチが不足していることから、一方では前進が見られると同時に他方では後退もあるというのでは、国際社会の尊敬や信頼を集めることができない。

**提案：**

- 国際金融センターとして日本をさらに宣伝するために、政府は、税制や業界団体を含む、すべての重要な関連機能を包含する、より全体的な改革プランを策定し、国内金融セクターの競争力を強化するとともに、国際社会の尊敬と信頼を得なくてはならない。これは、移転価格税制の改正、上場株式に対する税率の安定化、業界団体の統合を含むべきである。

# 銀行業務

## はじめに

日本の相対的な繁栄度が過去10年間に相当低下してきたことは、日本の国民1人当たりのGDPランキングが1995年の世界第2位から2009年の23位（国際通貨基金）へと一貫して後退してきたことに明示されている。日本の消費者はこの間も貯蓄を続けてきたが、その資本収益率は先進工業諸国中、最低となってきた。日本では、あらかじめ定められたカテゴリーや規定に当てはまらないサービスや構造をサポートしない規制の枠組のせいで、欧州で広く利用されている革新的な金融商品・手段を提供できない。日本政府もこれを見逃してきたわけではない。

日本の金融セクターの改革は、1990年代初めのバブル崩壊以降、政府の取り組み課題の上位に据えられてきた。1998年に開始された橋本政権の「金融ビッグバン」は金融持ち株会社の設立を可能にし、その後、小泉政権のもと、銀行セクターの整理統合と不良債権処理のための取り組みがなされた。多数の金融サービス規制当局が合理化され、ノンアクションレター制度が導入されて透明性向上が図られる一方、日本の都市銀行が信託業と銀行業に同時に従事することを可能にすることによって、限られた構造改革が達成された。

EBCは、ファイアーウォール問題について依然懸念する一方で、この場を借りて、日本政府が金融コングロマリットの活動を行いやすくする改正を導入したことを称賛したい。世界の金融規制当局の焦点は、業者が特定の事業を兼業することを単に禁止することから、利益相反のおそれがある業務（アンダーライティングと仲買業務など）の分離が保たれることを保証する内部統制および企業統治メカニズムを要求することへと移っている事実を反映したものである点で、EBCは2008年に施行された金融商品取引法改正を歓迎した。しかし、金融商品取引法改正後に金融庁が発表したガイドラインは依然、公開顧客情報の共有および役職員の兼職に対するいくぶん厳しい制限を依然含んでおり、これは、残念ながら実用性に乏しいオプトアウト制度とともに、改正の本来の意図を損なうものとなっている。その結果、日本での業務をグローバルな金融グループに統合することは依然きわめて困難である。

EBCは、ここ数年金融庁が行ってきた「ベター・レギュレーション」（金融規制の質的向上）への取り組みを歓迎する。適正な規制の体制とプリンシプルが設けられることを前提に、EUと日本においては、自己資本規制や適切なガバナンス構造といった一般的側面についてEUまたは日本の金融機関のそれぞれの本国の規制当局を主たる規制当局として相互に受け入れることも可能になるはずだとEBCは考える。そうなれば、国内の規制当局は、許認可と、それ自身の管轄域内で行われる事業に的を絞ることになる。

新しい認可の申請がなされるときには、グローバル・グループ・ベースで自己資本の充実性を評価することもできるようになるはずだとEBCは考える。目下のところ、日本においてはそのようなアプローチはとられておらず、自己資本の充実性は日本法人単体ベースで算定される。これは新規参入者にとって大きな障壁となりうる。最終的に、EUと日本は、経済統合協定（EIA）の下で、ユニバーサル・バンキングを両地域における標準とすることを視野に、一方の地域に本店のある銀行が相手地域に単一の支店を有する場合、その支店は別個の構造を設けずとも銀行業務、証券、信託銀行業務、資産運用、保険をカバーする免許を交付されうるという原則を受け入れるべきだとEBCは考える。

## 主要な問題および提案

### ■ 統合金融サービス市場

*年次現状報告：若干の進展。* EBCは、外国の金融グループが日本国内で単独のカントリーマネージャーによって代表されることや、従来認められていたものより大量の顧客情報をグループ会社間で交換することを原則的に可能にした改革を歓迎する。これは、従来の役員兼任問題を軽減した。しかし、この改革の実施方法についてのガイドラインは、こうした新しい機会を活用することを実際上困難にしている。しかも、各事業体は、そもそもグループ単位で共有できるはずの機能や組織構造を別々に維持する必要がある。これを改めることは、金融センターとしての日本の魅力を高めるための一歩となるだろう。

**提案：**

- 日本政府は、金融機関が銀行業務と証券業務を同時に営むことを禁じている金融商品取引法第33条を改正すべきである。金融庁は、最低限でも、欧州の場合と同水準の情報共有と簡略化されたオプトアウト制度を認めるかたちにガイドラインを変更すべきである。

### ■ 透明性と規制の効率

*年次現状報告：進展。* 金融庁、証券取引等監視委員会（SESC）、東京証券取引所（TSE）、日本証券業協会（JSDA）、財務省、日本銀行による重複的な検査は、かねてより、規制対象法人に過度な事務上の負担を課してきた。EBCは日本政府に対し効率と透明性を高めるよう促す一方、金融庁がその年の検査重点事項を明確化する年次検査基本計画を発表していること、および特定のケースにおいて検査の事前通知を提供していることを高く評価する。とりわけ、より安定した業務環境を創出するに至った、金融庁のコミュニケーションの改善は賞賛されるべきである。こうした改善もある一方で、過度にルールに依拠する日本の規制環境は、ルールが具体的にどのように解釈・適用されるかについての規制当局との事前協議が充分行われないう限り、規制対象法人の側にイノベーションの余地をあまり与えぬこととなっている。そうしたルールに依拠しながら不明確さを残した規制の枠組では、金融商品と金融市場の変化のペースに追いついて行けない。

**提案：**

- 金融庁の規則と規制は、公正かつ時宜に応じたユニバーサルな方向性に沿うようなかたちで、一貫性をもって適用され、明確化されるべきである。
- 金融庁やその他の規制当局は、良きガバナンスとして公表された一般原則と、こうした原則をいかに遵守していくかという規制対象法人との活発な対話に基きながら運営していくことにより、金融サービス市場におけるイノベーションと競争力強化を奨励すべきである。

### ■ 銀行代理店制度

*年次現状報告：新たな問題。* 2009年に導入された銀行代理店制度では、欧州銀行の日本支店は、ほかの銀行（それが同じ金融グループの日本国外の支店であっても）が提供している新しい銀行サービスを日本の顧客に提供することを計画する度に、特別の事業免許を申請する必要がある。これは、グローバル金融グループの日本部門が海外に口座を開く日本の個人または法人顧客をサポートしたり、日本以外の支店から提供されるグローバル現金管理サービス等のサービスを日本の顧客に提供したりする国境を越えたサービスに著しく影響を及ぼす。EBCは国境を越えた取引に適切な規制の枠組みを提供する日本の当局の取り組みを支持するとはいえ、新しい銀行代理店免許の申請に関する基準を明確化し、行政レベルでの審査・承認手続を迅速化するために、現行の制度は改善されなければならないと考える。

**提案：**

- 金融庁は、銀行代理店免許の申請手続を明確化・合理化すべきである。

Mr. John Kakinuki

Chair, Insurance Committee

(Executive Officer, General Counsel, Legal & Compliance, AXA Life Insurance Co., Ltd.)

c/o AXA Life Insurance Co., Ltd.

NBF Platinum Tower

1-17-3 Shirokane, Minato-ku, Tokyo 108-8020

Phone 03-6737-7753

Fax 03-6737-5874

# 保険

## はじめに

日本の保険市場は世界第2位の規模であり、グローバルな保険会社にとって重要市場となっている。欧州の保険会社は日本市場に専門知識をもたらすとともに、日本の消費者の保険ニーズを満たすべく実績のある保険商品を提供している。外資系保険会社は日本でのマーケットシェアを伸ばしているが、依然、事業の効率的な発展を制限しかねない規制上の障壁に直面している。その例として、欧州のソルベンシー要件と一致していない責任準備金積立およびソルベンシー規制、ならびに長い時間のかかる商品認可プロセスがある。日本における今後の成長は高齢化からもたらされ、この高齢化によって定年後の生活の長期化、家族構成の変化、医療商品の需要拡大に対応する商品ニーズが高まる。プリンシプル・ベースの監督によって、規制当局がリスクマネジメントに焦点を絞って革新性と規制のあいだで入念にバランスをとり、イノベーションとフレキシビリティを容認することで、保険市場は、契約者のニーズの変化や金融情勢の変化に適切に対応できるようになる。EBCは、「ベター・レギュレーション」へ向けた金融庁の取り組みを歓迎するとともに、金融庁がこれに基づいて日本の規制を推進するよう願う。

2009年12月、新連立政権は、郵政民営化プロセスを停止させた。政府はその後、日本郵政グループを三つの会社に再編成することを提案する草案を発表した。2010年5月31日、内外の金融サービス会社から抗議が寄せられるなか、法案は衆議院で可決された。通常国会会期終了のため、法案は衆議院へは提出されなかったが、秋の国会会期中に再提出が予想される。この法案では、日本郵政グループと民間企業との平等な競争条件を確保する必要なしに、新商品を発売する権利がかんぽ生命に与えられることになる。かんぽ生命は、免許および検査要件を含む、保険業法および銀行法の下での広範囲の規定から免除され、特別課税措置が適用される。保険契約の上限は1300万円から2500万円に引き上げられ、これによってかんぽ生命は欧州や諸外国の競争相手とより直接的に競合することになる。さらに、かんぽ生命は、郵便局ネットワークを通じてほとんどの日本の消費者へのほぼ独占的なアクセスを与えられることになる。一貫して訴えてきた通り、EBCは日本郵政を民営化すべきかどうかについては何の意見もないが、日本政府が、すべての市場参加者に平等な待遇が与えられる、WTO サービスの貿易に関する一般協定（GATS）の下での義務に合致した公平な競争条件を促進することを切に要望する。かんぽ生命が特定の特恵の恩恵を受け、公平な競争条件が存在しない以上、かんぽ生命はその有利な立場を相殺する制限も受けるべきである。

リスクマネジメントや保険会社による理解を高め、市場に信用をもたらす、異なるテリトリーにまたがってオペレーションを展開するコストを削減するためには、日本の規制は、市場ベースのソルベンシー（ソルベンシーII）や国際財務報告基準（IFRS）におけるグローバルな手法との整合化を図るべきである。そうした整合化がなされれば、欧州企業が日本でビジネスを行う能力に直接的な好影響を及ぼすことになり、EBCは、金融庁が新たなソルベンシー規制を策定する際に、引き続きそうしたハーモナイゼーションを推進するよう期待している。契約者保護機構（PPC）に関しては、恒久的な事後資金拠出制度を設けるべきである。保険業界の規制をより良いものとしていくことは、将来へのさらなる発展のために必要不可欠であり、特に、すべての保険販売者間において均等な競争条件を確保していくために極めて重要である。郵政民営化のあり方などの課題への適切な取り組み、共済の保険の枠組への組み入れ、商品認可手続の合理化および明確かつ一貫性のあるルールと規制の適用は、金融危機からの回復に貢献する。それはまた、日本国内の金融業界および一般消費者にとって有益であるだけでなく、諸外国からの対日投資をより魅力あるものとするものにも資するものとなるだろう。

金融庁の商品認可手続は過度に時間がかかり、金融庁の対応能力は限られている。これは商品開発の遅延につながり、効率的なプランニングを困難にする。変動性のある資本市場の影響を受ける新しい商品や機能の開発にとって、とりわけ金融危機に対応するにあたっては、承認を得られた場合であっても、認可手続は柔軟性にかけるといえる。EU日本経済統合協定（EIA）は、こうした問題をすべて取り除き、すべての保険会社にとって公平で平等かつ透明性のある、競争と規制に関する共通ルールを含むべきである。さらに、ソルベンシーIIの考え方に基づく、市場ベースの手法を用いたソルベンシー算出の共通ルールと、規制の透明性と予測可能性を高める、リスクにフォーカスした手法による共通ルールを有するべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 日本郵政の改革

*年次現状報告；新たな問題。* 郵政改革に関する法案の導入により、かんぽ生命は、ほかの市場参加者には適用されない特恵待遇を受けることになる。これは競争をゆがめることにつながるだけでなく、ただでさえ世界最大の金融機関のさらなる拡大にもつながることから、EBCはこの状況を遺憾に思う。現行法案がひとたび施行されれば、外国の保険会社だけでなく、国内の保険会社も影響を受ける。EBCは、WTO サービスの貿易に関する一般協定（GATS）の下での日本政府の義務を政府に改めて念押ししたい。

#### 提案：

- 政府は、かんぽ生命が新商品を発売することを認められる前に、公平な競争条件を設けるべきである。
- かんぽ生命が現行の業務をいかなる形であれ拡大することを認められるのであれば、政府は、かんぽ生命に特恵待遇が決して与えられることがないようにすべきである。

### ■ 共済

*年次現状報告；新たな問題。* 共済は相互扶助協同組合であり、保険商品を提供する。政府が約束しているところでは、共済には外国の保険会社と同じ規則と規制が適用されてしるべきだとされている。共済は保険業法の下で設立されていないため、現状ではそうっておらず、共済の活動している分野によって、共済を管轄する省も異なっている。例えば農業分野の共済を管轄するのは農林水産省である。

#### 提案：

- 共済は、金融庁の監督下に置かれるとともに、保険業法が適用されるべきであり、また、そうした規定が設けられるまでは、業務の拡大を認められるべきではない。

### ■ 会計およびソルベンシーマージンの国際基準との整合化

*年次現状報告；若干の進展。* EBCは、ソルベンシーマージン比率の算出基準等の更改、およびソルベンシーIIの原則に沿った、市場ベースの手法の中期的確立に関して金融庁が行った前向きな表明を歓迎する。金融庁のソルベンシーマージン要件案がソルベンシーIIのアプローチとさらに一致させることは、日本でビジネスを行う欧州の保険会社にとって、すべてのテリトリーで同じ手法を用いて、グループ横断的なリスクマネジメント戦略をより良く策定することが可能となることから、きわめて重要である。こうした動きは、規制当局と保険会社の共通の目標である保険会社のリスクマネジメント改善を促進すると同時に、それに報いることにもなる。

#### 提案：

- 日本政府は、国際財務報告基準およびソルベンシーIIとの整合化のためのロードマップを定めることによって、日本の基準と国際基準の整合化達成を目指した改革を促進すべきである。
- 市場ベースのソルベンシーマージン算出方法は、ソルベンシーIIとさらに一致させるべきである。

### ■ 契約者保護機構（PPC）

*年次現状報告；ほとんど進展なし。* PPCの現行の枠組みは2009年3月に期限切れとなったが、今後についての業界とのオープンな話し合いはまだ始まっていない。必要とされるレベルの安心を国民に提供し、信頼を維持するためには、政府の後ろ盾のある恒久的な制度が必要とされる。PPCへの早期資金拠出のもつ不要な負担を取り除くことになる事後資金拠出制度への移行が最良だろう。既存のPPC基金は、市場ベースの解決法を見出す負担を軽減することになるため、潜在的モラルハザードとなっており、また経営がうまくいっている保険会社にとってはコストを引き上げている。

#### 提案：

- 日本政府は、政府保証の後ろ盾と事後資金拠出を伴った恒久的なPPCを導入すべきである。新しい機構についての決定を行う前に、すべてのPPC会員の専門知識と要求事項を総動員した、より幅広い話し合いが必要である。



# 運輸・通信

航空会社  
ビジネス航空  
物流・貨物輸送  
鉄道  
電気通信サービス  
電気通信機器

**Mr. Otto F. Benz**

Chair, Airlines Committee

(General Manager Japan, Lufthansa German Airlines)

c/o Lufthansa German Airlines

3-1-13 Shiba-Koen

Minato-ku, Tokyo 105-0011

Phone 03-5402-5201

Fax 03-5402-5209

# 航空会社

## はじめに

最近の世界金融危機と豚インフルエンザ発生は共に、日本国内および海外へのビジネスおよびレジャー旅行の激減を導く結果になった。これは、高い空港コストと相まって、日本に運航する欧州航空会社にとっての路線収益性に大きな悪影響をもたらした。2010年の現在ですら、日本を訪れる旅客と、日本から海外に出かける旅行者の数は、以前の水準にまだ戻っていない。

EBCは日本政府に対し、日本のすべての空港、とりわけ国際市場との不可欠のリンクを提供する空港での料金引き下げに向けての取り組みを継続するよう要望する。これまでのところ、変革の領域とスピードは期待に沿ったレベルには到底及ばないものである。航空会社はかねてから、法外に高い着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、貨物ハンドリング料の支払を義務付けられている。航空輸送分野への深い政治的関与は、往々にして、需要がほとんどあるいはまったくない地域での空港乱造につながっている。いわゆる空港整備特別会計は、ローカル空港の損失が、すべての空港で徴収される使用料を財源とするこの特別会計のための基金によって補填されることから、状況をさらに悪化させている。固定費を押し上げる働きをし、日本の空港がこれほど競争力がない原因となっているのは、空港整備特別会計の存在と、提供される公的融資に対する通常高い金利である。EBCは、すべての空港がコストに基づいて競争するとともに、新空港への資金提供の重荷から解放される根本的に異なるシステムの確立を新政権が検討中であることを示唆した国土交通相のコメントを、EBCは心強く思う。しかしながら、いままでのところ、実際の実現面でほとんど進展はみられていない。

健全な競争は、政治的理由より、むしろ経済的理由に主導される活力ある市場を、確立するための前提条件である。EBCは、今年の新滑走路竣工後の、国際便への羽田空港開放を歓迎する一方で、これがすべての航空会社にとって平等な条件で行われることを確認するよう政府に要望する。前内閣は、羽田発着国際便について、運用時間を22時～07時とすることを示唆した。22時以前の着陸が不可能となれば、欧州の航空会社は、日本およびアジアの航空会社の国内路線網との接続の可能性を失ってしまう。さらに、欧州の航空会社は、きわめて不便な時間帯における東京首都圏への運航に制限されることになる一方、日本およびアジアの航空会社は深夜に日本を発ち、早朝に帰着して、事実上あらゆる日本の国内空港との発着接続を利用できることになる。公平な競争条件が確立されない限り、羽田が政府の構想するハブ空港の役目を果たすことは無いであろうし、地方都市が本格的ハブ空港の提供しうる付加的なポテンシャルの恩恵をこうむることも無いであろう。

2010年1月、日本航空（JAL）と子会社2社は会社更生法の手続を申請し、政府がバックに付いた企業再生支援機構（ETIC）からの支援を仰いだ。ETICは種々の借り換えを保証しているため、JALは存続して、管理されたやり方で再編がなされうる。ETICによって取りまとめられた包括的保護と、血税の使用が、競争をゆがめることのない透明性あるプロセスを伴うことが必要不可欠である。JALの事業の合理化とコストの削減に焦点が置かれるべきであり、JALは、会社更生手続の間は、事業の拡大や料金ダンピングの実施を認められるべきではない。したがって、JALが公的資金を受け取りながら、「いたずらに運賃引き下げを行うこと」は許されないとする、2010年2月に国交省からETICの代表取締役専務中村彰利氏あてに送られた書簡をEBCは歓迎した。料金ダンピングによって市場がゆがめられないことがないよう、再編プロセスは注意深く実施・監視されなければならない。

## 主要な問題および提案

### ■ 高コスト

年次現状報告：進展なし。成田空港の着陸料を決定するための交渉の新ラウンドが今年進行中である。2009年に行われた着陸料の小幅の引き下げは、同額の「旅客保安サービス料」を導入することによって可能になったにすぎない。利用可能な発着枠数の最近の増加は、その結果としての空港単価の低下が航空会社にとっての着陸料低下として反映されるはずであり、したがって、さらなる引き下げが可能になるはずである。空港が十分に利用されない場合、そうした空港を閉鎖または統合すれば、この問題の解決に貢献するはずである。日本がアジアのほかのハブ空港との競争力を保つためには、空港コストの50%もの削減を目指す新たな機構が必要である。関西国際空港と伊丹空港を一つの持ち株会社へと統合する計画は歓迎される。しかし、この市場における大手航空会社の長期的プレゼンスを安定化するためには、関西空港の着陸料の大幅な引き下げがまだ必要である。

#### 提案：

- 空港当局から課される法外なコストの引き下げに道を開くため、空港整備特別会計を廃止すべきである。空港でのセキュリティ対策のコストは、航空会社に課せられるべきではなく、それぞれの空港のバランスシートにおいて吸収されるべきである。成田と羽田で利用可能な発着枠数の増加は、運輸分野における政府の成長戦略への主要な貢献者である航空会社にとってコスト削減を意味すべきである。

### ■ 空港インフラ

年次現状報告：限られた進展。日本は、既存空港インフラの最適活用のための首尾一貫した計画を欠いている。羽田の第4滑走路は2010年にオープンすることになっている。国交省は、国際路線に新たに約6万の発着枠を割り当てており、夜間にアジア路線以外の発着を認めることにしている。しかし、こうした発着枠は、均等に割り当てられておらず、政府はローカル空港間および航空会社間の競争に及ぼす結果も考慮すべきである。羽田が国際便に開放された暁には、羽田空港を実用的に利用できる時間枠をすべての航空会社が共有するべきである。欧州の航空会社が日本の国内路線との乗り継ぎのために羽田を利用することが出来なければ、羽田空港をハブ空港と見なすことはできない。

#### 提案：

- 日本は、すべての利用可能な空港インフラの効率的利用のための計画を設け、羽田空港を日欧間のすべての便に差別なく開放すべきである。時間制限をもし設けるのであれば、離陸時刻（22時以降）に限定すべきであり、17時以降の着陸時刻には適用されるべきではない。現代の飛行機の騒音レベルは大幅に低下しているため、成田空港の夜間発着禁止時間帯の短縮を検討すべきである。

### ■ 流通販売

年次現状報告：進展。2010年9月、国交省は、国際航空運賃規制を緩和する措置をとった。その結果、航空会社は原則として、新しい運賃を設定したり、市場需要の変動やすべての販売チャネルにおける市場ネットフェアに応じて随時、運賃水準を変更したりできるようになるはずである。

#### 提案：

- 政府は、発表した変更を速やかかつ効率的に実施すべきである。
- 日本は、税金および利用料を含む最終（合計）消費者料金をすべての販売チャネルで公開させる可能性を検討すべきである。

### ■ 日航再編

年次現状報告：新たな問題。2010年1月以降、JALは会社更正手続に入っている。政府は、JALのさらなる資本再構成が競争に対して持つ含みを注意深く検討すべきである。

#### 提案：

- 政府は、日航更生計画の実施をつぶさに監視し、とりわけキャパシティと運賃設定の方面で市場のゆがみが生じる場合には、介入すべきである。
- 政府は、羽田の新しい便利な発着枠の利用が、JALの構想する会社再建の柱になるとのJALの宣言にとりわけ照らして、欧州の航空会社にとっての羽田空港への参入障壁を低減すべきである。

Mr. Dominik A. Steiner

Chair, Business Aviation Committee

(CEO, Newjetco K.K.)

c/o Newjetco K.K.

Green Hills Kamiyama 3F, 1-5 Kamiyamacho

Shibuya-ku, Tokyo 150-0047

Phone 03-3481-5916

Fax 03-4496-4863

# ビジネス航空

## はじめに

ビジネス航空は世界的に景気後退に見舞われている。ただし、予測によれば、ビジネス機の需要は今後数年間は拡大する。すべての国際空港で新しい航空会社安全/セキュリティ要件が設けられる中、多くの財界人や政府は、業務の効率を高めるため、航空機をチャーターしたり、社用ジェット機の購入やリースを検討したりしている。世界経済における日本の地位に比べ、日本には依然比較的少数のビジネス機しかない。2005年には、日本で1000便近くが運航されたが、内訳は米国発30%、中国発30%、欧州発10%、残りはその他のアジア諸国からの運航であった。その一方、日本で登録された航空機によって運航されたのはわずか数便だった。とはいえ、羽田空港と成田空港の発着枠の増加に伴い、ビジネス航空は今や成長のチャンスを迎えている。

日本でビジネス航空の発展が遅れているのには一連の問題と要因が関係している。例えば、制限的な長距離進出運航実施承認審査基準（ETOPS）要件は、60分から180分への拡大構想があるにもかかわらず、ダイバート（目的地外着陸）の飛行時間に依然適用されている。これに加え、適当な空港やインフラの不足、羽田と成田での発着枠取得の困難さ（発着枠数は増えつつあるが、まだ少なすぎる）、高い着陸料および航空援助施設利用料、運航支援会社（FBO）の不足、プライベート航空を通じて達成しうる効率向上についての財界・官界内での理解不足などである。航空機へのアクセスとセキュリティおよび税関の通過をより効率的にするVIP通関手続きを適宜のすべての空港で実現する必要がある。

こうした諸問題にもかかわらず、日本でも、ビジネス航空に対する一般的関心が徐々に高まりつつある。規制緩和に関する国土交通省航空局との話し合いが、運航許可、継続的耐空証明、空港発着枠配分、着陸料・航空援助施設利用料といった分野で進められている。業界が直面する諸問題は概ね理解されているものの、進展は遅々としており、一部のケースでは商環境が悪化しつつあり、ビジネス・チャンスが失われようとしている。

ビジネス航空が繁栄していないことは、他の国際金融センターと比べて日本を不利な立場に置く。ビジネス航空業界がより重きをなしていたなら、日本国内で相当の収益機会を生み出すだけでなく、日本を外国の企業や政府にとって大幅にアクセスしやすいものにもするはずである。社用ジェット機を利用している企業の性格を考慮するなら、日本のフライト制限のせいで日本へ行かないという決定がなされるたびに、日本は大きなビジネス・チャンスを失っているおそれがある。より重要なことに、ビジネス航空業界が比較的小規模であることは、日本を拠点とするグローバルな事業にも不利になる。しかも日本企業は、海外の競争相手と同程度には業務用に自家用ジェット機を使うことができないのである。

## 主要な問題および提案

### ■ ビジネス航空の規制的枠組みの創出

*年次現状報告：進展。* 日本にはまだ、ビジネス航空およびオンデマンド・チャーター便専用の適切な規制的枠組みがない。数百人の乗客がからんだ運航のために設けられた複雑で厳しい同じ規則を、高いフレキシビリティを必要とする運航に適用するという政策は行き過ぎであり、日本におけるビジネス航空分野の発展を事実上妨げている。日本の運航要件は、チャーター便やプライベート便向けに策定され世界的に使用されている基準である連邦航空規則（FAR）パート135よりむしろ、FARパート121に倣っている。前者が、チャーター便およびプライベート便向けに策定され、全世界で使用されているにもかかわらずである。自家用ジェット機にETOPS要件が適用されているという点で、日本の状況はユニークである。国際的には、限界が拡大されており、それでもまだ、安全を保証することが証明されているのである。その結果、他の飛行機がより直接的に行ける場合でも、日本で登録された飛行機は迂回しなければならない。こうした規制は、日本で活動するチャーター便会社に、外国籍航空機を飛ばすことを余儀なくさせている。

#### 提案：

- 日本政府は、日本におけるビジネス航空のサービスとインフラの欠如を認めなければならない。
- EBCは日本に対し、ビジネス航空およびオンデマンド・チャーター便の利用増大を可能にする規制体制を設けることを要望する。国際ビジネス航空専門家を含んだタスクフォースが大いに推奨される。

### ■ ビジネス航空用のインフラ

*年次現状報告：若干の進展。* ビジネス航空の要件は、他の航空会社のそれとは異なっている。VIP通関手続き、航空機への直接アクセス、別個の税関・出入国管理カウンター、FBO（ビジネス機運航支援会社）、格納庫の利用可能性は、ビジネス航空の効率に寄与する要因のほんの一例である。こうした要件は世界中で広く満たされているが、日本では満たすことができない。一般にそうしたサービスのコストは、妥当な限度内に保たれるなら、ビジネスジェット利用者と運航会社で負担しうる。

#### 提案：

- 政府は、日本におけるビジネス航空インフラの必要性を評価し、次のステップへ向けての勧告を行うため、国際的な専門家を含むタスクフォースを設置すべきである。
- 政府は、ビジネス航空の需要増大に対処するための適切なインフラを確立すべきである。スムーズな出入国と航空機への直接アクセスを必要とする利用者向けのVIP待遇は改善されなければならない。
- 日本におけるビジネス航空のインフラ整備に参加することを外国の投資家および企業に奨励すべきである。外国からの投資は日本に益するだろう。

### ■ 整備および耐空性

*年次現状報告。限られた進展。* 日本では、飛行時間数にかかわらず、耐空証明を毎年更新する必要があり、高いコストをかけて飛行機を毎年約1ヶ月間整備に回さなければならない。他の諸国は航空機メーカーとプログラムを設け、漸進的点検スケジュールを用いているため、航空機が常時耐空性をそなえていることが保証され、「1ヶ月間」の点検のために地上に釘付けになることはない。そうした漸進的点検は飛行時間数にリンクされ、必要なときに（要望に応じ）航空機が修理されることを保証する。さらに、日本の整備要件は、型式証明制度に代表される国際慣行に沿っていない。しかも、交換部品は事前証明を受ける必要があり、これは、とりわけ日本で証明を受けた部品が手に入らない海外では、整備をきわめて時間のかかるものにする。不必要に厳しくかつ日本特有の規制は、日本でビジネス機を所有する経済的意味をほとんどなくさせるほどにコストを増大させる。

#### 提案：

- 耐空性および整備要件を扱う規制は、米連邦航空局（FAA）や欧州航空安全局（EASA）の例示するグローバルなベスト・プラクティスに沿ったものにすべきである。
- 日本の空港に施設を設けることを外国の整備会社に奨励すべきである。

Vacant

c/o Mr. Bjorn Kongstad

Policy Director, EBC Secretariat

Sanbancho POULA Bldg. 2F

6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075

Phone 03-3263-6222

Fax 03-3263-6223

# 物流・貨物輸送

## はじめに

良好に機能する貨物輸送・物流サービス市場は、日本の産業のグローバルな統合と競争力にとってきわめて重要である。海外に顧客や事業を有し日本国内で活動するすべての企業は、外資系企業であれ日本企業であれ、国内での、また国境を越える効率的な貨物輸送サービスに依存している。

世界規模の物流事業へのアクセスを日本の消費者に提供している欧州企業はおおむね成功を収めてきたが、それでもまだ、いくつかの規制面の難題に直面している。日本で活動する欧州の輸送・運送業者は、国際空港の高い使用料と不十分な空港インフラや、通関手続上の手間に苦闘している。また、国内貨物運送事業に従事する外資系企業に対する時代遅れの制限や、同じサービスを提供している業者に適用される規則・規制の格差によって引き起こされる競争の歪みにも対処しなければならず、これらは結局、非効率と、ユーザーにとっての料金上昇につながる。

目下再編過程にある日本郵便は積極的な拡大を目指しているが、その一方で、特恵的な規制面の処遇の恩恵を依然享受しており、市場の機能と、日本国民にサービスを提供する競合他社にとっての脅威となっている。EBCは特定の社会経済的目標を達成するためのユニバーサルサービス義務の必要性は認識しているものの、日本郵便は国際スピード郵便（EMS）を通じ不公平な競争条件で民間の国際エクスプレス事業者と競合している。EMSは日本郵便によって提供される特別な付加価値を持つ国際エクスプレスサービスであり、現在、外国向けエクスプレス市場の約20%を占めている。民間業者にとって懸念すべき大きな問題は、EMSがほかのエクスプレスサービスに適用される厳しい規制の適用を受けないことであり（次ページで詳述）、それゆえ、EMSの拡大は競争をゆがめるおそれがあるとともに、外国の民間事業者だけでなく、日本企業にも悪影響を及ぼすことになる。

総務省は、EMSが基本的ユニバーサルサービスの一部であり、したがって通常の郵便と同様に扱われるべきだとして、この規制格差を擁護している。しかしこの主張は、EMSの場合、日本郵便が民間事業者と直接競合している事実を無視している。したがってEMSは、2005年にユニバーサル郵便サービスの範疇から外された日本郵便の国内小包便（ゆうパック）と同様、ユニバーサルサービスから除外されるべきである。さらに、世界のEMS輸送量の半分近くを占めている国際的郵便事業アライアンスであり、当時、日本郵政のCEOが会長を務めていたカハラ・ポスト・グループのプレスリリースでは、EMSが現に民間エクスプレスサービスに類似していることが明確に認められた。

EBCは、新たに調印された認定通関業者（AEO）に関する相互承認協定に喝さいを送る。運輸・物流分野はさまざまな関税政策の直接的影響を受けるため、EBCは、この協定の実際的成果を大いに心待ちにしている。さらに、EBCは、付加的な関税分野をカバーすることになる将来のEU日本経済統合協定（EIA）の下でさらなる協力を達成しようと確信している。EIAはまた、日本と欧州の事業者の平等な待遇、とりわけ外国貨物輸送業者に対する、国内航空貨物輸送事業への直接従事の禁止解除に向け、運輸・物流分野をさらに開放すべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 通関手続

年次現状報告：進展なし。現在、輸入貨物の課税最低限度額は1万円である。他の主要先進国と比べると、この最低限度額はやや低い。EUでは最低限度額は150ユーロとなっている。最低限度額を引き上げることで、税関と通関業者にかかる負担が軽減するとともに、輸入者は関税支払額減少の恩恵を受けることになる。申告手続も改善すべきである。現在、申告は、所管の税関署管内に所在する事務所で行うこととされている。しかし、申告を所管の税関管区とは無関係の場所で行うことができるなら、フレキシビリティが向上し、通関業者にとって業務効率の改善につながる。

提案：

- 日本政府は、輸入貨物の課税最低限度額を2万円に引き上げるべきである。
- 日本政府は、所管の税関管区とは無関係に、申告場所を自由に選べるようにすべきである。
- EBCは、検疫貨物をチェックできる場所に関するフレキシビリティ増大を要望する。特殊保税倉庫でのチェック実施を促進すべきである。

### ■ 日本郵便のEMSとの公平な競争条件

年次現状報告：進展なし。現在、EMS小包は、価額が20万円を超える物品に関してのみ申告納税の対象となるが、これは民間業者に適用される水準を大きく上回っている。また、警察庁はEMSも駐車規制対象になることを明言したが、EMS集配車には事実上駐車規制が適用されていない。更に、検疫関連の物品が入ったEMS貨物は空港の検疫所ではチェックされない。民間業者の到着貨物は空港内で厳重なチェックが実施されるのとは著しい違いがある。

提案：

- 政府は、(1) EMSと民間エクスプレスの両方への同じ申告納税適用限度の適用、(2) すべての事業者への平等な駐車規制適用、(3) 日本郵便についての透明性ある会計手続の実施によって、公平な競争条件を確保すべきである。
- 政府は、EMS検疫貨物が国際空港施設外へ移動できるのに対し、民間エクスプレスサービスの検疫貨物がそうできないという状況を是正すべきである。

### ■ 懇談会の設置

年次現状報告：新たな問題。通関手続は国際物流に従事する企業にとってきわめて重要な手続であるため、税関当局との良好かつ緊密な関係や、新しい関税関係の政策の明確な理解が不可欠である。したがってEBCは、相互のニーズと希望についてのよりよい理解を促進するため、財務相と税関が外国企業と共同で懇談会を設けるべきであると確信する。懇談会は、税関が草案や税関当局内部からの新しいアイデアを提出する目的や、外国企業が政府に意見を提供する目的で利用できよう。実際、EUには、そうした懇談会が大きな成功を収めてきた例がいくつもある。

提案：

- 財務相は、輸出入にとってのよりよい環境を促進するため、外国企業を含む懇談会を設けるべきである。

### ■ 外国人等による営業の禁止

年次現状報告：進展なし。貨物利用運送事業法は、外国人等が国内航空貨物利用運送事業に直接従事することを禁じている。2008年7月より、外国の貨物利用運送事業者は、日本の貨物利用運送事業者を通して航空貨物輸送サービスを利用することを認められている。これは歓迎すべき一歩だが、同法には、外国の貨物利用運送事業者が航空貨物輸送サービスを直接利用することを禁止する差別的法規が依然存在している。

提案：

- 貨物利用運送事業法を改正し、「外国人等」の定義を完全に削除することによって、国内外いずれの貨物利用運送事業者にも平等な条件を設けるべきである。

## Mr. Kai Taylor

Chair, Railways Committee

(General Manager, Security Solutions & Services Division Japan,

Thales Japan K.K.)

c/o Thales Japan K.K.

Akasaka MK Bldg. 4F

4-9-9 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052

Phone 03-5785-1967; Fax 03-5785-1801

# 鉄道

## はじめに

日本の鉄道網の約 70%はJRグループによって運営されており、残り 30%は、大都市圏内および大都市圏周辺を中心とする約 85 社の私鉄等によって運営されている。JRは、1987 年に民営化された日本国有鉄道（国鉄）の後継企業である。すべて合わせると、総延長 32,000 kmの日本の鉄道網には約 68,000 両の車両が走行しており、75%は電車（動力分散方式）（EMU）および高速新幹線列車である。年間約 2,500 両の新車両が製造され、そのうち約 500 両が輸出される。日本市場は現在、アジアの他市場のような成長はしていないものの、UNIFE（欧州鉄道産業連盟）の最新データによると、今後 5 年間の推定年間平均市場規模が 60 億～70 億ユーロで依然世界最大級の市場となっている。とはいえ、外資参入は無視できる程度でしかない。

理由の一つは、鉄道事業者、とりわけJR各社が保持する強力な立場である。JR各社は従来、日本の購買企業専用に製品やソリューションを開発するメーカーからしか製品やソリューションを買ってこなかった。このため、外国のサプライヤーが日本市場に参入することはきわめて困難だけでなく、日本で開発された製品は、トータル・システムの一部としてしか輸出できない。日本以外のすべての主要かつ経済的に健全な鉄道プロジェクトは、サプライヤー独自の開発物や整合化された国際規格に基づき、多数の国々や多種多様なサプライヤーから最良の製品やソリューションを調達している。日本特有の規格は、日本のメーカーから相互運用性や輸出機会を奪っている。こうした規格は往々公開されず、購買企業から提供されるだけである。したがって政府は、国際的に認められた規格の使用の実現・奨励をより力強く主導することが肝要である。政府はまた、現行の公開指針をすべての市場参加者に平等に実施すべきである。これは、競争を高めるだけでなく、日本における運用・整備・調達コストの低下につながる新しい改良された技術の利用も拡大するだろう。これは、日本で活動する欧州企業にとって有益であるだけでなく、国際市場に参入する日本企業の能力も高めることになる。つまりは、鉄道輸送分野における日本と諸外国との間の通商拡大をもたらす。

EBCの鉄道委員会が設置されて以降の基本的状況は相変わらずであるとはいえ、EBCは、政府当局者、鉄道事業者、産業界との有意義な話し合いと交流の機会を持てたことを喜ばしく思う。また、一部の市場参加者が海外に目を向け、要求事項に適合するEUの先端技術やパートナーを探し始めていることを心強く思う。

世界の運輸産業分野はCO<sub>2</sub>の主要排出者であり、全世界のCO<sub>2</sub>排出量の5分の1以上を占めている。政策に変化がなければ、CO<sub>2</sub>排出量は、わずか40年以内に倍増すると予想されている。人キロ当たりの消費面でもよりよいエネルギー効率を提供し、また、炭素排出量が比較的少ないことから、鉄道は、温室効果ガス排出量の削減や、持続可能な輸送システムの開発にとってきわめて重要である。地球温暖化に起因する被害についての認識拡大や、それに関連した野心的なCO<sub>2</sub>削減目標の導入に伴い、全世界の政府は新規鉄道に投資することが必要になるだろう。

鉄道の建設・保守の長い歴史を有するパイオニアとして、欧州と日本は、急速にはずみがつきつつあるこうした鉄道輸送重視の拡大を利用する格好の立場にある。欧州と日本の鉄道業界は、卓越した、かつ多くの面で補完的な、専門知識を有している。いずれも、長い鉄道開発の歴史を有し、したがって、近代的な鉄道がまだ開発されていない諸外国にこの技術を広める面できわめて有利な立場にある。しかし、これを達成するためには、鉄道規格の国際的整合化と、本国市場での整合化されたシステムの適用を必要とする。EUはこれを実現しつつあり、整合規格である欧州鉄道輸送管理システム（ERTMS）を、2020年をめぐりに欧州全土に整備する意欲的なプログラムを有している。EU日本経済統合協定（EIA）の下、日本は、整合規格に基づいたオープンな統合システムを通じて欧州と協力することができ、相互的な市場アクセスを欧州に進んで提供することによって、欧州で手に入る最良の技術を活用して日本自身の製品を諸外国に輸出できるようになるだろう。EIAの下、国際的に認められた組織による試験データを一刻も早く受け入れるべきであり、欧州の基準を全面的に承認し受け入れるべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ オープンな統合鉄道システムの導入

年次現状報告：限られた進展。日本における製品開発は、最も適切なソリューションを見つける自由をメーカーに認めるのではなく、閉鎖されたシステム内であらかじめ定められた仕様に従って新製品を開発するメーカーを指定する鉄道事業者によって牛耳られている。

提案：

- 政府は、国内市場での競争を高めるとともに、日本のメーカーにとっての輸出可能性を高める方法として、事業者が性能基準のみを定めメーカーが自由にソリューションを開発・提供するというかたちのオープンな統合鉄道システムを促進・奨励すべきである。
- EBCは、政府当局者、研究機関、鉄道事業者、産業界との継続的な対話および意見交換を歓迎する。

### ■ 規格の整合化および認証と基準の相互承認

年次現状報告：限られた進展。規格にそれほど大きな違いはなく、欧州の研究施設で作成されるデータは日本にとっても適切であるのに、日本市場向けには日本での重複した試験が必要とされる。日本での販売向けの試験を行うことを認められた欧州の試験機関は一つもない。重複した試験は輸入のコストを引き上げ、欧州製品の競争力を国内製品よりも低下させる。

提案：

- 国際的に認められた組織の試験データを一刻も早く受け入れるべきである。
- 欧州の基準を全面的に承認し受け入れるべきである。

### ■ GPA — 業務安全条項とその範囲の定義

年次現状報告：進展なし。日本とEUはともに、WTOの多国間政府調達協定（GPA）の締約国である。GPAは、新しい機器を調達する際に、合意された規則に従わなければならない、JR各社を含む事業体を定めている。GPAの枠組内で、日本は、鉄道に適用される特殊条項（業務安全条項）を取り決めたが、これは、運輸の業務安全に関係した調達が除外されると規定している。これは実際上、鉄道分野では、定められた手続が守られることはたとえあるとしてもまれであることを意味する。EBCは、この安全条項が、原産国にかかわらず製品を提供するチャンスをあらゆるサプライヤーに与えるという適切な入札制度を妨げるために利用されていることを遺憾に思う。

提案：

- EBCは、すべての企業が要求事項を満たすこと、または要求事項を上回ることができるよう、業務安全条項とその範囲の明確な定義を要望する。
- 鉄道事業者にとっての関心事をなすと思われる輸送密度および耐震性に関係した性能基準は、公表されるべきである。

### ■ 鉄道への投資、日本の再活性化、環境基準の実施

年次現状報告：ほとんど進展なし。環境上の理由から、鉄道輸送の拡大は広く歓迎されている。日本政府は、政府が発表した野心的なCO<sub>2</sub>削減目標を達成するつもりなら、鉄道システム、とりわけ貨物向けの鉄道システムにさらに投資しなければならない。一部の推定では、車両や線路に起因する騒音発生量や振動は、新幹線沿線だけでも12万世帯を悩ませているとされており、生活の質に悪影響を及ぼすとともに、迷惑と健康問題を引き起こしている。日本は妥当な環境ガイドラインを設けているが、これは任意であり、残念ながら実施されていない。地域経済と日本の中規模都市の再活性化に劇的に貢献しうる路面電車への投資計画は検討されて久しいが、進展はほとんどみられていない。

提案：

- 政府は、CO<sub>2</sub>削減目標達成への主要な貢献手段として、路面電車を含む既存および新規の鉄道への投資を促進すべきである。
- 騒音と振動に関する既存の環境ガイドラインを義務化すべきである。

**Mr. Megumi Hasegawa**  
Chair, Telecommunications Carriers Committee  
(President, BT Japan Corp.)  
c/o BT Japan Corp.  
ARK Mori Bldg. 24F., 1-12-32 Akasaka  
Minato-Ku, Tokyo 107-6024  
Phone 03-5562-6000  
Fax 03-3586-8023

# 電気通信サービス

## はじめに

近年、世界経済は、利用する通信ネットワークの機能性の高さにますます依存する傾向を強めている。日本は世界屈指の洗練された情報インフラを作り上げてきたが、規制面では依然として様々な規制の残る電気通信市場の1つである。日本における通信事業者は、まず規制当局と協議して規制当局の公式・非公式の承認を得ることが必要になっている。

ネットワークを接続するときの相互接続料金は多くの企業にとって成功を決める重要な鍵である。ここ数年間に日本市場が大きく変化したにもかかわらず、相互接続料金は他のOECD加盟国に比べあくまで高価格で維持されている。相互接続料金が過去に値上げされたときには、日本と外国の事業者グループにより、規制当局を相手取った前例のない訴訟まで起こされた。また相互接続料金からNTSコスト（通信料に関連しないコスト）を除外する決定にはEBCも賛同したが、NTTに認められた廃止までの5年間の期間は極めて長く、一方でユニバーサルサービス基金がみとめられ、このNTSコストが事実上NTTに補填されることになったため、効果は大きく減少したと言わざるを得ない。

2006年、総務省は競争を促進するための新たなプログラム「新競争促進プログラム2010」を取りまとめた。このプログラムの主目的は、電気通信市場において一層の競争促進を図り、利用者利益の確保を図るため、2010年代初頭までに公正な競争ルールを整備することである。総務省はこのプログラムの中で10項目の具体的施策を定めており、日本の電気通信産業における公正競争を強化するため、NTT再々編にかかわる検討を2010年に開始することを予定している。

しかし、民主党率いる政府は、公正競争政策を含む、電気通信関連問題についての政策の一部を公表した。一点目は、独立規制機関を設けることである。EBCは、真に独立性を持つためには、規制機関のメンバーを政府外から選任し、その委員会を総務省ではなく国会直属にすべきであると考えます。民主党のもう一つの政策は、国際競争の観点からNTT規制を見直すことである。

EBCは、こうした問題の検討への民主的の積極的アプローチを歓迎するが、いかなる措置がとられるにせよ、それは世界のベストプラクティスを十分に反映したものであるべきであり、国内事業者の競争力を不当に促進するための手段として用いられてはならない。規制は、いかなる国へ投資を決定する場合でも重要な検討事項である。ある国に投資するためには、外国企業にとっては、その国の規制があらかじめ予見できる内容で、しかも公正である必要がある。国内の既存の国内事業者だけに有利になる制度は受け入れられない。

## 主要な問題および提案

### ■ 制度改革

年次現状報告：進展なし。政府が規制機関の役割と株主の両方の役割を担うのは不適切である。総務省は、日本の電気通信分野において広範囲にわたる介入的で統制的な法的権限を有している。民主党は、独立した規制当局として、独立政府委員会の設置を提案している。EBCは、この新たな委員会が、通信産業における規制内容と企業間のビジネスの実際を監視する際、消費者の観点から行うべきであると確信する。

#### 提案：

- 豊富な人材とその他の資源を持ち、十分に権限委譲された独立した電気通信規制機関を設けるべきである。この機関は、当然ながら競争促進を目的とし、その成功についての評価は、多様で新たなイノベーションに基づくサービスを迅速に提供できたか、および信頼性のあるコスト効率の高い基本的な通信・その他のサービスであったかどうかで行われなければならない。独立性を保持するために、メンバーは政府外から選任すべきであり、その委員会は総務省ではなく国会に直属しなければならない。

### ■ NTT再々編

年次現状報告：進展なし。2006年、小泉内閣と当時の自民党は、2010年にNTTの組織についての検討を再開することで合意した。民主党率いる新政権は、GoogleやYahooといった市場参加者との競争を考慮に入れて、国際競争力の観点からこの決定を見直す意向を表明している。民主党は、サービス・ベースとネットワーク・ベースがないまぜになった競争よりむしろ、ネットワーク競争に的を絞ることによって公正な競争を達成すべきであると考えているようである。ほとんどの先進工業諸国は、この両面での競争促進を目指している。ネットワーク・ベースの競争は、莫大な投資を必要とし、日本のように、広大なネットワークを有する強力な独占的事業者が存在する場合には競争を抑圧する傾向がある。したがってEBCは、サービス・ベースの競争のほうが日本にとって適切な目標であるといいたい。とりわけ、NTTは、NTT自体の事業と競合他社の事業とのあいだでアクセスの平等性を提供することを義務付けられるべきである。この透明性ある会計分離によって、NTTは、自社の小売部門に提供されるサービスの場合と同一の料金・条件で競合他社にサービスを提供することを義務付けられるべきである。顧客情報の機密は保たれねばならず、例えば独占的事業者の「卸／インフラ」部門から「小売」部門に提供してはならない。

#### 提案：

- 政府は、公正な競争、透明性、無差別を保障しうるNTT再々編についての掘り下げた検討に取り組むべきである。単にネットワーク・ベースの競争に頼ることなく、種々の競争を考慮に入れるべきである。

**Mr. Yoshio Honda**  
Chair, Telecommunications Equipment Committee  
(General Manager, Standardization & Regulation,  
Technology & Research, Nippon Ericsson K.K.)  
c/o Nippon Ericsson K.K.  
Koraku Mori Bldg. 5F.  
1-4-14 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0004,  
Phone 03-3830-2351; Fax 03-3830-2501

# 電気通信機器

## はじめに

日本は世界第2位の電気通信機器市場である。電気通信機器の生産高は推定1080億ユーロで日本の工業生産高全体の12.5%を占めている。日本政府のICT（情報通信技術）戦略のもとでの構造改革は、高速・大容量ICTインフラの導入、通信コストの低下、電子商取引・電子政府の開発をサポートしてきた。政府は、2005年までに日本をICT分野のリーダーにするという国家的「ICT戦略」目標の実現におおた成功した。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りを果たしている。こうした成功を受けて、2006年、ICT戦略本部によって策定されたe-Japan戦略は、日本の超高速ネットワーク・インフラ整備、競争政策、電子商取引、電子政府の実現に乗り出した。取組課題には、「ICT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」で検討中の新しい競争枠組も含まれる。日本政府は、研究、開発、標準化、国内市場構造の観点から、国際電気通信市場における競争力をさらに強化するための戦略的措置も検討している。

EBCは、正式参加者として総務省情報通信審議会に貢献する機会を与えられていることに感謝するとともに、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチへの政府の全般的コミットメントを尊重する。製品承認手続を促進するためにとられた重要な措置の第1は、2001年の、電気通信端末機器に関するEU-日本相互承認協定（MRA）の締結、第2は、2004年の技術基準適合自己確認（SVC）の導入である。しかし、こうした重要な成果にもかかわらず、これまでの実施状況は期待外れとなっている。MRAのもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、SVCの適用はまだ有線通信端末のみに限られ、無線機器への適用は限定されている。

現在、日本市場では、携帯端末は特定の電気通信サービス・プロバイダーに縛られて販売されている。これは、顧客がある携帯端末を選択してから、別個にサービス・プロバイダーを選ぶことや、その逆のことができないことを意味している。これは、いかなる指針や法的枠組みの結果でもなく、むしろ、日本で発展してきた商慣行の結果である。しかしながら、その結果、携帯端末メーカーが自社製品を消費者に直接提供することができず、各サービス・プロバイダーによって提供される技術に縛られるため、日本市場は相変わらず自由競争のない市場となっている。EBCは、この状況を是正し、欧州の消費者が享受しているのとまったく同じ選択肢と便益を日本の消費者に提供することが総務省の関心事であると確信している。その一方でEBCは、とりわけSIMカードのロック解除につながる潜在的変更に関する総務省の取り組みを評価する。

EU・日本間の経済統合をさらに推し進めるため、欧州市場と日本市場の電子通信機器製品認証の重複を排除すべきである。EU・日本間の経済統合協定（EIA）は、欧州市場か日本市場のいずれかで認証された電気通信機器製品が相手側市場で自動的に承認される真の相互受け入れを確立すべきである。現行の枠組は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。すべての電気通信機器の規格・認可に関する相互受け入れはEU日本経済統合協定の一部になるだろう。

## 主要な問題および提案

### ■ 共通の技術基準および認証手続の確立

*年次現状報告：若干の進展。* 細部はさほど異ならないとはいえ、EUと日本は同一の製品について異なる技術基準を設けており、これはメーカーにとって試験と認証の重複につながる。現行のEU-日本相互承認協定は、認定された認証機関が両方の市場向けに試験を行うことしか規定していない。日本の認証手続も欧州のものとは異なっている。EBCは、欧州で導入された供給者適合宣言（SDoC）に類似したSVCが日本政府によって2004年初めに導入されたことを歓迎した。しかしながらEBCは、この制度が有線通信端末に限られること、および、その他の電気通信機器にまで適用が拡大されていないことに失望している。

**提案：**

- EUと日本は、互いの電気通信機器規格・認可を相互に受け入れるべきである。これは、EIAを通じて達成できるだろう。
- 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な試験や制度上の要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。
- SVCの適用は、「特定無線設備」のカテゴリー内のすべての機器に拡大すべきである。
- 日本における端末機器の比吸収率（SAR）の測定方法は、国際規格に従うべきであり、国際規格に従って欧州の機関によって測定された結果は日本で受け入れられるべきである。

### ■ IMT（IMT-2000およびIMT-Advanced）の周波数割当ての整合

*年次現状報告：若干の進展。* 国際電気通信連合（ITU）は、2007年の世界無線通信会議の議題 1.4に従ってIMT（国際移動通信）（IMT-2000およびIMT-Advanced）の周波数を特定した。EBCは、日本政府がIMTシステム用に国際的に整合のとれた周波数割当てに活発に取り組んできたことを認める。これは、新しい電気通信機器のローカルバージョンを開発する必要性を排除することによって、業界と消費者に莫大な利益をもたらすだろう。加えてEBCは、総務省によって先ごろ実施された協議において、700 MHz/900 MHzの周波数帯でIMTシステム用の整合のとれた周波数割当て方法を達成する機会がある点に注目している。

**提案：**

- 政府は、各国の政府と共同して、2007年世界無線通信会議の決定に沿って、IMTシステムに関する世界的に整合のとれた周波数割当ての達成に取り組むべきである。
- 政府は、UHFデジタル配当の整合のとれた利用のため、AWF（アジア太平洋電気通信共同体ワイヤレス・フォーラム）での成果を考慮に入れ、700 MHz/900 MHzの周波数帯でIMTシステム用の整合のとれた周波数割当て方法を達成すべく、あらゆる可能な措置をとるべきである。

### ■ 携帯端末販売条件の改善

*年次現状報告：新たな問題。* 日本では、携帯端末は原則として電気通信サービス・プロバイダーを通じて販売され、サービスの重大な制限なしには、購入した携帯端末で別のサービス・プロバイダーを利用することはできない。これは、かねてから日本における商慣行となっており、残念ながら、サービス・プロバイダーが携帯端末メーカーと日本の消費者をも犠牲にしてあまりにも優位を占める市場へとつながってきた。したがってEBCは、特定のサービス・プロバイダーとの義務的タイアップを伴わない、消費者への携帯端末販売を促進する指針を設けるよう、政府に要望する。これは、よりよい競争を促進し、携帯端末とサービス・プロバイダーを別個に選ぶ権利を消費者にもたらす。

**提案：**

- 現行の改善は称賛に値するとはいえ十分ではないため、総務省は、消費者が携帯端末とサービス・プロバイダーを別個に選ぶことのできる、開かれた市場を促進するさらなる措置をとるべきである。
- 総務省は、異なるサービス・プロバイダー間のプラットフォーム非互換にからむ問題を回避する解決策を実現するための指針を導入すべきである。



# 医療・衛生

動物用医薬品  
臨床検査機器・試薬（体外診断）  
医療機器  
医薬品  
ワクチン  
化粧品

## Dr. Tadashi Nagata

Chair, Animal Health Committee

(Director, Companion Animal Business Operations, Merial Japan Ltd.)

c/o Merial Japan Ltd.

Sanno Grand Bldg. 8F., 2-14-2 Nagata-cho,

Chiyoda-ku, Tokyo 100-0014

Phone 03-5251-8183

Fax 03-5251-8194

# 動物用医薬品

## はじめに

欧州企業にとって、日本は従来、動物用医薬品の重要な市場となってきたが、低成長率と長年にわたる農産物のデフレ傾向は、日本市場の魅力をもぎつつある。EUと米国がそれぞれ世界市場の30%を占めるなか、3~4%の日本は今や、全体的重要性が大きく低下している。そのため、日本に独特な登録上および製造上の要求事項は往々二の次になり、最優先のニーズが満たされた後でのみ対処されるにすぎない。その結果としての、新技術の利用の遅れは、日本の動物用医薬品市場の競争力を損なっている。新しい動物用医薬品の安全性、有効性、品質について厳しい要件が設けられているため、開発と登録のコストは必然的に高くなる。こうした新しい動物用医薬品は、日本での登録前に欧州と米国での厳しい審査プロセスを経ているにもかかわらず、日本で承認が下りるまでには、薬事法のもと、さらに相当の試験が必要とされる。バイオテクノロジーに基づく革新的な動物用医薬品についての規制要件は日本ではとりわけ厳しく、したがって、欧州の獣医師や動物の飼い主が容易に利用できる製品が、日本では往々利用できない。規制要件の整合化が進めば、革新的な動物用医薬品への動物および動物の飼い主のアクセスは確実に向上するだろう。新しいワクチンと医薬品への速やかなアクセスなしには、日本の畜産市場は競争力に乏しいままとなり、農業補助金の増大要求へとつながりかねない。

動物用医薬品の製造販売承認は、農林水産省から下りる。食料生産動物用の動物用医薬品の場合は、1日当たりの許容摂取量と残留基準値の確定にさらに食品安全委員会と厚生労働省がそれぞれ関与する。3つの異なる当局が関与するこの審査プロセスは、複雑かつ非効率的で、類似した関係書類を、連携のとれていない3つの異なる当局に提出する必要がある。さらに、審査には非常に長い時間がかかる。

日本、欧州、米国が参加している「動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議」(VICH)は、似通った試験の反復を避けるべく、整合化された試験ガイドラインを作成することで、整合化プロセスを加速してきた。しかし、VICHガイドラインは、国によって解釈や実施方法に必ずしも一貫性がない。VICHの定款の定めでは、ガイドラインは、ひとたび採択されたなら、対応する国内要件に取って代わるとされている。グローバル企業は通常、VICHガイドラインを順守するが、農水省は相変わらず、国内製品の登録について時代遅れの国内ガイドラインを維持しており、二重基準を生み出している。日本独特の規制要件を満たすため、数多くの新試験を付加的に実施する必要がある。例えば、薬局方はまだ十分に整合化されていないため、製品規格は日本薬局方に基づいて書き直す必要がある場合がある。生物学的製剤については、生ワクチンの血清学的な力価試験についての要件を始め、ほとんどの規格項目は日本独自のものであり、製品規格を特に日本市場のためだけに新たに定める必要がある。

非臨床試験実施に関する基準 (GLP) や臨床試験実施に関する基準 (GCP) 体制の下、海外で実施された試験は、申請書類に記載することを農水省から認められる一方、動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準 (GMP) の相互承認はまだ存在していない。そのため、日本に輸入される動物用医薬品 (原薬と最終製品の両方) の製造に従事しているすべての海外製造施設は、欧州の当局によってGMP適合がたとえ認められていても、農水省による認定を受ける必要がある。このプロセスは、大量の冗長な管理業務を必要とする。

農水省は、日本における承認申請プロセスの予測可能性、質、スピードを向上させる措置の実施面の歩みがきわめて遅々としている。したがって、ほとんどの製品分野の審査プロセスにはまだ遅れが見られる。EU日本経済統合協定 (EIA) は、動物用医薬品のGMP認証の相互承認を手始めに、動物用医薬品に関する欧州と日本の製造販売承認の相互承認を目指すべきである。できるだけ早い機会に国家検定を廃止して、統一GMP体制のもとでの製品適合性を確保することによる、動物用ワクチンに関する規制の整合化も経済統合協定のもとで扱われるべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 製品の承認

*年次現状報告：限られた進展。* EUですでに承認された製品でも、厳しい検査と試験を受けてからでないと日本では承認されない。明白な科学的根拠のない付加的な動物試験要件は、動物福祉面の重大な懸念を伴っている。農水省は、英語の報告書の受け入れ等、いくつかの改革を実施しているとはいえ、申請者はまだ、製品の安全性と有効性にほとんど関連のない質問に回答する必要がある。申請書を審査する一部の専門家は、VICHガイドラインについての適切な理解がまだ不足している。農水省が12ヵ月という標準事務処理期間を定めているにもかかわらず、3つの異なる規制当局（農水省、食品安全委員会、厚生労働省）が関与しているため、食料生産動物用の動物用医薬品の承認申請はきわめて長い時間がかかる可能性がある。農水省は英語の報告書の翻訳要件緩和を前向きに検討しているが、具体的な提案や実施はまだ不確定である。

#### 提案：

- 日本政府は、製品承認を迅速化し、製品承認申請制度の相互承認を含め国内規制を国際慣行と十分に整合化するため、利用できるあらゆる措置をとるべきである。VICHガイドラインが時代遅れの地域ガイドラインに全面的に取って代わるべきである。
- 動物福祉を考慮して、付加的な動物試験要件は、同様の試験結果が他の国ですでに入手可能な場合には、最小限にとどめるべきである。
- 農水省、厚生労働省、食品安全委員会による食料生産動物製品の審査は、食料生産動物用の動物用医薬品の全体的審査時間を短縮するため、平行して実施されるべきである。
- 農水省は、できるだけ早急に、英語で書かれた報告書を受け入れるべきである。

### ■ シードロットシステムおよびワクチンの国家検定

*年次現状報告：限られた進展。* シードロットシステムは、樹立されたマスターシードウイルスまたはバクテリアから作り出されるウイルスまたはバクテリアのワーキングシードを用いてワクチン製造を可能にする。シードロットシステムを導入する農水省の構想のおかげで、一部の動物用ワクチンは出荷前の国家検定を省く必要としない。しかし、一部の欧州製ワクチンは、国際的に認められたシードロットシステムには存在しない製造工程試験等、独自の付加的な試験要件のため、こうした便益を享受できない。ワクチン小分け製品についての不活化試験は、輸入された不活化ワクチンについてのみ義務付けられ、国内で製造された同様のワクチンには義務付けられておらず、差別的な非関税障壁を生み出している。イヌとネコに関するワクチンの安全性は対象動物で試験されるにもかかわらず、実験動物を用いた異常毒性試験が義務付けられているが、これは動物福祉面に影響するものである。

#### 提案：

- シードロットシステムの適用資格要件は、国際的に認められた要件に沿ったものにすべきであり、日本独自の新たな要件を追加すべきではない。
- 不活化ワクチンに関する、小分け製品を用いた不活化試験要件は廃止すべきである。
- イヌとネコに関するワクチンの異常毒性試験要件を廃止すべきである。

### ■ 長い出荷制限期間を要するオイルアジュバントワクチンの使用制限

*年次現状報告：進展なし。* 食料生産用動物向けオイルアジュバントワクチンの農水省による承認に通常必要とされる出荷制限期間は、米国（通常21日）や、出荷制限期間が通常設けられていないEUに比べ、きわめて長い。出荷制限期間がより短い米国やEUで同じワクチンを接種された動物からつくられる畜産物が日本に輸入されている事実を考慮するなら、そうした使用制限は意味をなさず、革新的なオイルアジュバントワクチンを使用する機会を日本の生産者から不当に奪っている。

#### 提案：

- 出荷制限期間に関する規制は、国際基準に沿ったものにすべきである。

## Dr. Isao Ikeda

Chair, Medical Diagnostics Committee  
(Representative Director & Chairman of the Board and President,  
Abbott Japan Co., Ltd.)  
c/o Abbott Japan Co., Ltd.  
Roppongi First Bldg. 4F., 1-9-9 Roppongi  
Minato-ku, Tokyo 106-8535  
Phone 03-3589-9441; Fax 03-3589-9404

# 臨床検査機器・試薬（体外診断）

## はじめに

臨床検査（検体検査）機器・試薬は、病院、検査センター、診療所、血液センター等での診断学的検査に使用されており、多くの医療現場において必須のものとなっている。とりわけ疾病の予防、早期発見、診断、治療のモニタリング、薬剤副作用の把握において重要な役割を果たしており、かつこれらの役割を通し患者のQOLの向上、そして総医療費の節減において欠くことが出来ないものとなっている。しかし、これまでの償還価格の度重なる削減の結果、日本における臨床検査（検体検査）機器・試薬の実勢価格は欧米諸国と比べて同等かそれ以下まで下がっているのが現状である。

EBCは、臨床検査の保険点数（検体検査実施料）を大きく改善した2008年、2010年の国民健康保険見直しを歓迎するが、引き続き構造問題にも取り組むことを政府に促す。つまり、臨床検査を単なる医療出費として扱い、各製品・検査の付加価値を考慮しない現行の償還価格に基づいた改定・価値判断のアプローチは、不正確な診断や不必要または不適切な治療、ひいては過剰な医療へとつながる可能性があり、この点における構造改革が必須と考えている。EBCでは、厚生労働省だけでなく経産省や財務省も参加している新医療機器・医療技術産業ビジョンのもとで、体外診断薬がトピックとして導入されたことを心強く思うと同時に、これからも対話に積極的に参加していくことで、我々の新しい観点・論点を通し、製品承認や償還制度といった重要分野において、新規の論議が出来ることを切望している。

2006年4月の改定において医療診断手続きおよび設備に対する償還価格は10%削減され、1998年からの累積では約50%の削減となっている。特に2002年、2004年、2006年は、それぞれ二桁台の削減が実施された。ただし2008年、2010年の改定は、とりわけ体外診断薬に関しては、これまでほど大幅なものではなかった。しかし、2年ごとの診療報酬改定は、償還価格設定の決まった方法についての情報はほとんど公開されず、かつ、個々の製品が有する臨床的、経済上のメリットや製品イノベーションはほとんど留意されないまま、唯一償還価格の継続的かつ大幅な減少をもたらす改定結果となっている。こうした要因の積み重ねは、欧州メーカーにとって日本がますます魅力のない市場となるだけでなく、日本の医療制度もコスト削減という目の前の課題に囚われ過ぎて、最新の臨床検査製品をもたらす、より長期的な経済メリットを見逃してしまいかねないと思う。一方で、ここ数年間臨床検査機器・試薬（体外診断薬）に対する法規制の面で、いくつかの改善がみられていることも事実である。2005年に実施された薬事法改正では、リスク分類に基づく第三者認証・自己認証制度を導入することで、これまでの製品承認期間の大幅な改善を計っている。しかし、現実的には大幅な進展は見られておらず、この改善の障害となっているものとしては、新制度のもと申請や審査を行うための通知・細則の欠如、日本独特のリスク分類手法やデータ要件の保存等があげられる。

EBCでは、欧州で試験・検査を受け欧州市場向けにCEマークされた（認証された）製品が、日本向けにさらなる試験を受けなければならない理由について、論議が必要であると考えている。とりわけ医療に関わる製品においては、それら製品を通しより高度な医療をより早く日本の医療現場、患者へ届ける必要性和Total医療経済の節減に貢献できるメリットは、非常に重要な論点と考える。

EU・日本間の規格の相互受け入れと相互認証制度は、日本の消費者により広範囲の製品をよりタイムリーに提供をすることのみならず、日本のメーカーにもヨーロッパにおける大きなビジネスチャンスをもたらすものとする。臨床検査機器・試薬（体外診断薬）の「規格の相互受け入れ」と「相互認証制度」は、EU日本経済統合協定に盛り込まれるべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 製品承認と円滑な導入

*年次現状報告：進展なし。*日本の薬事法改正に伴い、新しい製品承認制度が実施された。大臣承認制度、第三者認証制度および自己認証制度の導入は、重要な第一歩となっているが、解決すべき問題が依然として多い。この法規制の側面に加え、日本独特のリスク分類の手法やデータ要件は、申請および審査手続を技術的に時間のかかる、且つ無駄の多いものになっている。ここ数年間に見られる承認手続の大幅な遅れに関しては、制度運営そのものに留まらず組織的な対応策、改善策の必要性を浮き彫りにしている。これにより、多くの製品に於いて申請手続を開始することができなくなっている事実、そして製品の承認が遅れている現状があり、こうした状況は早急に打開すべきである。

#### 提案：

- EUと日本は、双方どちらかの市場向けに認証された製品を、それぞれ本国市場向けに認証された製品と同等のものとし、製品承認プロセスを効率化すべきである。とりわけ日本だけで要求される特殊なデータ要件を排除すべきである。
- 承認申請から製品承認までのプロセス、各ステップをさらに標準化する事に加え、定期的なプロセスのパフォーマンス・レビューの導入を提案する。これにより、新製品の臨床的価値をより早く医療現場へ提供でき、製品の医療への貢献が可能となることを期待する。

### ■ 診療報酬償還制度

*年次現状報告：進展。*EBCは、臨床検査の価値に対する認識向上に伴い政府が臨床検査の償還価格（検体検査実施料）を大きく改善した2008年、2010年の国民健康保険見直しを歓迎する。欧日双方のメーカーにとって魅力のある臨床検査市場を創出するためには、臨床検査の償還価格体制の構造的問題にも取り組むべきである。検査項目が同じならば、検査の質、スピード、患者治療への貢献度が異なっても同じ償還価格が適用されているため、依然として、よりよい検体検査の実施に対する阻害要因となっている。

#### 提案：

- 臨床検査の償還価格（検体検査実施料）は、検査の品質（精度、正確性、検査体制の認証）、スピード（緊急対応、外来患者の緊急検査）、総括的な患者ケアへの貢献（院内感染管理、リスク管理、患者情報に基づく数値以外の付加価値情報）等の切り口により、各々の臨床価値に応じて設定されるべきである。
- 日本政府は、すでに市販されている製品の性能を評価する定期的性能評価制度を設けるべきである。これにより、医療貢献度が低い製品での検査実施が軽減し診療報酬（コスト）あたりの医療貢献度の改善が期待される。

### ■ DPC（診断群分類）

*年次現状報告：進展なし。*2003年に特定機能病院においてDPCが導入された。この制度の導入により、導入先病院はコスト削減や業務のアウトソーシング等に取り組むこととなり、その取り組みは、これまで実施してきた臨床検査数（検体検査数）の削減へと進んできている。近年のDPC導入条件、運営規定の緩和により導入先病院数が増加しており、結果としてコスト削減を最優先させる施策の拡大を招き、医療に必須である臨床検査（検体検査）の根本的なインフラの悪化を招くこととなっており、医療の質の低下を危惧せざるを得ない状況となっている。

#### 提案：

- 日本政府は、臨床検査の効果的な利用を促進するために、医学界の協議に基づき、ガイドラインを策定すべきである。これを通し、診療の質を向上させ、誤診リスクを低減し、そして総医療費の節減を目指すべきである。
- このためにも、中医協内における臨床検査専門委員会等の設立が重要であり制度的側面からの医療の質の向上を目指す方針を明確にすべきである。

# 医療機器

## はじめに

日本の医療は、世界最長の平均寿命や世界最低の乳児死亡率を享受していることに示唆されるとおり、概して高い水準にある。しかし、特定サービスの構造的な過剰消費や入院日数の圧倒的な長さといった制度面の非効率に早急に対処する必要がある。医療制度の財源調達方法と、少子高齢化は、拠出の減少と消費の増大を招いている。日本国民の期待する、より高い質の医療サービスは、今後ますます大きな負担となる。効率的な医療機器は、個々の患者にQOLの大幅な向上をもたらすだけでなく、長期的に総医療費の削減ももたらす投資と捉えられるべきである。しかし、現行の規制構造や償還制度は、そうした医療機器の日本市場導入の阻害要因となり、中国や韓国を含む他の先進諸国で利用されている製品へのアクセスを日本のそれを必要とする患者から奪っている。EUや米国で製造販売されている医療機器のうち、日本で入手できるものはそのうちの50%にすぎないと云う医療機器のデバイス・ギャップを引き起こしている。

EBCはかねてから、日本の医療制度への革新的な新医療機器の導入に関連した時間とコストの削減を求めてきた。薬事法の改正を機に承認手続の短縮を促進し、日本の薬事規則をグローバルスタンダードに沿ったものにするという本来の政府の意図とは裏腹に、改正薬事法は残念ながら承認に要する時間の長期化につながってきた。こうした結果の大きな要因となっているのは、臨床試験実施に関する基準（GCP）や医療機器品質管理システム（QMS）に関連した国際基準と日本のガイダンスとの相違である。

欧日ともに承認・上市には、医療機器の臨床面の安全性と性能面で満足の行く証拠が必要とされる。厚生労働省の情報では、市場導入前の承認のために臨床試験データが必要とされる医療機器の大半（約70%）のケースでは、日本国外で収集されたデータが単独または主要臨床データとして受け入れられるとされている。しかしながら、そうしたデータだけでは充分ではないと判断させられた場合は、日本で新たに臨床試験を実施しなければならない、さらなる大幅な遅延と費用をこうむることとなる。

外国の臨床試験データが日本国内では受け入れられない重要な理由の1つは、厚生労働省のGCP要求事項への不適合がある。国際規格ISO14155は、欧州や諸外国では医療機器臨床試験実施基準のGCPとして一般に受け入れられているのに対し、厚労省は日本特有のガイダンスの遵守を義務付けている。双方の体制間に科学的に重要な相違は存在しないが、実質とは無関係のいくつかの相違が、多額の管理コストと新データ要求につながっている。

また、欧州では、メーカーはQMS要求事項への適合確保を義務付けられ、欧州医療機器指令のQMS要求事項への適合を実証する根拠として、国際規格ISO13485が一般に適用される。同様に日本でも、厚労省は、実質的にISO13485に基づき、医療機器QMSガイダンスを発表している。しかしながら、日本においては品目ごとのQMS適合調査が求められることから、メーカーは審査手数料や検査の重複に悩まされている。日本では、医療機器の承認・上市に必要なQMS監査の（とりわけ）実施時期に左右され、往々にして承認の遅れに繋がり、メーカーと最新技術を利用出来ない患者の双方にとっての相当の損失につながっている。

EU・日本間の経済統合協定は、一方の市場で認証された製品がもう一方の市場で自動的に受け入れられることを保証すべきである。そうした措置はコストを低下させ、現在世界市場のほぼすべての医療機器がEN規格に従って認証されていることから、長期的には日本と他の先進諸国とのデバイス・ギャップをなくすことになろう。共通の臨床試験実施に関する基準および医療機器品質管理システム規制を設けることによる医療機器認証の相互受け入れに特に重点を置くべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ GCPとQMSの相互承認と統合化

年次現状報告：進展なし。2005年の薬事法改正の主な理由の1つは、GHTFによって勧告された国際基準への国内規則の統合化による日本市場への医療機器の上市を促進することだった。しかし、GCPとQMSは国際基準に沿った完全な形では実施されなかった。ISO14155は医療機器の臨床試験専用で在るのに対し、日本の医療機器GCPは医薬品GCPをほとんど流用したもので医療機器にはそぐわず、このことは若干異なった要求事項を生み出し、外国メーカーは、国際的に認められたGCPに適合し、より広範囲の医療関係製品に適用される一般的ガイドラインを見直すことが必要になる。医療機器製造のQMSは、医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）に類似している。欧州や日本その他では、QMSは、初期の設計段階から上市、さらには製品陳腐化段階までにわたって医療機器の品質、安全性、性能を確保するための基礎となっている。QMS要求事項への適合は、欧日いずれの規制システムのもとでもメーカーの義務となっているが、両システムが別個のものである点の、品目ごとのQMS調査の重複は、薬事承認コストの増加と上市の大幅な遅れにつながっている。

#### 提案：

- 日本政府は、海外で作成された臨床試験データをより積極的に受け入れることや、日本のGCPガイドランスを国際基準と統合化することによって、医療機器認証手続を短縮すべきである。さらに、欧州の基準に従って作成された臨床データを日本でも通用するものとみなす方向へ向け努力すべきである。
- 日本政府は、上市承認の交付目的では、EUの関係公認認証機関によって実施されたQMS監査結果を、品質管理システム要求事項への適合の証拠として原則的に十分なものと認め活用すべきである。

### ■ 償還価格

年次現状報告：進展なし。現行の保険償還制度のもとで2006年時の改定では約600億円、2008年の改定では約390億円の医療用特定保険医療材料価格削減が起り、また、今回の2010年の診療報酬全体改定は10年ぶりのプラス改定であったが、医療用保険医療材料価格は約500億円の削減となった。これ等の削減の理由は、内外価格差を是正することだとされたが、市場価格水準を直接比較することのメリットは明らかに限られている。政府は、さらなる削減を追求して、毎年定期価格改定を導入し、参照として他のアジア市場での価格を用いることを検討している。長い目でみるなら、これは日本市場で活動する外国メーカーの利益を損なうことにしかならない。毎改定ごとに下がる償還価格の現状のもとでは、承認に係るタイムラグ即ち、デバイス・ラグ、高額な経費が掛かる薬事承認及びビジネスのコスト、魅力のない診療報酬の環境等の理由により、EUや米国で製造販売されている医療機器の日本への上市が敬遠され、更にデバイス・ギャップが拡大している。

#### 提案：

- 政府によって設定される医療機器の償還価格は、製品の技術的高度さと関連の研究開発コストをよりよく反映すべきである。また、面倒な認証手続や、審査承認タイムラグに起因する、日本でのみ使用される機器のための古い生産ラインの維持といった、日本特有の営業経費を反映すべきである。日本政府は、C1およびC2区分の機器についての審査手続の終了時ではなく、より早い段階での償還価格設定の申請を認めるべきである。

# 医薬品

## はじめに

2009年度の国民医療費(概算)は前年度比3.5%増の35兆3000億円になり、医療費の水準、伸び率ともに最高となった。高齢化と医療技術の進歩が主な要因である。一方、薬剤費は国民医療費の約21%を占めるが、10年間で伸びはわずかに3%である。これは2年に一度の定期的な薬価引下げが原因であるが、加えて、以下の2つの要因もある。第一に、政府は医療費削減の一環として後発品の使用促進を進めており、2012年度には後発品数量シェア30%を目指しているため、第二には、ドラッグラグ問題が大きくクローズアップされているが、つまり、日本において革新的新薬の創出が遅延しているためである。

これまでの薬価制度では、革新的新薬であっても薬価が継続的に下がり続け、特許期間内に研究開発へ投資した莫大な資金の早期回収が困難であり、新薬の開発を行なう企業にとっては大きな問題であった。日本製薬団体連合会は、2008年に中央社会保健医療協議会の薬価専門部会で薬価維持特例制度を提案し、一定の条件下で新薬の薬価を維持し、新薬開発、未承認薬・適応外薬への再投資を活性化することが可能となる新たな薬価制度(新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度)が2010年4月から試行的に導入された。この新制度の導入によって、革新的新薬の創出やドラッグラグの解消につながることを期待されるが、EBCは本制度の試行的実施から恒久的な制度として確立することを支持する。

医薬品医療機器総合機構(PMDA)は、審査官を増員するとともに人材育成を行い審査期間の短縮と審査の質の向上に努めている。同時に医薬品の安全対策の充実に関しても職員の増員及び業界団体とのワーキンググループを立ち上げるなど、これまで以上に積極的な取り組みを始めている。また、日本政府は国内の治験環境の改善とともに、医薬品開発の国際協力への積極的な参加を奨励している。医薬品開発に対する日本政府・規制当局のこうした取り組みをEBCは支持するとともに、継続的な対話を通して目標が達成されるよう注意深く見守っていく。

世界の医薬品業界は、ますますグローバル規模の創薬へその重点を移している。現在では、多くの日本の製薬会社もグローバルな同時創薬のメリットを認識している。グローバルスタンダードとは多くの面で異なっていた日本の医薬品の臨床試験実施に関する基準(GCP)は、ICHの推進により着実に前進している。しかし、EU-日本の医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準(GMP)の相互認証協定(MRA)の拡大は進捗していない。MRAは未だ経口固形製剤に限定されており、他の製品については製造施設検査の重複につながっている。そのため、潜在的に上市までの時間が長引くとともに、業界にコスト増加がもたらされている。

EBCは、PMDAの処理能力向上への計画を歓迎する一方で、欧州市場で流通している医薬品に関して、欧州医薬品庁(EMA)で既に保証済のデータと評価を積極的に利用することを日本政府に要請する。医薬品開発に関するEUガイドラインの多くは、日本での医薬品開発にも有用であろう。EUガイドラインをさらに幅広く参照し、海外データの利用を拡大することは、コストを大幅に削減し、上市に要する時間を短縮し、EU-日本間のドラッグラグをなくし、患者、社会、業界のすべてに利益をもたらす。また、EUと日本は、さらなるイノベーションを促進するために、申請データとブランド名の保護の確保にも協力して取り組むべきである。

日本は、イノベーションが促進する環境を整備すべきである。イノベーションは、患者のQOLの向上、社会コストの低下、そして、力強い産業成長につながる。欧州との積極的な協力は、こうした目標達成に貢献する極めてコストパフォーマンスの高い方法である。EUと日本は、医薬品の品質、非臨床分野、臨床開発やデータ保護に関するガイドライン、あるいは新薬のブランド名に関するルールなどの調和を通じて経済統合を促進すべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 薬価制度に関する改革

年次現状報告：進展。2010年4月には、イノベーションの評価の観点から、一定の条件下（薬価収載後15年以内、後発医薬品が参入していない、平均的な値引きによる販売をしていない）で薬価の定期的な引下げを緩和する業界が提案した新薬価制度の試行的な導入がなされた。この制度の継続は、日本における研究開発コストの早期回収を可能とし、革新的な新薬の開発並びに未承認薬・適応外薬の開発を促進することになる。この新薬価制度の恒久化を強く要望する。

提案：

- イノベーションが報われ医薬品の価値がより適切に評価されるよう、日本政府は2010年に試行的に導入された新薬価制度を恒久的な制度に改めるべきである。

### ■ 臨床治験環境の整備

年次現状報告：限られた進展。文部科学省と厚生労働省により2007年に発表された「新たな治験活性化5ヵ年計画」の実行と浸透が治験実施環境の改善のために重要である。発表後3年を経過して、治験手続きの簡略化、国際共同治験を実施する医療機関のインフラの整備、症例登録スピードについては、限局的ではあるが改善がみられた。現在5ヵ年計画の見直し期にきており、今後の更なる発展が期待される。

提案：

- 治験関連書類とプロセスの更なる簡素化および統一が必要であると同時に、効率的なSDVのあり方を検討する必要がある。一方、治験ネットワークをさらに充実・活性化させることにより効率的な治験の実施が可能となる。これらと合わせて、適切な治験費用について算出方法等を見直す必要がある。

### ■ 承認審査環境 / 相互認証協定の改善

年次現状報告：限られた進展。PMDAは審査スピードを改善するために、2007年より236名の常勤職員の増員を計画し、2010年6月の時点では176名が増員された。新規採用者の増加に伴う審査スピードの改善と審査の質について注視する必要がある。また、PMDAと業界実務者レベルでのワーキンググループにより治験相談、承認審査およびGCP調査に関わる課題が検討され、治験相談と承認審査の改善が図られている。2010年6月9日付けで「新医薬品の総審査期間短縮に向けた申請に係る留意事項について」の事務連絡が発出され、2011年より通常品目の総審査期間が12カ月、優先審査品目の総審査期間が9カ月（いずれも中央値）の目標が明示された。行政と企業側の双方の努力により目標値がより確実なものになることを期待する。製造販売後の安全対策について、PMDAでの安全対策にかかわる人員が大幅に増員される。また、安全対策の見直しが官民合同のタスクフォースによって開始された。これらももたらす効果についても今後の評価を待つものである。医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）についてのEU-日本相互認証協定はまだ限られており、すべての非固形製剤の検査・検定の重複によって引き起こされる潜在的な遅れにつながっている。

提案：

- 安全性対策に関する国際標準とのハーモナイゼーション（サーベイランスからビジランスへ）を進め、医薬品のリスク評価に対する海外情報を積極的に活用する。同時に、ITの活用により安全性情報を効率的に収集・伝達し、合わせてPMDAによる安全性評価の透明性を高める。また、医薬品の安全性における、国、医療機関、企業の役割をより明確にすることも必要である。
- GMPに関するEU-日本相互認証協定を、非固形製剤も含む方向へ拡大すべきである。

# ワクチン

## はじめに

2009年、インフルエンザパンデミック(A/H1N1)がメキシコで発生し、瞬く間に世界全体に伝播した。WHOは2009年6月に最高度の警戒レベルであるPhase 6を宣言し、抗ウイルス剤による治療をすすめると同時に早急にワクチンの製造を全世界に呼びかけた。これに呼応し、新型インフルエンザウイルスを抗原とするワクチンが各国で早急に製造された。日本でも毎年製造している季節性インフルエンザワクチン(3価)の製法と製造施設をそのまま転用し、単価新型インフルエンザワクチンが国内4メーカーで製造された。さらに、日本政府は製造可能数量の制限より国産ワクチンだけでは全国民を予防できないと判断し、欧州2社からワクチンを輸入する英断を下した。こうしたワクチン輸入はそれまで一度も承認されたことがなかったが、この決定は実際にはA/H1N1新型インフルエンザワクチン限りの特例措置で、他のパンデミックや季節性インフルエンザワクチンの輸入を承認するものではなく、将来に問題が残った。

これまで、日本のワクチン市場は98%以上が国産ワクチンで占められていたが、HPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチンや7価肺炎球菌(Pneumococcal 7v)ワクチンが承認されことに加え今回の新型インフルエンザとそれに呼応した海外産インフルエンザワクチン輸入を契機に他の先進諸国で入手可能な最新のワクチンに関心が高まってきた。これをうけて厚生労働省・予防接種部会が発足し、予防接種法の改正や財源の確保などワクチンギャップ解消にむけた具体的議論が始まった。

日本では諸外国に比べ新規ワクチン開発の環境整備が遅れていたが、厚生労働科学研究により解消に向かいつつある。ワクチンの非臨床並びに臨床開発ガイドラインが公示されアジュバントガイドラインの議論も継続している。また生物学的製剤基準の見直し、海外製品規格の認証も視野に議論をすすめており、日本におけるワクチン開発機会を拡大する試みが徐々になされてきた。

EBCは政府に対し、こうした対話を推し進め、日本国民にとっての予防医療の改善に寄与する革新的なワクチンの開発・製造への投資を国内外のワクチン製造業者に奨励するために必要な改革を実施するよう促す。日本の非臨床・臨床開発ガイドラインは、欧州医薬品審査庁(EMA)の臨床開発ガイドラインを参考にしたもので、アジュバントガイドライン及び生物学的製剤の規格の整合化も同様にEUの事例を参考にすべきである。臨床開発ガイドラインと生物学的製剤規格の整合化はEU日本経済統合協定(EIA)に盛り込まれるべきであり、それに沿って、EUで承認されたワクチンは日本でも利用できるべきである。その一方、現在これらの整合化に向けて進行中の厚生労働科学研究の成果が期待される。

## EFPIA JAPAN Member Companies

Actelion Pharmaceuticals Japan  
AstraZeneca  
Bayer Yakuhin  
Bracco-Eisai  
Chugai Pharmaceutical  
CSL Behring  
Ferring Pharmaceuticals  
Galderma  
GE Healthcare Japan  
GlaxoSmithKline  
Guerbet Japan

Janssen Pharmaceutical  
Lundbeck Japan  
Merck Serono  
Nihon Servier  
Nippon Boehringer Ingelheim  
Novartis Pharma  
Novo Nordisk Pharma  
Pierre Fabre Japon  
sanofi-aventis  
UCB Japan

## 主要な問題および提案

### ■ ワクチンギャップの解消

年次現状報告：進展。海外で広く使用され容易に手に入る多くのワクチンが日本で3件（HPVワクチン・7価肺炎球菌ワクチン並びに新型インフルエンザワクチン）承認された。加えて、政府レベルでのワクチンギャップ解消に向けた予防接種部会が活動開始。

提案：

- 日本政府は、国際標準のワクチンを日本で利用可能にすることにより、日本と他の先進国との間のワクチンギャップを早期に解消すべきである。

### ■ EUとの臨床開発ガイドライン及び生物学的製剤規格の整合化

年次現状報告：進展。ワクチンの非臨床・臨床ガイドラインがEMAの例を参考に整備完了。アジュバントガイドライン制定に向けた議論進行中。生物学的製剤基準（MRBP）の抜本改訂を視野に、官学メンバーに国内外のワクチンメーカーを加えた厚生労働科学研究が進行中。

提案：

- アジュバントガイドラインも、非臨床・臨床ガイドラインと同様EMAの例を参考に早期に整備すべき。MRBPを改定し、海外製品規格の認証を受け入れることにより、不要な規格試験の重複を避けるべきである。

### ■ 新規ワクチンへの公的財源確保

年次現状報告：若干の進展。HPVワクチンの公的補助が「予防接種法」ではなく「がん対策基本法」の枠組みで検討中と厚生労働大臣が参議院予算委員会で表明した。厚生労働省・予防接種部会で公的財源確保も視野に入れた「予防接種法」の改定議論が始まった。ワクチン接種費用が公的財源でカバーされているのは、日本で利用可能なワクチンの40%にすぎない。さらに、財源を提供しているのは国ではなく地方自治体であるため、必然的に地域格差の発生や、財政が逼迫している地方での予防接種率の低さをもたらしている。一方、国民健康保険制度は、医薬品にかかる標準医療費を補償するための拠出手段としてすでに確立しており、日本の国民、医療専門家、医薬品業界に受け入れられている。国民健康保険制度は、医療を社会的格差にかかわらず平等に提供するためのものであり、現在のワクチンの場合のように、地方自治体の財政状態の違いに左右されることはない。

提案：

- 日本ではワクチンは国民健康保険制度の対象外となっているため、それを最も必要とする人々が利用できないおそれがある。ワクチンに関する現行の地方自治体財源制度よりも優れた、より一貫性あるアプローチを有する国民健康保険制度にワクチンを組み入れるべきである。

# 化粧品

## はじめに

EU企業は、消費者にとって魅力ある、多種多様な革新的で安全な化粧品および医薬部外品を製造している。これらは身体を清潔かつ健やかに保ち、厳しい外的環境が肌にもたらす影響を防止したり、虫歯を予防したり、容貌を良くしたりという様々な方法で、消費者の日常生活の向上に寄与している。さらに、EU企業は、新規成分の開発や研究への投資、科学的知見のグローバルな発展への貢献、消費者への情報提供、あるいは製造販売後安全管理基準（GVP）と製造販売品質保証基準（GQP）順守によって市場における製品の品質、有効性、安全性を確保し、さらに環境持続可能性の推進に努めている。

日本は世界第2位の化粧品市場であり、2009年の売上高は1兆4000億円であった。日本は同年には1,540億円相当の化粧品を輸入し1,080億円相当を輸出したが、その内、EUからの輸入は720億円相当、輸出は100億円相当であった。輸入化粧品および医薬部外品の大半がEUから輸入されているのは、日本の消費者がその価値や優秀性を認めている証といえる。しかしながら、日本特有の規制は、透明性や諸外国との整合性が不十分であり、複雑な承認申請制度や製造基準を有するために、EU企業は化粧品および医薬部外品を効率的に日本の消費者に提供することが難しい現状にある。その結果、世界各国で販売されているEU製品の中には、日本市場への導入に長期間を要したり、期待できる効能効果を持つにもかかわらずその効果を謳えないものがある。また、医薬部外品において新規有効成分や新規添加物を含むものは、日本で承認を得るのが非常に難しく時間を要するため、成分の変更を余儀なくさせられる場合もある。

例えば、日本で既に承認されている有効成分および添加物についての情報開示は非常に限られている。またEUと日本は化粧品に配合可能な成分について異なった規制を適用しており、日本では、化粧品に配合する場合には規制当局の承認を必要としない成分であっても、医薬部外品に新規配合する場合は長い承認過程を経なければならない。さらに、一部の医薬部外品の承認は都道府県に委任されているが、承認基準についての解釈は都道府県によってまちまちであることも多い。

グローバル化の拡大により、新たな効能をもったより多様で高品質・低価格の製品を入手することが可能になり、世界中の消費者にはかつてないメリットがもたらされるようになった。一方でEU企業は、世界各国の多種多様な品質、有効性、安全性基準に基づいて製品を開発し、製造、販売する必要性が増し、複雑さとコストの大幅な増大につながっている。規制の透明性を向上させ、承認過程を簡素化し、日本・EU間の規制のハーモナイゼーションを推進することができれば、より高い付加価値を持つ製品を日本の消費者に迅速に提供することが可能になるであろう。

EUと日本は、医薬部外品に関する規制のハーモナイゼーション、化粧品および医薬部外品の効能効果の範囲拡大、ポジティブリストとネガティブリストの整合性を相互間で経済統合交渉をすることによって、「化粧品規制協力国際会議（ICCR）」におけるリーダーシップを発揮すべきである。EBCはICCRにおけるEUと日本によるリーダーシップ拡大を強く支持する。なお、ICCRは、国際的な消費者保護を最高水準に保ちつつ、貿易における障壁を最小限に抑えるべく多国間の規制のハーモナイゼーションを推進する方法について協議する国際組織であり、米国、日本、EU、カナダの化粧品規制当局から構成されている。

## 主要な問題および提案

### ■ 医薬部外品の規制・制度

年次現状報告：進展なし。2008年12月に厚生労働省は業界側と協力し、「いわゆる薬用化粧品中の既承認有効成分リストについて」を開示した。しかしながら、規制の透明性が不十分であり、承認審査に時間がかかる。

提案：

- 医薬部外品の審査期間の短縮：医薬部外品の新製品承認と一部変更承認プロセス、特に既に承認済みの製品と同一の有効成分を有する製品についての承認の合理化と迅速化を要望する。これにより審査官は、よりリスクのある製品に時間を割くことが可能となる。
- 医薬部外品に係る規制の透明性の向上：定期的な既承認有効成分リストと添加物リストの見直しと拡大のための明確なプロセスを確立することにより、さらに透明性を高めることを要望する。

### ■ 化粧品の効能範囲拡大

年次現状報告：進展なし。化粧品に関して規定された55の効能の範囲は、研究と技術の進歩や、消費者のニーズをより一層満たすよう改良された製品が考慮されていない。

提案：

- 日本は「乾燥によるシワを目立たなくする」や「紫外線による肌の光老化を防ぐ」といった、製品の新しい効能表現を早急に認めるべきである。

### ■ 化粧品及び医薬部外品の輸入非関税障壁の緩和

年次現状報告：進展なし。薬事法のもとで輸入される化粧品と医薬部外品の輸入に対する非関税障壁を低減すべきである。現在、同法は、税関で製品の製造販売承認書を提出後、あるいは届け出後に、同様の輸入申告書類（製造販売用化粧品／医薬部外品輸入届）を提出するよう求めている。厚生労働省はまた、化粧品、医薬部外品の輸入業者が製造販売業許可を更新する都度、輸入変更届の提出を求めている。また、医薬部外品を一部変更した場合、変更申請が承認された後には変更前の旧製品は出荷することができない。一部変更の承認が下りる時期を予測することは困難であるため、船便で貨物を輸入する企業は、安定供給を確保するため日本国内に大量の過剰在庫を抱えることになり、不必要なコストを要する。

提案：

- 輸入品にかかる不必要な書類作業と時間が節約されるようにすべきである。
- 一部変更承認後、一部変更前の製品でも出荷及び販売を行える猶予期間を設けるべきである。

### ■ 化粧品成分規制の透明性向上

年次現状報告：進展なし。厚生労働省は、化粧品成分の配合禁止・配合制限に関する通知を発行してきた。しかし、ポジティブリストとネガティブリストのハーモナイゼーションにおける日本・EU間の不一致はまだ対処されていない。

提案：

- EUと日本は、成分規制のハーモナイゼーションに取り組むべきである。

## ■ 並行輸入業者にも同一法的基準の適用

年次現状報告：進展なし。化粧品と医薬部外品のメーカーおよび輸入業者は、安全性と品質を確保するための製造販売後安全管理基準（GVP）と製造販売品質保証基準（GQP）順守を法律で義務付けられている。しかしながら、並行輸入業者はこうした要件に従わない場合が散見される。登録商標を違法に使用したり、日本で認められない成分を配合した製品を輸入したり、ラベルのない製品や非常に古い製品を販売していることがある。例えば、インターネットの販売サイトで、法に定められた適切な情報を提供していない並行輸入業者もあるし、消費者保護の法的責任を無視して「商品使用後の肌のトラブルに関しては、当店では責任を負いかねます」と明記している並行輸入業者もある。

### 提案：

- 安全性と品質に関する必須要件をすべての市場参加者に確実に順守させ、消費者に対する品質保証を行うべきである。

## ■ 動物実験代替法

年次現状報告：進展なし。世界の化粧品産業は、安全性を確認するための動物実験代替法の開発や妥当性確認に取り組んでいるが、厚生労働省は未だに動物実験を義務付けており、代替法の妥当性確認を行っていない。

### 提案：

- 日本は、JaCVAMに沿った動物実験禁止体制のもとで開発された製品を受け入れるシステムを策定し、3Rの原則に基づく動物保護環境を確立すべきである。

## ■ 紛らわしい二酸化炭素排出量表示の回避

年次現状報告：進展なし。日本政府は、二酸化炭素排出量を算定する方法の認証制度を導入し、製品ラベルでの数値表示を推進している。しかし、排出量の妥当性確認が困難であるため、正確な数値ラベルの作成は現実的でない。また、諸外国と一致しない表示方法は貿易障壁となるおそれがある上、環境持続可能性を促進する他の方法から目をそらさせてしまうことが危惧される。

### 提案：

- 二酸化炭素排出量数値のラベル表示より、むしろ、技術的に妥当で世界的にハーモナイズされた基準に基づく、ライフサイクルアセスメント等のより幅広い持続可能性の枠組みを推進すべきである。

# 消費財

酒類  
食品

**Mr. Fabrice Audan**  
Chair, Liquor Committee  
(President & CEO, Pernod Ricard Japan K.K.)  
c/o Pernod Ricard Japan K.K.  
5F Sumitomo Fudosan Iidabashi Bldg.  
2-3-21 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo 112-0004  
Phone 03-5802-2670  
Fax 03-5802-2677

# 酒類

## はじめに

欧州は酒類とワインの世界有数の輸出国である。日本の酒類市場は世界最大級の市場の1つであり、酒類の年間売上高は推定6兆円にのぼり、ワイン消費も拡大している。こうした数字にもかかわらず、販売額で見ると、2009年の外国産輸入品は、1,700億円（税関調べ）で、ビールおよびビール類似品を含む日本の酒類市場全体の3%たらずだった。日本政府は税率の引き下げを実施したものの十分ではなく、さらに、製品定義の国際基準の適用面と、市場アクセスにとっての非関税障壁の撤廃面で諸外国に遅れをとっている。

過去数年間、欧州産酒類の販売にとっての日本における市場条件は、一連の改革と規制緩和を通じ、大幅に改善した。世界貿易機関（WTO）裁定に従い、日本政府は国内産蒸留酒（焼酎）と、輸入酒類の間の酒類税率の格差を減らした。日本は2002年までにウイスキー、ブランデー、ウォッカ、ラム酒、リキュール、ジンの関税を撤廃していたが、こうした進展に続いてさらに2003年、小売業免許取得者間の最低距離基準の要件を廃止することによって、小売業の規制緩和が試みられた。規制緩和は、緩和が適用されない多数の指定「緊急調整地域」によって一時的に骨抜きにされたが、幸い、そうした特例措置は2006年9月までに打ち切られ、小売業の規制緩和が一律に適用された。さらに2006年、財務省は、酒税カテゴリーの合理化と税率の調整を伴う、酒税制度の長期的改革を目指したプログラムに着手した。

改革プログラムによって構想された目標は建設的だが、具体的な規定は、現行の製品分類を含め、WTO裁定や国際基準に適合していない。財務省は、ワインと日本酒の根本的な相違を無視して両者を同じカテゴリーに含める長期目標を明らかにしている。EBCはこれが、アルコール飲料の酒税カテゴリーを定める際には生産・消費面での代替可能性の水準が最優先の決定要素であるべきだとした1998年のWTO裁定に反している点を危惧する。これとは対照的に、EU、米国、オーストラリアはWTO規定を実施しており、したがって、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品はそれぞれ別個の一般カテゴリーとされ、その国を代表する酒類製品についての特殊カテゴリーを設けてカテゴリーが補完されている。

日本は依然、スパークリングワイン（関税率リットル当たり182円）とスティールワイン（関税率リットル当たり125円）の両方に関税をかけており、EUにおける水準より、それぞれ約5倍および3倍高くなっている。さらにEBCは、スパークリングワインとスティールワインにかけられる関税率に違いがある理由が分からない。日本はスパークリングワインをほとんど生産していないにもかかわらず、関税率はスティールワインより高いのである。

正確な製品定義の欠如と課税目的での分類は、国内生産者を間接的に保護し、長期的には欧州企業の競争力を制限することになる。EUと日本はEU日本経済統合協定（EIA）内でアルコール飲料の関税を撤廃し、国際基準・仕様に沿った酒類の定義とカテゴリーを採用すべきである。

最後に、EU、米国、オーストラリアとは対照的に、日本はまだ、輸入（および国産）酒類製品の包装への生産履歴管理コードの表示を義務化していない。消費者の安全を守るために、政府はそうした法律を導入すべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 生産履歴管理

年次現状報告：新たな問題。欧州の酒類メーカーや食品メーカーは、1990年からEUで設けられている生産履歴管理システムを採用している。これにより、生産者は、特定のバッチや特定の生産地を容易に追跡可能となっている。さらに、これによって、製品の製造年月日を知ることができる。これは、欠陥商品の特定やリコールを行う上で、生産者と当局双方の助けになる。しかし、一部の第三者輸入業者、通常は並行輸入業者やグレーマーケット輸入業者は、常習的に生産履歴管理コードを消去された製品を輸入している。EBCは、日本では並行輸入が合法であることや、並行輸入製品の市販が認められていることを承知しているが、政府には、生産履歴管理コードの削除に起因するリスクや問題を認識いただきたい。

#### 提案：

- 政府は、生産履歴管理コードを改ざんすることを違法とする法律を導入すべきである。

### ■ 関税

年次現状報告：進展なし。1996年に下されたWTOの裁定に従って、日本政府はここ5年間で焼酎以外のスピリッツに対する税率を大幅に引き下げた。しかし、スパークリングワイン、スティールワイン、シェリー酒、酒精強化ワインには依然一定の関税が適用されている。とりわけ重要なのは、スティールワインとスパークリングワインの関税率の格差である。日本はスパークリングワインをほとんど生産していないにもかかわらず、関税率はスティールワインよりも高い。スパークリングワインに対する日本の関税率は、米国の場合の2倍、EUの場合のほぼ5倍である。

#### 提案：

- EBCは日本政府に対し、輸入酒類の関税を最終的に撤廃する方向で努力を継続するよう、強く要請する。
- すべての酒類関係の関税の撤廃を、EU日本経済統合協定に関する交渉に含めるべきである。

### ■ 製品定義

年次現状報告：進展なし。アルコール飲料の製品定義が曖昧であり、製法や地理的表示に基づく国際的に受け入れられた製品仕様に適合していない。「ウイスキー」や「リキュール」の名称で販売される日本の酒類の多くのブランドは、欧州ではそうした名称の製品としては販売できないだろう。焼酎や日本酒といった国産製品は、欧州から輸入される正当なウイスキー、リキュール、コニャックとは同じ酒税率の適用を受けない。これはコスト低下の形で国内生産者に競争上の優位性をもたらす。そうした不合理な定義の使用は、国内生産者に不公正な競争上の優位性をもたらす、日本の消費者を惑わし、本物の欧州産酒類の品質とブランド・インテグリティを損なうものである。

#### 提案：

- 日本におけるアルコール飲料の定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

### ■ 酒税

年次現状報告：進展なし。現行の酒税制度は複雑であり、ビール、ワイン、蒸留酒には10種類の税率が適用される。財務省は日本酒の税率をワインに適用する意向を表明しているが、そうなると、税率が現在の1リットル当たり80円から、120円に引き上げられるおそれがある。

#### 提案：

- 課税目的でのアルコール飲料の分類は、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品を区別している欧州や米国と同じカテゴリーを用いるべきである。

**Mr. Benoit Chauvel**  
Chair, Food Committee  
(Managing Director., Nichifutsu Boeki K.K.)  
c/o Nichifutsu Boeki K.K.  
3-6-7 Kasumigaseki,  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013  
Phone 03-5510-2651  
Fax 03-5510-0134

# 食品

## はじめに

一般的に言って、日本の規制環境は、国内食品加工産業で使用される原材料の輸入に有利にはたらし、包装食品（加工のまたは非加工）の輸入には妨げとなる。他の先進国と比べた日本のスーパーマーケットにおける輸入包装食品の相対的乏しさは、これを物語っている。実際、輸入包装食品は一般に、比較的少数のグルメ／高級スーパーマーケットでしか見かけず、より大規模のスーパーマーケット・チェーンで見かけることはめったにない。

農林水産省は、日本が消費カロリーの60%以上を輸入品に頼っているという事実を一貫して強調する（カロリーベースの食料自給率）。しかし、国際慣行に従った、消費に関する輸入品の価額で見れば、日本の自給率は66%で、これはイタリア（89%）やドイツ（73%）よりは低いが、例えば英国（49%）よりは高い（金額ベースの食料自給率）。国民一人当たりの食品輸入額を見てみると、日本の数字（年間330ドル）は、ほんの二、三の例を挙げてみても、フランス（607ドル）、ドイツ（698ドル）、英国（756ドル）の数字を相当下回っている。

総じて、こうした統計の根底には三つの重大な要因がある。食品分野における第一の大きな問題は、輸入食品に関税がかけられるということである。食品は毎日買われるものであるため、食品の買い物客にとっては価格が重要な決定要因となる。関税が存続している限り、欧州の包装食品が競争価格水準に到達することは決してない。

第二の要因は、多数の非関税障壁が、欧州から輸入される食品に貿易の数量面および種類面で重大な影響を及ぼしてきたことである。例えば、世界のほとんどの地域で安全と認識されている多くの食品添加物が、日本ではいまだに認可されておらず、また、日本における「新規」の食品添加物の承認プロセスは遅々としている。認可された物質であっても、最大使用水準がEUの場合よりずっと低く設定されている場合があるため、主要添加物の使用基準は異なったものになる。そうした場合、それを含んだ食品の輸入はできなくなる。日本は、リステリア菌の増殖を助ける食品と、助けない食品を区別するというEUの規制的アプローチを認めていない。新しいEU加盟国による有機認証の最近の認可にもかかわらず、有機農産物の日本農林規格（有機JAS）ロゴは未だ多くのEU認証有機食品には使用できず、また、いくつかの農産物カテゴリー（はちみつなど）については包括的な法律を欠いている。日本は、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）やコーデックス規格といった国際機関による科学的評価を限定的に受け入れているにすぎず、EUからの牛由来製品の輸入を禁止する一方で、世界のその他すべての原産地は認められている。

第三の要因は、日本の食文化は社会に深く根差しており、日本の門戸が輸入食品に完全に開かれたとしても、日本のスーパーマーケットの棚が、欧州のスーパーの棚と同じ外観になることは決してないだろうということである。とはいえ、日本人の生来の好奇心の強さは、より多種多様な手ごろな価格の欧州食品が食品部門を大いに刺激することを示唆している。

したがってEBCは、はるかに多種多様な、安全で高品質の食品を日本の消費者に提供するという目標をサポートする効果的、建設的な変革をもたらす手助けをするため、日本政府および欧州委員会のすべての関係者と緊密に協力することを切望している。最終的には、日欧が近しく共有する原則が、EU日本経済統合協定（EIA）の確立を強力にサポートするものと確信している。そうした協定のもとでは、関税は撤廃され、基準は整合化され、日欧両地域の市販承認は、食品安全を損なうことなく相互に承認されるはずである。EBC食品委員会は、そうした協定がスーパーマーケットにおける選択肢拡大につながり、日欧両地域の食品・農産物セクターの健全な競争を促進すると確信している。

EBCは、下記の諸問題が優先的に対処されることを希望する。

## 主要な問題および提案

### ■ 関税

年次現状報告：進展なし。多くの食品および食品原材料の輸入税率は依然として高すぎる。原材料価格と輸送料の深刻なインフレは、高い輸入税率と相まって、一部の輸入食品を法外に高価にしている。例えばバター（輸入税率35%+1,159円/kg）、チーズ（26~40%）、業務用チョコレート（29.8%）、菓子類（25%）、シロップ（24%+砂糖税）、フルーツジュースおよび乳児用フルーツピューレ（21.3%）、ハーブティー（15%）などである。

提案：

- 日本とEU加盟国の政府は、EU日本経済統合協定の一環として食品の関税を廃止すべきである。

### ■ 食品添加物

年次現状報告：遅々とした進展。厚生労働省は2002年12月、日本では承認されていない、「国際的に安全性評価が確立して広く使用されている」46品目の添加物のリストを定めた。本稿執筆時点には、これら46品目の三分の一以上はまだ承認されていない。しかも、リストは今や（多数の新しい香料添加剤の追加により）73品目に拡大しているが、これには、食品安全委員会の専門委員会による評価が2008年ごろに中止された6つの物質が含まれる。8品目は当初のリストから消えているが、外された理由は不明である。リストに現在掲載されている添加物の総数は、より多くの添加物を即刻承認する必要性がまだあることを物語っている。さらに指摘しなければならないのは、EUに比べ、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）やソルビン酸（ソルビン酸カリウム）といった、いくつかの広く使用されている添加物（特に保存料）が、日本では、食品カテゴリーによって許容使用水準が大きく異なる点である。二酸化硫黄の場合、許容使用水準は、酒類では0.35 g/kgという高さ、「その他の食品」では0.03 g/kgという低さである。適度の水準の二酸化硫黄を含む多くの欧州産食品は、既存のどのカテゴリーにも当てはまらないというだけの理由で、日本への輸入を禁じられている。ソルビン酸については、状況は一層ひどく、この物質に関しては「その他の食品」カテゴリーが存在しないため、ソルビン酸がごく微量でも（おそらくはキャリーオーバーでさえ）見つければ、健康へのリスクがまったくないにもかかわらず、その食品は全面的リコールとなってしまう。

提案：

- 食品安全委員会は、当初のリストから外れた8品目の添加物の手続を開始すべきであり、また、評価手続が2007年に開始され2008年に中止された6品目の添加物を可及的速やかに承認すべきである。
- EBCは、このリストにとどまらず、食品添加物使用基準の見直しを強く提案する。二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）やソルビン酸（ソルビン酸カリウム）といった、一般的な保存料の使用基準は、欧州の基準や国際的なベストプラクティスに沿った使用水準を認めるよう改められるべきである。

### ■ 牛由来製品（食肉、ゼラチン等）

年次現状報告：若干の進展。2005年5月、食品安全委員会は、20ヶ月齢以下の牛の肉を輸入向けに安全とみなすべきであると勧告し、これは農水省からも支持された。欧州牛肉業界は個々の牛の年齢を追跡し保証することが完璧にできるにもかかわらず、欧州産牛肉の輸入禁止はいまだ解かれていない。いくつかの関係加盟国は目下、農水省と厚労省から届いた技術的質問書に取り組んでおり、すでにデータを提出済みである。このプロセスの歩みはきわめて遅々としており、まだ検討レベルにすぎない。したがって、牛由来の成分を用いたEUからのすべての製品（食肉、牛ゼラチンを用いてつくられたソーセージ、化粧品等）の輸入は日本では全面的に禁止されている。

提案：

- EUの牛肉産業における高水準の安全性と生産履歴管理を考慮するとともに、米国産牛肉の輸入禁止が3年以上前に解かれた事実を考慮し、EBCは農水省と厚労省がEUからの牛由来製品の輸入の再開許可にゴーサインを出すよう提案する。

## ■ RTE食品（調理済み非加熱食品）のリストeria菌

年次現状報告：若干の進展。リストeria菌は環境内に広く存在する病原菌である。これは食品を汚染し、リストeria胃腸炎という軽度の病気や、場合によっては、侵襲性リストeria症という重症化すれば死に至る病気を引き起こす。消費者安全を十分に配慮したEUの基準は、リストeria菌の増殖を助長するRTE食品については許容度ゼロを定める一方、特定の特徴（pH、水分活性、一定の加工・処理方法等）ゆえにリストeria菌の増殖を助長しないことが科学的に証明されているRTE食品では微量レベルのリストeria菌（100 cfu/g以下）を許容している。

### 提案：

- 日本は、リストeria菌に対する立場を見直し、EUやカナダ等の国々によって採択され、コーデックス規格の原則や米国農務省食品医薬品局からも支持されている「ダブル・アプローチ」と国内規制の整合化を検討すべきである。これにより、健康リスクをもたらず製品のみに関心と活動の焦点が絞られ、食品安全は改善されることになろう。

## ■ 日本で表示が貼付されるオーガニック食品についての補足的な大使館証明書

年次現状報告：進展なし。日本で日本の表示（有機JAS）が貼付される製品（輸入数量が少ない場合に往々そうされる）は、時間とコストのかかる、無駄な事務手続が必要となる。個々の出荷すべてに、注文品の詳細（品目、数量、賞味期限等）を記載した、供給業者の認証機関からの個別有機証明書を添付しなければならない。この手続だけでもすでに重荷だが、さらに、輸入業者はこの有機証明書を、送り状、梱包明細書、貨物運送状と併せて、製品輸出元の国の大使館に送付しなければならない。大使館はその後、製品が日本で有機JASと表示されるよう、「補足的な証明書」を発行しなければならない。

### 提案：

- 政府は、こうしたすべての証明書を発行する必要性を撤廃すべきである。輸入業者が有機JAS認証を受けるとともに、年次有機証明書の写しまたは輸入された製品を保管するだけで事足りるはずである。

## ■ 食品安全

年次現状報告：進展なし。2009年には、消費者安全の名の下、すべての成分の原産地を記載した表示を食品に貼付する可能性について国民的論議があった。現代のグローバルな世界では、そうした規則を守ることはほとんどの食品メーカー（特に日本のメーカー）にとって不可能に近く、また、それで消費者安全が向上することは決してないだろう。

### 提案：

- 食品安全分野では、EUの法律は近年大きな進展を遂げている。EUの関係機関と最大限の連携を図るよう政府に要望する。とりわけEBCは、日本の食品安全委員会がEFSA（欧州食品安全機関）との連携をとるよう提案する。
- 新たに設置された消費者庁は、消費者安全確保と食品分野における事故や不正の発生率低下のための最も効果的な措置を検討する際には、食品安全委員会と連携をとるべきである。

# 産業

自動車  
自動車部品  
航空  
宇宙  
防衛  
建設  
産業用材料  
環境技術

# 自動車

## はじめに

輸入車販売は、2009年の末ごろには世界金融危機の全面的な影響から回復し始め、この傾向は2010年に入っても続いている。しかし、回復の勢いは依然乏しい。2010年上半年期の輸入は、金融危機以前の2008年の水準をまだ約15%下回っていた。残念ながら、輸入の回復ペースは乗用車市場全体の回復ペースを下回っており、その結果、国内市場に占める輸入のシェアはここ20年間で最低の水準まで落ち込んでいる。

輸入車の回復の遅さは、金融危機への対応として2009年4月に導入された政府の販売インセンティブ制度が作り出した国内市場のゆがみに大いに影響している。昨年のEBC年次報告書で述べた通り、こうした制度は名目上、全ての自動車に対して開かれているとはいえ、そうした補助金や減税は、それらの適用資格を判定するために使用される燃費および排出ガス試験の走行モードには日本とEU間で相違があるため、輸入欧州車の大部分に適用されない。エコカー補助金制度の発表からその施行までには十分な準備期間がなかったにもかかわらず、一部の欧州車の輸入業者は補助金や減税適用モデルを首尾よく発売した。しかし、要求される技術的変更を即席で行うことは、小規模の数量しか扱っていない輸入業者にとって現実的な方策ではない。エコカー補助金から恩恵を受けた輸入車は限定的であったにもかかわらず、このインセンティブ制度が終了する時には市場の落ち込みは不可避であり、それに輸入欧州車が巻き込まれるリスクは相当にある。

国内自動車市場の二番底のきざしは、市場の将来の安定した成長に備えて政府が自動車の課税方式の包括的な見直しを実施することの重要性を明示している。EBC自動車委員会は、我々の提案に基づく税制改革案を推進するため、日本自動車輸入組合およびその他の自動車関係の団体と引き続き緊密な協力を図っていく。

政府は、自動車の国際的基準調和を迅速化することによって、輸入車販売促進の補助を行うことが可能である。EBC自動車委員会は、国際的な車両型式相互承認制度（IWVTA）を導入するために自動車基準を定める国際機関である国連欧州経済委員会WP29（自動車基準調和世界フォーラム）において、日本がとってきたイニシアチブを歓迎する。これは、日本とEUの間の車両認証の相互承認を可能にするだろう。これは、国内メーカーと輸入業者双方の利益になるはずである。日本独自の規制的要件は、国産自動車に比べ数量の少ない輸入車に対して、法規適合へのより高い台当たりコストを負わせるため、輸入業者は基準のハーモナイゼーションにとりわけ関心を持っている。新しいパワートレイン技術（電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池車）が開発されるなか、EBC自動車委員会は日本政府に対し、こうした環境にやさしい新技術の円滑な市場導入を推進させるために、国際的にハーモナイズされた技術要求を貿易相手国と共に確立する機会を逃さないように要望する。

軽自動車は、法的に最大全長3.4m、全幅1.48m、全高2m、エンジン排気量660ccに制限された車である。軽自動車には自動車関連税、自賠責保険、高速道路通行料が普通車よりも安いというメリットがあり、自動車保管場所証明要件も普通車ほど厳しくない。軽自動車が享受している特権の存続は時代錯誤であり、性能と仕様がほとんど変わらないにもかかわらず、日本では軽自動車と同じ特権を享受していない、他の世界市場で販売されている輸入コンパクトカーやサブコンパクトカーとの競争を歪める。

欧州の先進的な安全装置の日本での使用を承認する手続の合理化について、欧州委員会と日本の間で2010年7月に達した合意は良い先例をなすものである。これは、EUと日本双方が決意と粘り強さと誠意をもって臨めば、貿易にとっての非関税障壁を克服しうることを実証している。EBC自動車委員会は、EUと日本が、こうした精神の下、自動車基準のさらなる国際的ハーモナイゼーションを推進するべく緊密に協力することを願っている。

## 主要な問題および提案

### ■ 税制改革

年次現状報告：ほとんど進展なし。他の諸国と比べ、日本は依然として自動車の購入と所有に過度に重い税金を課している。

提案：

日本政府は以下を行うべきである。

- 自動車取得税および重量税を廃止する。
- 国際的な成功例に沿って、自動車への課税構造を簡素化し、自動車所有者への全体的税負担を軽減する。
- 環境政策の観点から、燃料に対する課税の包括的な見直しを実施する。
- 環境にやさしい車を評価するため、燃費と排ガスの測定は国際的にハーモナイズされた基準を採用し、可及的速やかに実施する。

### ■ 技術基準と認証手続のハーモナイゼーション

年次現状報告：若干の進展。EBC自動車委員会は、ジュネーブで開かれたWP29（自動車基準調和世界フォーラム）での、2015年をめどにした国際的な車両型式相互承認制度（IWVTA）採択を求める日本の提案を歓迎する。この制度によって、日本とEUの間の車両認証の相互承認を可能にすることになる。

提案：

- UN-ECE規則の採用を加速化する。
- EU加盟国および欧州委員会と緊密に協力して、国際的な車両型式相互承認制度を実現する。

### ■ 軽自動車

年次現状報告：進展なし。軽自動車に関する規制面・財政面の特権の存続は競争を歪める。

提案：

- 日本政府は、軽自動車を他の自動車と対等の条件下に置くべきである。

### ■ 新しい安全技術の技術指針

年次現状報告：若干の進展。欧州委員会と日本は、「自動車の安全性に係わる新技術を技術指針に基いて評価する際の行政手続における透明性の確保、合理化および包括的協議手順」を導入することについて原則的合意に達した。この合意は、EBC自動車委員会のメンバーによってなされた提案の全てではないにせよ、多くを考慮に入れている。この結果は、既に実績がある欧州の先進的な安全技術をより迅速に日本市場へ導入する道を開くはずである。

提案：

- 日本政府は、EUとの間で達した合意の諸事項を速やかに実施すべきである。

**Mr. Richard Kracklauer**  
Chair, Automotive Components Committee  
(President, ZF Japan Co., Ltd.)  
c/o ZF Japan Co., Ltd.  
Palazzo Astec 7, 8F, 2-8-1 Higashi-Shimbashi  
Minato-ku, Tokyo 105-0021  
Phone 03-4590-7700  
Fax 03-4590-7770

# 自動車部品

## はじめに

日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、当地のインフラへ投資し、技術競争力を向上させることによって、より多くの欧州自動車部品企業が、日本における事業を獲得するため資源を傾注するようになってきている。欧州企業は、日本の自動車産業部門が最近変容してきた結果現れることとなった機会を活用しようと注視している。グローバリゼーションと熾烈な国内外の競争圧力により、日本の自動車メーカーは、グローバルな調達戦略と費用効率に優れた製品を開発することを重視して、調達戦略の再評価を行わざるをえなくなった。

残念ながら、欧州の自動車部品/システムメーカーは依然として、欧州の技術的専門知識を日本の自動車業界に売り込むのに苦労している。これは主として、日本企業が製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで行うことに未だ消極的であることに原因がある。専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを最良にしている。満たすべきオープンスタンダードの枠組みを設けるのではなく、仕様通りの製品を要求するのが日本の自動車メーカーにとっての標準商慣行となっている現状では、実際、透明性の欠如がみられる。これは、単一プラットフォーム開発と量産へと向かう世界的傾向に逆らうものである。EBCは、日本が国際技術を利用しない内向きの方向に向かっていると感じている。英語を使用しない点も、残念ながら、日本が真にグローバルな市場となるまでにまだいくぶん長い道のりがあることを示している。

グローバリゼーションのプロセスや、厳しい競争圧力は、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着することにつながってきた。こうした欧州のシステムは、低いリスク、適正な価格、フレキシビリティを提供する。しかしながら、欧州の日本メーカー現地工場への供給に成功してきた欧州の部品メーカーが、こうした基盤を足掛かりに日本の親会社の供給業者になれたことはこれまでほとんどない。こうした背景から、EBCは、情報共有と理解促進のための必要不可欠なメカニズムとして、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の継続的・定期的な対話を高く評価している。これがやがて、互恵的なビジネス開発の機会拡大を促進するよう期待している。

日本は世界第2位の自動車部品市場であるが、欧州の自動車メーカーは国内市場のほんのわずかのシェアしか握っていない。欧州の部品メーカーは競争上の利点を備えているが、こうした利点は、日本の自動車業界へ供給を行う重要な新しい機会にはまだつながっていない。新技術の実現に日欧双方が力を入れるなか、EBCは日本に対し、貿易の流れをゆがめるのを避けるため、日本の基準と技術規制を必ず国際基準の枠組み内に収まるものにするよう要望する。

## 主要な問題および提案

### ■ 自動車産業のグローバル化

*年次現状報告：限られた進展。* EBCは、国際化が革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なおも多くの難問に直面している。この面では、伝統的な系列がまだ存在し、障害をもたらすとともに競争のゆがみにつながっている。自由で開かれた競争は、より革新的で高品質の製品につながるだろう。それは日本のメーカーに恩恵をもたらすはずである。日本車特有の要求事項というものも一般化しており、同一の会社内であっても、国内向けの生産と海外向けの生産で仕様が違うことも希ではない。したがって、自動車部品分野のグローバル化によりよく対応するため、日本が規制的枠組みを整合化することが肝要である。

#### 提案：

- EBCは、部品やシステムを調達するにあたって、自動車生産の技術、取引およびロジスティックな面を重視するよう、日本の自動車業界に対し強く望んでいる。グローバルな調達の増大とシングルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性にさらにプラスに働くことであろう。
- EBCは、自由で開かれた競争の適用と、系列企業への過度の依存の回避を提案する。
- 日本は、日本市場向けの再試験の必要性をなくすため、外国の試験結果を承認すべきである。

### ■ 情報交換の促進

*年次現状報告：限られた進展。* 1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの直接の会議が設けられた。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。次の会議の日程は、欧州自動車部品供給業者協会と日本自動車工業会のあいだで交渉中である。EBCは日本の業界上層部の参加を奨励する。EBCはまた、2011年5月18日から20日まで横浜で開催される予定の自動車技術会 (JSAE) の人とくるまのテクノロジー展と春季大会で、大きな進展の可能性のあるものと理解している。

#### 提案：

- EBCは、日本自動車業界の主要代表者が集う欧州での会議が継続されることを強く支持している。こうした会議は、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めることにつながっており、将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるようになることが望まれる。

### ■ グリーン調達

*年次現状報告：新たな問題。* 相当数の日本メーカーの購買部門は、「グリーン調達」要求事項を導入している。部品供給業者は、EUの特定有害物質使用制限指令 (RoHS) のような「ネガティブリスト」への準拠を受け入れるのではなく、製造プロセスで使用される物質のリストを特に日本向けに作成することを要求される。

#### 提案：

- EBCは日本の自動車業界に対し、調達要求事項を定める際には、公正妥当と認められている国際慣行に従うよう要望する。
- 日本は、日本の規則と同等のものとして、RoHSへの準拠を承認すべきである。

## Dr. Jean-Louis Claudon

Chair, Aeronautics, Space & Defence Committee

(Special Advisor, Ariespace Tokyo Office)

c/o Ariespace Tokyo Office

Kasumigaseki Bldg. 31F

3-2-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6031

Phone 03-3592-2766

Fax 03-3592-2768

# 航空

## はじめに

2009年9月の政権交代による新たな日本の政治指導者が日本の航空政策の見直しをどこまでサポートするかは定かではない。航空分野は政治的影響をとりわけ受けやすいが、ビジネスの現実とは別のところにある。EBCは、日本の航空政策を尊重するとはいえ、もし日本が欧州と航空ビジネスおよびプロジェクトをさらに推し進めるなら、日本の航空産業にとって、過去数十年にわたる日本の国策産業政策の実績を上回る利益をもたらされると強く確信している。時代遅れの親米一本やりの政策への失望が姿勢の変化をもたらしつつあるのは最近見てとれるが、日欧航空ビジネス面で目に見える変化はまだ何も起きていない。

日本の民間航空機・ヘリコプター市場は世界最大の市場の一つであるが、歴史的にみてこの市場は米国メーカーが支配してきた。EBCは、日本の航空会社やその他の航空事業者が競争のメリット、単一の供給源へ頼ることの危険性、供給元を多様化することの利点を認識するよう望むものである。欧州企業は、最先端の技術、最高品質の製品、ならびに世界のどの地域の企業にも引けをとらない顧客サポートを提供している。例えば、民間航空機エアバスA380の存在は、日本の航空会社に、革新的なサービスを顧客に提供しながら、日本の主要国際空港での混雑を軽減するという、これまでにない解決策をもたらしている。

BK117ヘリコプターにおける川崎重工業(株)とユーロコプター社との協力や、トレント1000エンジンとXWBエンジンにおける川崎重工業(株)／三菱重工業(株)とロールス・ロイス社との協力は、日欧航空産業間協力の心強い成功例である。民間航空機では、エアバス社が1980年代以降、日本の航空宇宙産業との絆を築くことに努めてきたが、不本意な結果となっている。しかしながら、従来から取引のあった海外の顧客への供給が不調に終わっていることに失望した日本の機器メーカーが欧州への関心を示し始めるなか、近々変化が見られそうである。2009年11月には日EU宇宙航空ワークショップが開かれ、心強い成果を収めた。しかしながら、北米企業との長きにわたる協業関係や、欧州を競争相手と見なし退けてきたこともあって、日本の航空産業は今でも往々にして、欧州企業との協力が消極的である。日本の置かれた状況を考えれば、そうした忠誠心も理解できなくはないが、米国と欧州の航空機器メーカーは、ほぼすべての主要航空機プログラムにおいてごく普通に協力し、相手側の元請業者に大規模に(通常30%)供給を行っているという事実を考慮すると、日本の忠誠心はよく言っても現実的意味のないものにはしか見えない。

言うまでもないことだが、日本政府にとって短期的には管理しやすいにせよ、世界的経験から学ばれたすべての教訓に反する「チーム日本」姿勢をこの先ずっと続けていけるような時勢ではないことも確かである。成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことにより、国際ビジネスのチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展を実現することができるであろう。EBCは、とりわけ輸送機分野における日欧業界間の大規模共同開発プログラムには多くの余地があると感じており、日本政府と日本の航空宇宙産業界に、このような事業の推進を引き続き真剣に検討するよう強く求めたい。

## 主要な問題および提案

### ■ 競争の促進

*年次現状報告：限られた進展。* 民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても競争力のある価格で提供しているが、民間航空機および関連機器の日本市場における欧州企業の占有率は、世界平均を大幅に下回っている。日本の航空分野は、航空交通管理システムの近代化の試みに例示されるとおり、機器調達における透明性の欠如という問題を抱えている。欧州企業は最先端の基準を確立する存在として世界的に認められているものの、日本においては機器調達の新規参入には大きな困難が伴う。EBCは、最新の安全基準から日本が置き去りにされかねない状況を深く憂慮する。

#### 提案：

- 調達の意思決定は、政治的な影響を受けることなく、競争に基づいてなされるべきである。EBCは、日本の企業が供給元を分散させて、顧客、株主および公衆一般の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。外国企業は航空輸送安全向上の必要性に与える助けとなりうるため、日本の当局は、外国企業の機器の使用を促進すべきである。

### ■ 業界間の協力促進

*年次現状報告：限られた進展。* 民間航空機の開発分野における協力は、依然として北米に大きく偏っている。これまでのところ、経済産業省は欧州との航空機開発を1件としてサポートしていない。経済産業省のボーイング787プログラムへの支援は、欧州企業との将来の提携の可能性を制限するものであってはならない。EBCは、日欧の企業の相互の利益となる協力を行える機会が存在するものとおも確信している。トレント1000エンジンや、超音速技術協定、構造ヘルスマニタリング (SHM) 技術の開発に対する経済産業省の支援は、航空分野における協力拡大の道筋を示すものである。これは象徴的な意義をもつものであると言えるが、欧州企業とのそうした活動への日本の財政支援の規模は、依然、米国企業との活動への支援を大きく下回っている。

EBCは、先ごろ調印されたEUと日本の科学技術協力に関する協定を、相互利益となるプログラムへの欧日の関係各方面の参加をさらに可能にする建設的な一歩としてとらえている。EBCは、エアバス社と宇宙航空研究開発機構 (JAXA) のあいだで2009年6月に調印された複合材料技術に関する協力協定など、企業レベルの取り組みも歓迎する。

#### 提案：

- EBCは、特に欧州の民間航空機、エンジン、部品、航法システムの開発分野での、日本と欧州の間の協力関係強化の相互的メリットを強く確信している。民間航空輸送における将来のニーズに沿うよう設計された革新的なソリューションを開発するにあたっては、新たな課題が横たわっている。EBCは、これらの課題を日欧間の協力範囲を大幅に広げる大きなチャンスであると考えている。日本が北米企業との提携に前向きに資金拠出するのなら、それと同様に欧州の企業との提携も前向きに支持し、資金拠出するよう、経済産業省 (METI) やその他の政府関連の諸機関に対して求めたい。
- 欧州は、騒音や排出ガス等の環境問題に取り組む意欲的な研究プログラムを支援している。EBCは、欧州と日本の学界、技術集団、産業界全般のあいだのさらなる連携が、有意義な協力とビジネスの機会を生み出しうる分野の1つとして環境を捉えており、そうした機会は欧日双方によってさらに検討されるべきである。
- EBCは、欧州企業に対して国内のプログラムや技術開発への参加を求める日本の航空産業からの招請も歓迎したい。

## Dr. Jean-Louis Claudon

Chair, Aeronautics, Space & Defence Committee

(Special Advisor, Ariespace Tokyo Office)

c/o Ariespace Tokyo Office

Kasumigaseki Bldg. 31F

3-2-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6031

Phone 03-3592-2766

Fax 03-3592-2768

# 宇宙

## はじめに

2009年9月以降の日本の政治指導者の革新的姿勢が宇宙政策をどこまで根本的に変えることになるのか不透明である。しかし、予算の現状から言って、変革は避けられない。EBCは、日本の宇宙政策を尊重しながら、欧州との協力拡大が多額の予算節減と多大な技術面・産業面の進歩をもたらすことを確信している。残念ながら日本はこれまで、欧州の協力提案やその能力をほとんど重要視してこなかった。その結果、欧州は、今後の日本の姿勢の変化を期待しつつも、今では、より提案を受入れてくれる可能性の高い国々に的を絞っている。この現状を変えるのは日本側の責務だが、2008年の宇宙基本法が予算節減をもたらす統一された政策の下地を整えたため、同法のもとでは、それを行うのは従来よりも容易なはずである。とはいえ、その方向に向かう措置はまだ殆どとられていない。宇宙開発戦略本部によって発表された2010年5月の宇宙政策報告書は、日本を切り離してとらえる傾向があり、外の世界をマーケットとしてしか見ていない。

日本は、宇宙に対する姿勢を変化させており、今では、(1) 戦略的な予算選択を行い、(2) 宇宙を科学技術としてだけでなく、ビジネスとしてもとらえ、(3) 民間資金等活用事業 (PFI) プログラムを大幅に拡大し、(4) 「新成長戦略」の一環として輸出を推進し、10年以内に宇宙産業売上げの100%増を目標に据えている。

日本政府は、政府開発援助 (ODA) を通じ、途上国に日本製の衛星システムを供給するべく日本の業界を支援している。パッケージは、衛星、打上げ、運用、データ解析、保守、人材育成、技術移転を含んでいる。ベトナム案件では日本主導で衛星開発など宇宙システムで円借款供与をするのは初めての例となる。EUの政策とは違い、日本の政策は、ODA契約を日本の業界に発注しなければならないというものであり、結果的に市場をゆがめている。この様な小型科学衛星の衛星輸出計画規模は、今後5年間に衛星15基を目標とし新市場の開拓を目指している。

民間衛星市場は、すべての衛星メーカーに開かれており、その調達規模は年間1基以上の通信または放送衛星という水準であったが、放送及び通信業界における合併と全般的な経済状況の影響から、目下、景気の谷に入っている。さらに、政府用途向けおよび準政府用途向けの衛星は、1990年以降、国際入札にかけられている。これには、運輸多目的衛星 (MTSAT) シリーズやBSAT放送衛星シリーズが含まれる。旧NTTグループのN-STARシリーズは打ち切られた。EBCの見るところ、政府衛星入札プロセスは、主として契約言語、無限責任およびその他の非現実的な条項、ならびに通貨問題のためヨーロッパ企業には参加が困難である。

入札対象外の政府衛星プログラムは、宇宙航空研究開発機構 (JAXA) が出資する科学技術衛星、経済産業省管轄下の少数のプログラム、および防衛目的のリモートセンシング情報収集衛星 (IGS) である。防衛専用の通信衛星はまだない。衛星等の開発プログラムにおける日本の協力関係は米国に偏っており、米国の従来の政治的影響力は、日本における日欧双方の宇宙産業の発展に悪影響を及ぼしてきた。

アリアン・ロケットは日本で成功を収め、協力面でも一役買っている。アリアンスペース社と三菱重工業株式会社は、ロケットの技術的問題に起因する打上げの遅れが生じたとき、顧客の衛星をアリアン5からH-IIAへ、またはH-IIAからアリアン5へとシフトさせることで衛星の打上げ遅延を避けるバックアップ協力を推進している。しかし日欧宇宙機関の間で行われている政府ミッションの相互バックアップへ向けた話し合いは、日本の省庁間に統一的な宇宙利用政策がないため棚上げされている。さらに、将来の宇宙活動法は、日本の商業衛星事業者に対し外国の打上げサービスを調達する前に政府の承認を求めることを義務付ける可能性がある。政府の承認を申請し、承認が下りるのを待つ必要性は、この時間的制約のあるビジネスの成長にとって阻害要因となりかねない。

地上設備への投資は、安全保障・防衛用途推進によって拍車が掛けられてきた。日本の宇宙活動はますます、農業、漁業、地球物理学用途向けの、画像処理・判読のための地上設備にからむものとなっている。さらに安全保障に関わる応用技術は国防能力を高める。この分野では保護的調達方法が用いられており、外国のサプライヤーには不利となっている。

## 主要な問題および提案

### ■ 一般環境

年次現状報告：進展なし。日本の公式の宇宙政策はこれまで欧州をおおかた無視してきたため、欧州宇宙産業は不満を募らせてきた。他の諸国からはもっと大きな手応えがあるため、欧州は今や、日本以外の国に目を向けている。欧州は、買い手から技術を隠す「ブラックボックス」政策を排除する協業的な形でより良質で低コストの技術を提供する。その開放性と公平性は、日本政府、産業界、宇宙事業にとって有益である。

提案：

- EBCは、欧州の宇宙機関の日本との協力拡大を要望する。計画の初期段階で両宇宙機関がそれぞれの計画を比較することで、協力の機会を最大限に活用することができる。
- 日本政府は欧州産業との協力も拡大すべきである。EBCはアイデアを出してこの目標実現に貢献する用意があるが、日本側も進んで行動しなければならない。
- EBCは、日欧の輸出規制手続の相互承認を要望する。
- EBCは、宇宙関連ODAにおける日欧の協調・協力を要望する。

### ■ 衛星

年次現状報告：進展なし。日本の政策は依然、欧州の衛星技術や協力を殆ど重要視していない。日欧双方の宇宙機関は会合を継続しているが有意義な協力の面ではあまり進展は見られない。

提案：

- EBCは、協力プロジェクトの積極的な推進を伴う、衛星技術開発・利用面の一層緊密な宇宙機関協力を提言する。
- 日本政府は、国家安全保障に関係した分野における衛星システム調達または衛星機器調達を通じて欧州との協力を奨励すべきである。
- 経済産業省省と防衛省は、必要な高品質の欧州製センサー、また高度技術を調達することや、ライセンス契約のもと日本国内で日本の業界にそれを製造させることをためらうべきではない。
- 政府調達の方法や条件は、欧州メーカーを不利な立場に置くものであってはならない。

### ■ 打上げ機

年次現状報告：進展なし。日欧の宇宙機関は、政府ミッションの打上げをお互いにバックアップできる能力を有している。相互バックアップ協定は、ロケットの技術的な問題で重要な衛星ミッションが遅れることを防止するだけでなく、相互にバックアップしあうため、日欧どちらかの政府ミッションの打上げ回数が減少するという損失を防止する利点がある。この提案は2002年に日本の宇宙当局に初めて提示されたが、まだ協定には至っていない。技術面およびコスト面の理由から、相互バックアップは包括的で体系的な協力でなければならないが、それを可能にする政策的なリーダーシップが欠如していることが問題である。さらに、新しい宇宙活動法は、日本の衛星運用会社が緊急に必要とされる衛星を迅速に打上げることを一層困難にするおそれがある。

提案：

- 新政権の衛星計画はこれまで以上に多くの衛星をスケジュール通りに打上げなくてはならなくなる。EBCは日本に対し日欧の大型ロケット間の効果的で正式なバックアップ協力を実現するよう要望する。
- EBCは、日本の衛星通信および衛星放送事業者が外国の打上げサービスを利用する場合に、許認可にかかわる管理負担や困難、あるいはかかる手続きに起因する遅れにさらされないようにすることの重要性を強調する。

### ■ 地上設備

年次現状報告：進展なし。この分野における日本の国際調達活動は、一般に、システム全体を除外し、小規模のサブシステムと部品に依然限定されている。この分野では、透明性のない調達方法が用いられており、外国のサプライヤーには不利となっている

提案：

- EBCは、地上設備分野の日本の国際調達にシステム全体が加わるよう、また、地上処理装置など標準品の調達手続が欧州のサプライヤーを不利な立場に置くことがないように要望する。

## Dr. Jean-Louis Claudon

Chair, Aeronautics, Space & Defence Committee

(Special Advisor, Ariespace Tokyo Office)

c/o Ariespace Tokyo Office

Kasumigaseki Bldg. 31F

3-2-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6031

Phone 03-3592-2766

Fax 03-3592-2768

# 防衛

## はじめに

民主党政権下で政府支出のあらゆる側面の見直しが進められていることと歓迎する。とはいえ、防衛調達分野では、日本は依然、欧州の防衛関連企業が提供する機会とメリットをフル活用するまでには至っていない状況である。EBCは、欧州との協力拡大が相互に有益な結果につながり、日本に多額の予算節減と相当の技術進歩をもたらすと確信している。

ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の2010年版年鑑によると、日本の2009年度の防衛予算はGDPの0.9%を占め、現行為替レートに基づくと金額で世界第6位だった。これは、前年比でGDPの0.1%に相当する減少をなすものだった。多くの諸外国と同様、日本は財政面で困難な選択に直面することになり、予算のより効率的な使用がますます必要になる。原産国に基づく調達決定は、コスト節減の機会を制限する。すでに米国市場で運用されているメーカーを含めたより幅広い公開競争は、性能選択幅を広げるとともにコスト節減をもたらす。

今現在徐々に変化がおきている。それは、(1) 技術水準が着実に向上しつつある日本の防衛産業は、変革の必要性をますます認識している。(2) 日本の世論は、北朝鮮や中国の軍備増強への対応としての防衛力改善の必要性や、日本が国際的安定に一層貢献する必要性をますます認識している。(3) 新しい政治指導陣は、防衛調達を多様化するメリットに対して、より柔軟な姿勢を持っている。(4) 日本が必要とする高性能防衛システムは、国際協力によってしか開発、製造、調達できない。(5) 財政面の制約はもはや無視できない。

昨年、日本の次の防衛力整備5カ年計画は1年間延期された。確定するのは2010年末になる。防衛省は、防衛力の削減や国内産業への悪影響なしに防衛ニーズを満たす新しい調達方法を検討している。日本は、調達方法と慣行を多様化させることによって、整備の膨大なコスト節減を達成しうる。コスト・プラス方式の国内調達は、効率的な固定価格公開入札に取って代わることが可能になる。この考え方は歓迎されるが、その効果は、日本の防衛産業の能力を強化するには不十分だろう。日本は、予算水準や運用要求を含め、欧州との類似点が多く、国際協力拡大から恩恵をこうむるだろう。とりわけ大幅な潜在的予算節減および技術進歩を達成しうる分野には、近代化・保守・修理を含む新規航空機プロジェクト（固定翼およびヘリコプター）、ミサイル、無人機、エレクトロニクスおよびオプトエレクトロニクス・システム、宇宙ベース・サービス、ならびにこうした分野すべてにおける技術開発が含まれる。

日本経済団体連合会（経団連）と民主党は現在、防衛産業分野を含む、民主党の新成長戦略に関して協力を行っている。国際協業プロジェクトへの日本の参加を事実上妨げている日本の「武器輸出三原則」の緩和が目下検討されている。目標は、日本の防衛産業の能力を維持すること、および国際開発プログラムへの参加を可能にすることである。EBCは、これらの目標を支持し、その実現を確保して欧州との協力を含めることを日本に強く促す。

欧州産業の製品が米国産業の製品と完全に相互運用性を持つことは、日本ではまだ十分認識されていない。この相互運用性は、サプライヤーとして、また、共同開発面のパートナーとして、欧州産業を日本にとって理想的なパートナーにする。日本にとって、こうした協業は、予算面でも技術面でも利点を持つ。こうした互恵的協業を促進するため、EBCは、以下を含む、国際的に策定された慣行に基づく調達手続の利用を奨励する。すなわち、(1) 明確な基本要件概要、(2) 基本要件概要の順守、または、変更の論拠に関する完全な透明性、(3) 期限の明確な表明とその順守、(4) 企業と安全保障の重視性の評価基準の明確な表明、(5) 英語で実施される手続、(6) NATO基準の適用、(7) 契約発注の根拠と評価の公開、(8) 契約発注決定に異議を申し立てる機会。

## 主要な問題および提案

### ■ 競争拡大

年次現状報告：若干の進展。EBCは、外国メーカーに道を開く調達手続面の競争拡大のために防衛省が行った措置を歓迎する。基本要約概要（SOR）の公表は、透明性と競争水準を向上させる。内閣と閣僚がそれぞれの重要な入札について優先順位を定めることが肝要である。ライフサイクルコスト（LCC）に一層の重点が置かれていることも歓迎する。EU企業は、LCCのモデリングおよび予測面で豊富な経験を有しており、予測を保証する能力、または確定金額契約を締結する能力に十分な自信がある。これは、急激な価格上昇およびエスカレーションを防止する。EUで用いられているLCCモデルは、日本との共有が可能である。これらは、人員と装備品の所要水準がはるかに高く種々の整備・訓練方針を必要とする、米国で用いられているモデルよりも適切である可能性が高い。

#### 提案：

- 日本は、調達手続のSORをより広く公開し、LCCを一層重視することによって、外国供給メーカーに対して透明性を向上させるべきである。防衛省は、競争を強化し開発リスクを低減するため、研究開発の段階からNATO基準を採用すべきである。そうすることで、インプットの多様化とパートナー数の増加が促される。
- EBCは、公開入札の条件に含まれる無限責任を撤廃するよう政府に強く要望する。これは、日本の入札者に比して外国の入札者を相当不利な立場に置くからである。
- よりよい調達システムの成否は、真剣な検討と、欧州の供給メーカーへの大型契約の実際の発注にかかっている。それを抜きにしては、乏しい競争によってどんなコスト削減も不可能になるだろう。

### ■ 産業協力

年次現状報告：若干の進展。EU産業は、パフォーマンス・ベスト・ロジスティクス（PBL）、民間資金等活用事業（PFI）、商用オフザシェルフ（既製品の活用）・ソリューション、リース方式、コストを最小限に抑える調達手法により、防衛省のコスト削減目標達成を支援できる。LCCモデルによって、初期段階におけるPBL支援を通して、あるいは完全に統合された運営支援プログラムを通して達成される進歩の例は、すでに産業界と協力し、ライフサイクル費用便益に精通しているいくつかの欧州政府によって実証されている。数十年にわたって国際統合製品チーム（IIPT）を活用してきた欧州の経験は、日本にとっての大きな財産となりうる。EU産業は、日本など、同盟諸国のパートナー企業への技術・知識移転経験が豊富であるとともに、そうした移転に対してオープンな姿勢をとっている。適切な政府協定によって管理されるなら、これは、日本の防衛産業の能力向上を可能にし、EU防衛産業を一層魅力的なパートナーにすることに貢献しうる。

#### 提案：

- 日本は、技術交流および情報交換を行いやすくするため、EU諸国と協定を結ぶべきである。これは共同開発やコスト分担を可能にし、大幅に改善された技術的解決法をもたらすだろう。
- 日本政府が、調達およびLCCを削減するとともに、IIPT手法を促進するため、産業界との協力等の革新的な調達手法の導入を検討することを要望する。
- 欧州へのより多くの防衛視察団派遣を計画するといった簡単な措置によって、欧州の成果に対する日本の政治・行政指導者の知識と理解のレベルは向上するだろう。
- 複数の防衛省職員を欧州に駐在させることは有用だろう。米国には15名の防衛省職員が配属されている。

### ■ 新しい安全保障体制

年次現状報告：進展なし。欧州の防衛産業は、EU加盟国間だけでなく、欧州パートナーと米国や諸外国との間でも、複雑な防衛システム（戦闘機、軍艦、ミサイル）の国際共同開発に関して名声を確立している。日本は、現行の安全保障上の制限のため、世界でも有数の防衛技術に関するノウハウにアクセスすることが困難となっている。

#### 提案：

- 武器輸出三原則を緩和すべきである。

## Mr. Gordon Hatton

Chair, Construction Committee

(Vice President, Pembroke Real Estate Japan, LLC)

c/o Pembroke Real Estate Japan, LLC

Shiroyama Trust Tower

4-3-1 Toranomom, Minato-ku, Tokyo 105-6019

Phone 03-5470-9573

Fax 03-5470-4842

# 建設

## はじめに

不況が建設分野に及ぼす深刻な影響は相変わらず続いており、不動産投資の激減が国内不動産業界内の再編を強いる一方、多くの国際投資家は日本市場からの撤退を選択している。日本のGDP全体に占める建設業界のシェアは1998年の14.2%から2006年には10.2%に減少しているものの、業界の絶対的規模（2006年には3630億ユーロ）から見れば、世界最大級の業界であり、したがって重要性に変わりはない。しかし、ほかのアジア市場に比べ、明白な成長ポテンシャルがあるとは見なされていない。こうした厳しい状況にもかかわらず、建設分野の欧州関連企業は、日本に対する長年にわたるコミットメントを維持している。長期にわたってプレゼンスを築いてきたこうした企業の性格と関心は、多くの点で国内企業と一致している。強固な国内労働力を背景に日本経済に統合されたこうした企業は、良質の製品とサービスを提供する能力を有し、今後とも日本経済の成長に貴重な貢献を行う。

政府は、追加予算の提供を通じ、景気刺激のため、ばく大な努力を払ってきたが、建設市場内での有効性は、民間投資向け金融市場の厳しい条件によって制限されるとともに、公共工事不正行為の長引く捜査によって陰りを生じてきた。最近、一部のアナリストは低迷する不動産市場が底を打っているとしているが、そうした楽観論は、経済全般と有利な不動産投資政策による刺激が頼りである。新しい技術とプロジェクト実現方法が、新たな成長ポテンシャルを引き出す鍵となるだろう。そうした分野の一つは持続可能性である。日本ではエネルギーの30%以上が業務用建物と住宅によって消費され、建物内での消費が他の産業での消費よりも急速に拡大していることからすると、二酸化炭素排出量の削減目標（2020年までに1990年の水準に比べて25%）達成とのからみで、建設および不動産管理業界の活動はつぶさに監視されることになるだろう。これは、欧州の経験を生かすことのできる分野であり、EBCにとっての優先分野である。

エネルギー効率に関する規制を強化すべきである一方、請負業者に対する制限を簡素化して、解決策提供面の競争とイノベーションを可能にすべきである。日本の規制では、発注額500万円（約4万ユーロ）以上のプロジェクトの請負業者や、ゼネコンの直接下請業者となるには、建設業許可証を保有していなければならない。会社がこの許可証を取得するには、その会社または同じ分野の他の会社で5年以上の関連経験を有する常駐の役員が1名いなければならない。適切な人員が見つからなかった外国の革新的企業は、許可証を保有している業者を「経由して」取引を行わざるを得ない。

公共工事調達状況は相変わらず欧州企業の参加機会を制限し、日本の納税者にとっての公共工事のコストを増大させている。競争を促進するためには、政府は公共入札における上限価格（予定価格）制度を廃止し、入札参加資格要件を緩和すべきである。単年度予算編成方針は大規模プロジェクトが工事内容とは無関係な恣意的な入札パッケージに分割されることにつながり、以降の年度のパッケージは往々にして、ほとんどあるいはまったく実質的競争なしで第一期工事落札者に発注されるため、効率が低下し価格が上昇する。この慣行は、個々の落札額がWTO（世界貿易機関）の下限を下回ることにもつながりうる。これはWTO政府調達協定（GPA）に違反する操作である。

EU日本経済統合協定（EIA）は、建設材料の規格と認証の相互受け入れ、政府調達の透明性向上および共通規則の厳密な実施、持続可能な社会を推進する面での建設の役割の共同承認を含むべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ 建設材料規格と請負業者資格の整合化

年次現状報告：限られた進展。欧州企業の競争力の要は革新的な設計、輸入建材、最新の工法を駆使して建設を行うことにあるのだが、過剰な規制や、変革への地方行政当局の抵抗、必要な認可を取得するための手続の複雑さによって、こうした機会の創出も事実上排除された形になっている。業界や国境を超えた規格や試験方法の整合化は、日本にとって見込まれる便益を達成する上で必要不可欠である。日本に輸出される建設材料は、欧州と日本双方の規格に従って試験される。ほとんどの試験はきわめて似通っているにもかかわらず、である。日本向けの建設材料を試験することを認定された欧州の試験機関はほとんどない。これは必然的に日本への輸入のコストを高め、国産品よりも競争力を低下させる。

#### 提案：

- 日本とEUの当局は、建設材料に関する日本農林規格/日本工業規格（JAS/JIS規格）とEN規格（欧州規格）の相互承認を目指すべきである。建設材料のCE（conformité européenne）マーキングは、日本で販売する際の高品質と安全性の保証手段として十分なはずである。
- 建設業許可証に関して、EBCは、海外での同様の経験が、国内の経験と同等のものと認められるよう要望する。

### ■ 安全で環境にやさしい建設の推進

年次現状報告：若干の進展。EBCは、政府の野心的なCO<sub>2</sub>排出量削減目標に喝さいを送るとともに、2010年4月から実施された、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」の有効性を熱心に見守る。日本学術会議は、グローバルなインターアカデミー・カウンシルのメンバーとして、G8の、他の同様の機関とともに、エネルギー消費とCO<sub>2</sub>排出量を削減するいくつかの具体的な機会を建設産業分野が提供することを示唆した。建物の断熱の改善は、エネルギー使用を削減する最も簡単かつ最も効果的な方法の一つであり、そうすることで、有益な金銭的見返りも生み出す（マッキンゼーの温室効果ガス排出削減費用曲線）。新規の建物により高い性能を課すための規制は設けられているものの、リフォーム市場を刺激することを目指したインセンティブを通じ、既存の建物のエネルギー効率向上に重点を置かねばならない。二重ガラス窓や、高効率エアコン、壁や天井への断熱材の取り付けといった簡単な部材交換から、現場エネルギー回収や、水処理、その他の資源保全戦略のための新技術の利用まで、ビジネスチャンスは多岐にわたるだろう。EBCは、こうした方向へ向けての第一歩として、先般導入されたエコポイント制度に大きな可能性を認めている。EBCは政府に対し、単にエネルギー効率の高い製品の販売を刺激するだけでなく、総合的設計戦略とライフサイクルコスト評価を通じ、エネルギー消費の全体的削減と報酬とを結び付ける全体論的観点に立ってこの制度を拡大することを促す。

#### 提案：

- 日本政府は、総合的システム・アプローチと、環境性能面の成果を測定する透明性ある方法の下、利用可能な最良の技術を応用することを視野に、二酸化炭素排出量を削減するという国際公約を履行する方法として、住宅および業務用建物のエネルギー効率を促進する規制を強化すべきである。
- 現行の要件は欧州先進諸国の要件からは大きく遅れをとっているため、日本政府は、建物について的大幅に厳しい断熱基準の導入を命じるべきである。CASBEE（建築物総合環境性能評価システム）のような評価ツールや、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準、大型業務用建物についてのPAL/CEC（年間熱負荷係数/エネルギー消費係数）計算といった諸制度は適切な方向を目指しているが、それらに基づいてつくられる建物は、国際基準にはまだ達していない。
- 政府は、建設プロジェクト実施レベルでの認識拡大を目指した教育プログラムを促進し、目標達成を確保する明確な方法を定めるべきである。

Mr. Ulf Melin

Chair, Materials Committee

(Chief Representative, Eramet International Tokyo Branch)

c/o Eramet International Tokyo Branch

Jimbocho NK Bldg. 9F, 2-7 Kanda Jimbocho

Chiyoda-ku, Tokyo 101-0051

Phone 03-3265-3931

Fax 03-3265-3932

# 産業用材料

## はじめに

日本は、産業用材料加工面の深い知識と専門技術を持っており、とりわけ、ハイブリッド車用の充電式バッテリーの製造用に用いられる技術や、半導体製造向けのナノテクノロジー、環境技術に関連した各種製品といった多数の機密技術の最先端に位置している。こうした先進技術は、主要原材料の入手可能性と、安定した質の高い供給を確保する日本の能力にかかっている。したがって日本が、供給の確保、競争力および海外供給者による国内市場への無制限のアクセスを基本に据えた戦略を採用することによって原材料供給を確保することが何よりも重要である。日本企業の間では、リスクや不安定な供給源への依存を最小限に抑えるための戦略シフトがすでに起きており、現行の関税にも拘らず、彼らをして購買の多角化へと向かわせる。関税は結局のところ日本企業が負担しなければならない。

世界の主要な産業用材料消費国の1つである日本は、欧州企業が提供しうる信頼できる供給元から、市場ベース価格で高品質製品をより容易に入手できるなら、大きな恩恵に浴することだろう。しかし日本は、国際貿易機関（WTO）主導下での関税引き下げに関する正式交渉が終了しないうちは、工業原料の関税を一方的に引き下げることには難色を示してきた。ドーハ・ラウンドの決裂に伴い、日本は政策の再検討に着手した。あらゆるステンレス鋼製造における主要原料である高炭素含有フェロクロム（関税コード720241000）に対する関税の一方的撤廃は、大きな重要性をもつ歓迎すべき一歩である。

関税は、日本の国内産業の競争力を損ない将来を脅かす。ステンレス鋼生産等の業界各社が海外企業、とりわけ韓国企業と中国企業からの手強い挑戦に直面するなか、加工ニッケルへの関税は国内調達コストを大幅に高めている。耐火物・研磨工業や電気部品で広く使用されている溶融アルミナ（人工コランダム）と炭化ケイ素も同様の状況に置かれている。とりわけ、炭化ケイ素は、日本で急速に拡大しているエレクトロニクスおよび太陽光発電用のワイヤーソーイングで使用される。国内生産は年間需要のせいぜい10%しか満たすことができないにもかかわらず、輸入溶融アルミナと炭化ケイ素には共に3.3%の関税が課せられる。消費者は現在、溶融アルミナの大部分を一般特惠関税制度（GSP）の下での関税免除国から輸入しているとはいえ、より大規模の施設を有する非GSP国へと世界的に生産がシフトしているため、これは次第に困難になりつつある。中国がGSPの適用対象から外れる兆しもみられる。さらに中国は、輸出税、輸出割当、さらには実際上、輸出禁止まで導入しようとしている！したがって、日本政府が国内産業にすべての供給源から関税ゼロでの原材料調達を認めることが重要である。

炭化ケイ素の場合、日本は所要量の90%を関税免除国である唯一の供給源から輸入しており、日本の産業への長期的な供給安定性を脅かす依存状態が生み出されている。もう1つ類似する例をあげると、ソフトフェライトや充電式バッテリーなど多くの電子機器の製造で使用される四三酸化マンガン（ $Mn_3O_4$ ）がある。 $Mn_3O_4$ の生産国は、中国とベルギーを筆頭に4カ国しかない。ベルギー製の材料は、3.3%の輸入税をかけられている唯一の製品である（関税コード：282090000）。しかしベルギーは、中間原料として価格が乱高下し易い中国製マンガン金属を使用していない世界で唯一の生産国である。ベルギー製の  $Mn_3O_4$  は、グループ内で入手できる鉱石から作られ、厳しい環境規制に適合している。これは、日本の産業が必要としている安全且つ安定した長期供給を保証するものと言える。輸入税は中国の供給業者への日本の依存度を高め、日本の国内産業の将来を脅かす。

EBCは、主要な成長産業分野における日本企業の継続的競争力を促進するべく、材料に対する関税を撤廃することによって日本が恩恵をこうむると確信している。2020年には、日本国内で生産される陰極に対する（電気自動車向け）バッテリー産業からの需要だけでも3万トンになるとする予測もある。現在、日本は6万トンのニッケルおよび精製ニッケルを輸入している。EU日本経済統合協定（EIA）には、精製ニッケル、溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガンといった産業用原材料へのすべての輸入税の廃止を盛り込むべきである。

## 主要な問題および提案

### ■ ニッケル

年次現状報告：進展なし。ステンレススチール生産量全体の約60%はニッケルを含み、これは生産コスト全体の約40%に相当する。したがって、日本のメーカーがニッケル所要量を競争力のある価格で調達できること、およびニッケル製品への容易で安定したアクセスを保証されることが肝要である。しかし日本は、ニッケル地金（輸入コード 750210000）、フェロニッケル（輸入コード 7202600100 / 7202600100）、酸化ニッケル焼結物（輸入コード750120100 / 750120210）といった加工ニッケル製品に関税を課している世界で唯一の先進国である。こうした製品には、3.0%～3.3%、あるいは44円 /kgの関税率が適用されている。したがって、輸入加工ニッケル製品に対する関税の継続と、それが欧州の生産者に及ぼす影響は、もはや正当化できない。

関税率が精製ニッケルに及ぼす影響は、とりわけステンレス鋼産業の国内ユーザーにとってのコストの大幅増として現れてくる。歓迎すべきフェロクロムの関税撤廃に続き、ニッケルに対する関税の廃止は、日本のステンレス鋼産業の競争力強化へ向けてのさらなる重要な一歩になるとEBCは確信する。

#### 提案：

- 日本政府は、ニッケル製品を始めとするすべての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。これは、日本が競争力を維持する上で肝要である。

### ■ 溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガン

年次現状報告：進展なし。溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガンはすべて3.3%の関税が課せられるが、輸入の大半は一般特惠制度により関税が免除されている国々から輸入されている。幾つかの分類に関しては、日本で加工すらされていない製品に関税が課される。これは、炭化ケイ素（関税コード：284920010（一定粒度）、284920090（その他））に加えて、輸入溶融アルミナ（人工コランダム、関税コード：281810010（一定粒度）、281810090（不定粒度））の価格を押し上げ、事実上日本のエンドユーザーに付けを回していることになる。この状況は、現在の供給不足によりいっそう悪化している。炭化ケイ素と四三酸化マンガンに関しては、輸入のほとんどを一国のみに頼っている。唯一の供給源へのそうした依存は、供給不足や市場支配の企てに対して日本の立場を脆弱にさせる。最大限の生産能力で稼働しても、需要のわずか15%にすぎないと推定される限られた国内生産能力を考慮するなら、これはとりわけ懸念すべきことである。

#### 提案：

- 日本政府は、溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガンを始めとする全ての産業用原材料の輸入税を廃止すべきである。

### ■ 関税分類

年次現状報告：進展なし。日本では欧州からの産業用材料供給に対し、時として恣意的な関税分類と改定が適用される。税関は一貫性をもって分類規則を適用せず、また、分類決定に異議を申し立てるために利用できる上訴メカニズムもない。日本市場に初めて参入する製品にとってだけでなく、突然の分類見直しに晒される既に定着した製品にとっても、これは問題である。

#### 提案：

- 日本政府は、関税分類体制を合理化し、分類決定に関する税関当局間の一貫性向上と紛争解決メカニズム強化のための包括的戦略を策定すべきである。

Mr. Trond Varlid

Chair, Environmental Technology Committee

(President, Tomra Japan Ltd.)

c/o Tomra Japan Ltd.

NAVAL Bldg. 1F.

1-23-7 Omori-kita, Ota-ku, Tokyo 143-0016

Phone 03-6404-2401

Fax 03-6404-2403

# 環境技術

## はじめに

政府は、2000年代に入って以降、環境保護、エネルギー効率、リサイクル、再生可能エネルギー、気候管理対策に関するさまざまな制度や野心的目標を発表してきた。2003年の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（RPS法）、安倍元首相の「美しい星50（クールアース50）」提案、地球温暖化対策基本法、先般発表された「新成長戦略」はすべて、野心的な目標を掲げているが、こうした目標を達成するために必要な技術的、財政的、法的措置の面では、ほとんど詳細を欠いている。

現政権が定めたCO<sub>2</sub>排出量目標を達成するためには、日本はクリーンかつ再生可能なエネルギー源へのばく大な投資を必要とし、日本市場への投資に意欲的な、技術、専門知識、財務力を有する欧州やその他の企業に国内エネルギー市場を開放するよう努めるべきである。RPS法は国内での再生可能エネルギー推進を意図したものであり、また、電力市場の規制緩和は新規参入推進を意図したものであったが、欧州のエネルギー市場と比べると、自由な市場アクセスと再生可能エネルギーの実現を妨げる多くの重大な規制的障害がまだある。例えば、RPS法では、各エネルギー生産者の電源構成における再生可能エネルギーの義務量はわずか1.35%に設定されており、この目標非達成の罰金はきわめて少額（300万円）である。したがって、電力会社が再生可能エネルギー源を推進するインセンティブはほとんどない。さらに、系統アクセス規制や、わずかな地域送電容量は、独立系発電事業者（IPP）にとっての市場アクセスを妨げる。再生可能エネルギーの全量買取制度（FIT）は技術中立的ではなく、例えば風力などより、太陽光に大きく偏っている。

上記にかんがみ、新しい技術やソリューションの利用を促進し、併せてさらなるイノベーションを刺激し可能にするような形で、規制の構造、文言、適用方法を定めることが重要である。法律と規制は、目標とパラメータを定め、関係の業界と業界関係者が順守しなければならない責任を割り当てるべきである。しかし、どんな具体的な技術やプロセスを使用すべきかをあまりに事細かに規制が規定してしまったり、規制があまりに厳格に適用されたりすると、新しい技術やソリューションが制限されたり、利用可能となった場合でも利用が妨げられさえするおそれがある。1997年に初めて施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）は、後者のタイプの規制の一例である。

多くの分野における環境基準の欠如 — あるいは、たとえ基準が存在する場合でも、明快さの欠如 — も、革新的で良質の環境技術や製品を提供する多くの欧州企業にとっての障害である。例えば、多くの自主的かつ往々規制対象外のエコ表示制度が存在し、それらは一社または数社の企業によって独自に設けられていることが多い。そうした制度は、特定の製品やプロセスが「環境にやさしい」こと、あるいは「エコ製品」やそれに類するものであることを示すにせよ、根拠となる、明確に規定され広く認められた基準は存在していない。これは、消費者にも生産財購買者にも同様に、製品やサービスが「環境にやさしい」という宣伝文句の妥当性を確認することや、環境影響の面から種々の業者の製品やソリューションを比較することを、不可能ではないにせよ、困難にする。

EBCは、さらなる整合化と協力がEU・日本間の経済統合協定（EIA）に盛り込まれるべきであると確信する。これは、環境に有益なだけでなく、日欧双方の企業に新技術や新研究への相互アクセスをもたらすことにもなるだろう。

## 主要な問題および提案

### ■ 環境基準

*年次現状報告：新たな問題。* EBCは日本の当局に対し、とりわけエネルギー効率、再生可能エネルギー、温室効果ガス排出量といった重要な分野に関連した製品とサービスに関して、明確でしっかりとした環境基準の導入確保に一層の注意と努力を集中させるよう強く促す。環境基準を適用国際基準とできる限り整合化することは、日本の利益になる。

**提案：**

- 日本政府は、環境汚染除去に関する教育を向上させ、環境リスクを防止、低減、管理する新技術の開発を促進しなければならない。

### ■ 代替エネルギー

*年次現状報告：進展なし。* EBCは、日本のエネルギー市場を欧州からの新規参入者に開放することが日本の利益になると確信しており、政府に対し、イノベーション、競争、効率の促進のため、規制環境を合理化するよう促す。日本におけるウインドファームの建設・運用に関する現行の基準や規制は、欧州のベストプラクティスに比べきわめて複雑である。EBCは、2020年までに国内で1万 MWの風力エネルギー（うち四分之三は洋上風力による）を達成するという、鳩山前首相によって発表された目標を実現するためには、風力エネルギーの規制体制を大幅に簡素化し、既存の国際（IEC）規制と整合化すべきである。実際、「日本電機工業会」（JEMA）の傘下に設けられた新しい技術委員会（TC88/MT22-J）の目標の一つは、国際的に整合化された手続を実現することである。EBCは、欧州の風力企業を日本に誘致するため、また、こうした国際的な規制や基準がすでに適用されている欧州市場への日本のエンジニアリング企業やウインドファーム開発業者の参入を可能にするためには、これが必要であると確信している。

**提案：**

- 政府は、IPPを奨励するための日本の電力市場改革を加速化すべきである。これには以下が含まれる。すなわち、電力事業者について、より高い再生可能エネルギー利用割合を定めること、電力会社をエネルギー生産、送電、小売事業に分離すること、IPPにとっての系統アクセスを拡大すること。
- 政府は、二酸化炭素税もしくは排出量取引制度、または両方の組み合わせた形の「カーボン・プライシング」制度を設けるべきである。
- 当局は、再生可能エネルギー源を推進するため、全量買取制度やその他の補助金に関する技術中立性を確保すべきである。
- EBCは、風力や太陽光といった新しいエネルギー源に関し、基準と規制の整合化を提案する。

### ■ 容器包装廃棄物管理

*年次現状報告：新たな問題。* 法律と規制は、目標とパラメータを定め、関係の業界と業界関係者が順守しなければならない責任を割り当てるべきである。しかし、どんな具体的な技術やプロセスを使用すべきかをあまりに事細かに規制が規定してしまったり、規制があまりに厳格に適用されてしまうと、新しい技術やソリューションが制限されたり、利用可能となった場合でも利用が妨げられさえするおそれがある。1997年に初めて施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）は、後者のタイプの規制の一例である。

**提案：**

- EBCは、日本の当局が欧州の環境規制を手本にし、原則に基づいて法律と規制を適用するよう提案する。これにより、新しい改良された技術の開発が促されるだろう。



# 補遺

**Endorsements  
Blue Star Sponsors  
Special Sponsors  
Sponsors  
Supporters  
EBC Affiliate Members  
Executive Operating Board  
Board of Governors**



## ENDORSEMENTS

**EUROCHAMBRES:**  
Association of European  
Chambers of Commerce  
and Industry



**EUROCOMMERCE:**  
The Retail, Wholesale  
and International  
Trade Representation  
to the EU



**EUROPEAN  
SERVICES FORUM**





## BLUE STAR SPONSORS



# BNP PARIBAS



**BLUE STAR SPONSORS**

**CHANEL**



**FRESHFIELDS BRUCKHAUS DERINGER**

BLUE STAR SPONSORS





## BLUE STAR SPONSORS



[ Success through Partnerships ]

## BLUE STAR SPONSORS



*Johnson & Johnson*



## BLUE STAR SPONSORS

Ortho Clinical Diagnostics  
a *Johnson & Johnson* company



## SPECIAL SPONSORS

Deutsche Telekom K.K.

EFPIA Japan

Lufthansa German Airlines

LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton Japan K.K.

Mercedes-Benz Japan Co., Ltd.

MHD Moet Hennessy Diageo K.K.

Novo Nordisk Pharma Ltd.



## SPONSORS

Actelion Pharmaceuticals Japan Ltd.

Austrian Business Council

Bayer Yakuhin, Ltd./Animal Health Division

Boehringer Ingelheim Vetmedica Japan Co., Ltd.

Bovis Lend Lease Japan, Inc.

Clarins K.K.

EBC Cosmetics Committee

Goldschmidt-Thermit Japan Co., Ltd.

Hoganas Japan K.K.

Honka Japan, Inc.

Merial Japan Ltd.

MIE PROJECT Co., Ltd.

Nihon Getzner K.K.

Nobel Biocare Japan K.K.

Norwegian Seafood Export Council



## SPONSORS

Philips Electronics Japan, Ltd.

Pictet Asset Management (Japan) Ltd.

Sonderhoff & Einsel Law and Patent Office

Swedish Chamber of Commerce & Industry in Japan

Swiss Business Hub Japan

Swiss Chamber of Commerce & Industry in Japan

Takase Corporation

UPM-Kymmene Japan KK

Widex Japan Co., Ltd.



## SUPPORTERS

ABB KK

Academie de l'Intelligence economique

Air France

Alitalia - Compagnia Aerea Italiana S.p.A.

ARQIS Foreign Law Office

BAE SYSTEMS (International) Limited

Bluebell Japan Ltd.

British Embassy

Credit Agricole Life Insurance Company Japan Ltd.

Dalpayrat Foreign Law Office, Tokyo

DHL Japan, Inc.

Embassy of Finland

Embassy of the Republic of Poland

Eramet International SAS Tokyo Branch

Fiat Group Automobiles Japan Ltd.

Forbo Flooring B.V. Japan

GlaxoSmithKline

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.

Hiestand Japan Co., Ltd.

Japan Europe Trading Co., Ltd.

JK Management Co., Ltd.

KPMG Tax Corporation

Lundbeck Japan K.K.

Nihon Michelin Tire Co., Ltd.

Puratos Japan Co., Ltd.

Royal Netherlands Embassy

sanofi-aventis K.K.

Schenker-Seino Co., Ltd.

K.K. SERIC

Societe Generale Securities, Tokyo Branch

Thales Japan K.K.

Treibacher Schleifmittel Japan KK

White & Case LLP

ZF Japan Co., Ltd.



## EBC AFFILIATE MEMBERS

Asian Tigers Premier Worldwide Movers Co., Ltd.

Custom Media

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.

Konigstedt Ltd.

Oakwood

Paradigm

UPM-Kymmene Japan KK

Vaisala K.K.



## EXECUTIVE OPERATING BOARD

### EBC Chairman

#### **Tommy Kullberg**

Chairman & Representative Director, Kullberg & Partners KK  
Top Azabudai Bldg. 1st& 2nd Floor, 1-9-18 Azabudai, Minato-ku, Tokyo 106-0041  
Tel: 03-3560-3170; Fax: 03-3560-3169

### EBC Senior Vice-Chairman

#### **Michel Theoval (France)**

Senior Advisor, Thales Japan K.K.  
Akasaka MK Bldg. 4F, 4-9-9 Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-5785-1800; Fax: 03-5785-1801

### EBC Vice-Chairman

#### **Duco B. Delgorge (Netherlands)**

President, MIE PROJECT Co., Ltd.  
1-5-1-405 Shoto  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0046  
Tel: 03-5465-2121; Fax: 03-5465-2123

### EBC Treasurer

#### **Erik Ullner (Finland)**

Chief Representative, Konigstedt Ltd.  
1355-1 Torinosu, Hochi  
Karuizawa-machi  
Kita Saku-gun, Nagano-ken 389-0113  
Tel: 0267-44-6775; Fax: 0267-44-6772

### EOB Members

#### **Michael A. Loefflad (Austria)**

Representative Director & President  
Wuerth Japan K.K.  
MT Bldg., 33 Sanmaichou, Kanagawa-ku  
Yokohama-shi, Kanagawa 221-0862  
Tel: 045-488-4186; Fax: 045-488-4187

#### **Philip Greenan (Ireland)**

CEO  
JI Technology  
Takanawa Sky #601  
4-8-6 Takanawa, Minato-ku, Tokyo 108-0074  
Tel & Fax: 03-3473-1678

#### **Bernard de le Court (Belgium/Luxembourg)**

Representative Director  
PinguinLutosa Japan K.K.  
208 Palais Royal Rokubancho  
6-1 Rokubancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085  
Tel: 03-5275-6517; Fax: 03-5275-6518

#### **Pio d'Emilia (Italy)**

Far East Correspondent  
SKY TG24  
Nikko Palace 601  
1-25-21 Shirokane, Minato-ku, Tokyo 108-0072  
Tel: 03-3442-3974; Fax: 03-3442-3974

#### **Richard Thornley (Britain)**

Regional Director Japan  
Rolls-Royce Japan Co., Ltd.  
Room 3124A, Kasumigaseki Bldg.  
3-2-5, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6031  
Tel: 03-3592-0966; Fax: 03-3592-0969

#### **Rune Nordgaard (Norway)**

Sales & Marketing Director, Precision Tubing Japan  
Hydro Aluminium Japan K.K.  
Daiichi Tekko Bldg. 9F.  
1-8-2 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005  
Tel: 03-5220-0250; Fax: 03-5222-5131

#### **Claus Eilersen (Denmark)**

President & Representative Director  
Novo Nordisk Pharma Ltd.  
Meiji Yasuda Seimei Bldg.  
2-1-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005  
Tel: 03-6266-1000; Fax: 03-6266-1807

#### **Mats Bruzaeus (Sweden)**

President & Representative Director  
Garuda Japan K.K.  
Shibuya Corp. 305B  
1-6-7 Komaba, Meguro-ku, Tokyo 153-0041  
Tel & Fax: 03-3461-3051

#### **c/o Manfred Hoffmann (Germany)**

Executive Director  
German Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Sanbancho KS Bldg. 5F  
2-4 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075  
Tel: 03- 5276 9811; Fax: 03- 5276 8733

#### **Christoph Saxer (Switzerland)**

Manager, Development Finance Group,  
Development Division  
Novartis Pharma K.K.  
4-17-30 Nishi-Azabu, Minato-ku, Tokyo 106-8618  
Tel: 03-3797-1321; Fax: 03-3797-8220



## BOARD of GOVERNORS

### EBC Chairman

#### **Tommy Kullberg**

Chairman & Representative Director, Kullberg & Partners KK  
Top Azabudai Bldg. 1st& 2nd Floor, 1-9-18 Azabudai, Minato-ku, Tokyo 106-0041  
Tel: 03-3560-3170; Fax: 03-3560-3169

### EBC Senior Vice-Chairman

#### **Michel Theoval**

Senior Advisor, Thales Japan K.K.  
Akasaka MK Bldg. 4F, 4-9-9 Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-5785-1800  
Fax: 03-5785-1801

### EBC Vice-Chairman

#### **Duco B. Delgorge**

President  
MIE PROJECT Co., Ltd.  
1-5-1-405 Shoto  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0046  
Tel: 03-5465-2121  
Fax: 03-5465-2123

### EBC Treasurer

#### **Erik Ullner**

Chief Representative, Konigstedt Ltd.  
1355-1 Torinosu, Hochi  
Karuizawa-machi, Kita Saku-gun  
Nagano-ken 389-0113  
Tel: 0267-44-6775  
Fax: 0267-55-6772

### **Austria (ABC)**

#### **President**

Kurt E. Sieber  
President & Representative Director  
Nihon Getzner K.K.  
Landmark Plaza 8F., 1-6-7 Shibakoen  
Minato-ku, Tokyo 105-0011  
Tel: 03-5402-5340; Fax: 03-5402-6039

#### **Representative**

Martin Glatz  
Commercial Counsellor  
Austrian Embassy  
3-13-3 Motoazabu  
Minato-ku, Tokyo 106-8691  
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

### **Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)**

#### **President**

Fabrice D. Tilot  
President, Triple A Management, Ltd.  
Isobe Bldg. 7F., Samoncho 13  
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0017  
Tel: 03-3225-8402; Fax: 03-3341-4550

#### **Senior Representative**

Bert Winderickx  
Dai 10 Daitetsu Bldg. 5F  
23 Arakicho  
Shinjuku-ku, Tokyo 160-0007  
Tel: 03-6457-8662; Fax: 03-6457-8663

### **Britain (BCCJ)**

#### **President**

Philip T. Gibb  
Private Client Manager, Magellan Japan  
7F My Square Bldg., 2-10-3 Azabujuban,  
Minato-ku, Tokyo 106-0045  
Tel: 03-3769-5511; Fax: 03-3769-5517

#### **Executive Director**

Ian De Stains  
Kenkyusha Eigo Centre Bldg. 3F  
1-2 Kagurazaka  
Shinjuku-ku, Tokyo 162-0825  
Tel: 03-3267-1901; Fax: 03-3267-1903

### **Denmark (DCCJ)**

#### **President**

Henrik Irmov  
Managing Director, Scan Logistics K.K.  
Yamagen Bldg. 7F., 3-10-12 Iwamoto-cho  
Chiyoda-ku, Tokyo 101-0032  
Tel: 03-5833-8223; Fax: 03-5833-8225

#### **Executive Directors**

Nanami Mie Brandt & Daiki Koshiba  
c/o Royal Danish Embassy  
29-6 Sarugaku-cho  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0033  
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234



## BOARD of GOVERNORS

### **Finland (FCCJ)**

#### **President**

Marko Saarelainen  
President, Honka Japan, Inc.  
Housing Plaza Seta, 5-20 Seta  
Setagaya-ku, Tokyo 158-0095  
Tel: 03-3709-4169; Fax: 03-3709-4168

#### **Executive Director**

Clas G. Bystedt  
Setagaya Tsurumaki Heim 203  
2-33-20 Tsurumaki  
Setagaya-ku, Tokyo 154-0016  
Tel: 03-5450-7207; Fax: 03-5450-7208

### **France (CCIFJ)**

#### **President**

Bernard Delmas  
President & CEO  
Nihon Michelin Tire Co., Ltd.  
Fujimi Bldg., 1-6-1, Fujimi Chiyoda-ku  
Tokyo 102-8176  
Tel: 03-5210-2670; Fax: 03-5210-2696

#### **Director General**

Didier Hoffmann  
Ida Bldg.  
5-5 Rokubancho,  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085  
Tel: 03-3288-9621; Fax: 03-3288-9558

### **Germany (DIHKJ)**

#### **President**

Arno Tomowski  
Group Representative  
ThyssenKrupp AG Representative Office Japan  
Fukide Bldg. 5F.  
4-1-13 Toranomom  
Minato-ku, Tokyo 105-0001  
Tel: 03-3436-6932; Fax: 03-3436-6930

#### **Executive Director / Delegate of German Industry & Commerce in Japan**

Manfred Hoffmann  
Sanbancho KS Bldg. 5F  
2-4 Sanbancho,  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075  
Tel: 03-5276-9811; Fax: 03-5276-8733

### **Greece (Hellenic Foreign Trade Board)**

#### **Representative**

Georgios Tossounis  
Head of Economic & Commercial Affairs  
Embassy of Greece  
3-16-30 Nishi-Azabu  
Minato-ku, Tokyo 106-0031  
Tel: 03-3404-5853; 03-3404-5845

### **Iceland (ISCCJ)**

#### **President**

Arni Pall Einarsson  
Chairman, Atlantis Co., Ltd.  
Casa Versole 501, 2-16-3 Higashi-Shimbashi  
Minato-ku, Tokyo 105-0021  
Tel: 03-5408-6211; Fax: 03-5408-0033

#### **Secretariat**

Akiko Hasegawa  
c/o Embassy of the Republic of Iceland  
4-18-26 Takanawa  
Minato-ku, Tokyo 108-0074  
Tel: 03-3447-1944; Fax: 03-3447-1945

### **Ireland (IJCC)**

#### **Director**

Seiji Kasama  
CEO, Dimplex Japan Ltd.  
TK Horidome Bldg. 5F.  
1-11-12 Nihonbashi Horidome-cho  
Chuo-ku, Tokyo 103-0012  
Tel: 03-6272-3791; Fax: 03-5695-0271

#### **Secretariat**

Tony Tobin  
Ireland House 4F.  
2-10-7 Kojimachi  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083  
Tel: 03-3263-8520; Fax: 03-3265-2275

### **Italy (ICCJ)**

#### **President**

Francesco Formiconi  
Chief Operating Officer  
Giorgio Armani Japan Co., Ltd.  
Armani/Ginza Tower  
5-5-4 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061  
Tel: 03-6274-7085; Fax: 03-6274-7089

#### **Secretary General**

Davide Fantoni  
Enokizaka Bldg. 3F  
1-12-12 Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-3560-1100; Fax: 3560-1105



## BOARD of GOVERNORS

### Netherlands (NCCJ)

#### President

Jeroen Dalderop  
General Manager, Lighting Division  
Philips Electronics Japan, Ltd.  
Philips Bldg., 2-13-37 Kohnan  
Minato-ku, Tokyo 108-8507  
Tel: 03-3740-5371; Fax: 03-3740-5367

#### Office Manager

Barbara Kolff van Oosterwijk  
30-17 Honmoku Wada  
Naka-ku, Yokohama  
Kanagawa 231-0827  
Tel & Fax: 045-625-6363

### Norway (NWCCJ)

#### President

Trond Varlid  
President, Tomra Japan Ltd.  
NAVAL Bldg. 1F., 1-23-7 Omori-kita  
Ota-ku, Tokyo 143-0016  
Tel: 03-6404-2401; Fax: 03-6404-2403

#### Executive Director

Stein Saugnes  
c/o Royal Norwegian Embassy  
5-12-2 Minami Azabu  
Minato-ku, Tokyo 106-0047  
Tel: 03-3440-2611; Fax: 03-3440-2719

### Poland (PCCIJ)

#### President

Piotr Suszycki-Tanaka  
Chairman, Member of the Board  
NCM Corporation  
Kawai Bldg. 1F., 2-1-10 Kodai, Miyamae-ku  
Kawasaki-shi, Kanagawa 216-0007  
Tel: 044-870-4701; Fax: 044-870-4702

#### Operation Manager

Mr. Fujio Nakamura  
S&L Bldg., 8F  
1-10-8 Higashi-gotanda,  
Shinagawa-ku, Tokyo 141-0022  
Tel: 03-5793-7902; Fax: 03-5793-7903

### Spain (Spanish Institute of Foreign Trade)

#### Representative

Rafael Coloma  
Head of the Economic & Commercial Office  
Embassy of Spain  
3F., 1-3-29 Roppongi  
Minato-ku, Tokyo 106-0032  
Tel: 5575-0431; Fax: 5575-6431

### Sweden (SCCJ)

#### President

Carl-Gustav Eklund  
Representative Director & President  
Hoganas Japan K.K.  
Akasaka Shasta East 6F., 4-2-19 Akasaka  
Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

#### General Manager

Taiko Nakazato  
Kioicho Fukudaya Bldg.  
6-12 Kioicho  
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094  
Tel: 03-5211-2101; Fax: 03-5211-2102

### Switzerland (SCCIJ)

#### President

Martin Stricker  
President & Representative Director  
Gaipro, Inc.  
Nihon Towel Building 6F  
3-4-5 Nihonbashi Ningyo-cho  
Chuo-ku, Tokyo 103-0013  
Tel: 03-5913-9588; Fax: 03-5913-9589

#### Executive Secretary

Teruyo Kinoshita  
Toranomom No.2 WAIKO Bldg. 3F  
5-2-6 Toranomom  
Minato-ku, Tokyo 105-0001  
Tel: 03-5408-7569; Fax: 03-3433-6066



## BOARD of GOVERNORS

**Committee  
Chairmen  
Representative**

**Otto F. Benz**  
General Manager Japan  
Lufthansa German Airlines  
3-1-13 Shiba-Koen  
Minato-ku, Tokyo 105-0011  
Tel: 03-5402-5201; Fax: 03-5402-5209

**Committee  
Chairmen  
Representative**

**Duco B. Delgorge**  
President  
MIE PROJECT Co., Ltd.  
1-5-1-405 Shoto  
Shibuya-ku, Tokyo 150-0046  
Tel: 03-5465-2121; Fax: 03-5465-2123

**Committee  
Chairmen  
Representative**

**Jean-Louis Claudon**  
Special Advisor  
Arianespace Tokyo Office  
Kasumigaseki Bldg. 31F  
3-2-5 Kasumigaseki,  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6031  
Tel: 03-3592-2766; Fax: 03-3592-2768

欧州ビジネス協会  
在日欧州（連合）商工会議所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F

電話: 03-3263-6222 Fax: 03-3263-6223

E-mail: [ebc@gol.com](mailto:ebc@gol.com) ホームページ: <http://www.ebc-jp.com>